

美深町立地適正化計画（素案）

令和8年2月

目次

第1章	はじめに	1
1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画の対象区域	2
1-4	計画期間	3
第2章	美深町の現状と課題	4
2-1	人口動向	4
(1)	人口推移	4
(2)	人口動態	5
(3)	人口密度の変化	6
(4)	高齢化率の変化	7
(5)	年少人口率の変化	8
2-2	土地利用の動向	9
(1)	土地利用の状況	9
(2)	空き家の状況	10
(3)	新規建物着工数の状況	11
2-3	都市機能施設の立地状況	12
(1)	行政施設	12
(2)	商業施設	14
(3)	金融施設	15
(4)	医療施設	17
(5)	教育・文教・体育施設	18
(6)	保育・子育て施設	20
(7)	福祉施設	21
(8)	交流施設	23
2-4	公共交通の状況	25
(9)	鉄道	25
(10)	路線バス	25
(11)	デマンドバス・タクシー	26
(12)	自動車	27
(13)	公共交通カバー率	28
2-5	災害危険区域の状況	29
(1)	洪水災害	29
(2)	土砂災害	30
2-6	経済動向	31
(1)	地価状況の推移	31
(2)	経済活動の推移	33
2-7	財政状況	34
(1)	歳入・歳出	34
(2)	公共施設の改修・更新にかかる費用	36
2-8	都市構造上の評価	37
2-9	美深町の現状からの課題	38
第3章	住民意向	39
3-1	「将来のまちづくりに向けた町民アンケート調査」の概要	39
3-2	アンケート調査結果からの課題	41
第4章	上位・関連計画の整理	42
4-1	上位計画	42
(1)	第6次美深町総合計画	42
(2)	美深都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	43
(3)	美深町都市計画マスタープラン	44
4-2	関連計画	46
(1)	第2期美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略	46
(2)	美深町地域公共交通計画	47
(3)	美深町地域防災計画	48
(4)	美深町地域強靱化計画	48

(5)	美深町住生活基本計画	49
(6)	美深町公営住宅等長寿命化計画	50
(7)	美深町公共施設等総合管理計画	51
(8)	第9期美深町高齢者保健福祉等計画・美深町介護保険事業計画	52
第5章	計画の基本方針	53
5-1	まちづくりの方針	53
5-2	目指すべき都市の骨格構造	54
5-3	誘導方針	56
第6章	居住誘導区域の設定	57
6-1	居住誘導区域設定の基本的な考え方	57
6-2	居住誘導区域の設定	57
(1)	視点1 一定の人口密度を確保する区域	58
(2)	視点2 市街地の空洞化を解消する区域	59
(3)	視点3 生活利便性を確保する区域	60
(4)	視点4 防災リスクを低減する区域	61
(5)	居住誘導区域の設定	62
第7章	都市機能誘導区域の設定	63
7-1	都市機能誘導区域設定の基本的な考え方	63
7-2	都市機能誘導区域の設定	63
(1)	視点1 中心拠点の主要な都市機能施設を集積する区域	64
(2)	視点2 工業地の土地利用転換と多様な機能が集積・調和する区域	65
(3)	都市機能誘導区域の設定	66
7-3	誘導施設の設定	67
(1)	誘導施設とは	67
(2)	誘導施設の設定	67
第8章	防災指針	69
8-1	防災指針とは	69
(1)	防災指針の目的	69
(2)	防災指針の位置付け	69
8-2	災害リスクの把握	70
(1)	災害ハザード情報等の収集	70
(2)	洪水災害	71
(3)	土砂災害	75
8-3	災害リスクの課題の抽出	77
(1)	洪水災害の課題	77
(2)	土砂災害の課題	77
8-4	防災まちづくりの取組方針	77
(1)	取組方針	77
(2)	具体的な取組及び目標	78
(3)	スケジュール	78
第9章	誘導施策・届出制度	79
9-1	誘導施策	79
9-2	届出制度	80
(1)	居住誘導区域外における届出・勧告制度	80
(2)	都市機能誘導区域外における届出・勧告制度	81
(3)	都市機能誘導区域内における届出・勧告制度	81
第10章	目標の設定と評価方法	82
10-1	目標の設定	82
10-2	評価方法	83

第1章. はじめに

1-1. 計画策定の背景と目的

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第81条に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方により、居住や医療、福祉、商業などの都市機能施設の立地、公共交通の充実に関する都市全体の包括的なマスタープランです。

美深町においては、人口減少や少子高齢化の進展に伴う、空き地・空き家の増加による市街地の空洞化や、社会インフラの老朽化に伴う維持管理費の増加による財政負担のほか、近年の社会情勢の変化に合わせた持続可能な都市経営への取組が求められています。

今回、これらへの対応を図るべく、まちづくりの方向性や基本方針、都市機能区域及び居住誘導区域、誘導施策、防災指針などを定め、実効性のある計画として推進するため、「美深町立地適正化計画」を策定します。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、「美深町都市計画マスタープラン」の一部として策定されるもので、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第6次美深町総合計画」を上位計画として、居住、医療、福祉、商業、公共交通、防災などの他分野の関連計画との連携と整合を図るものとします。

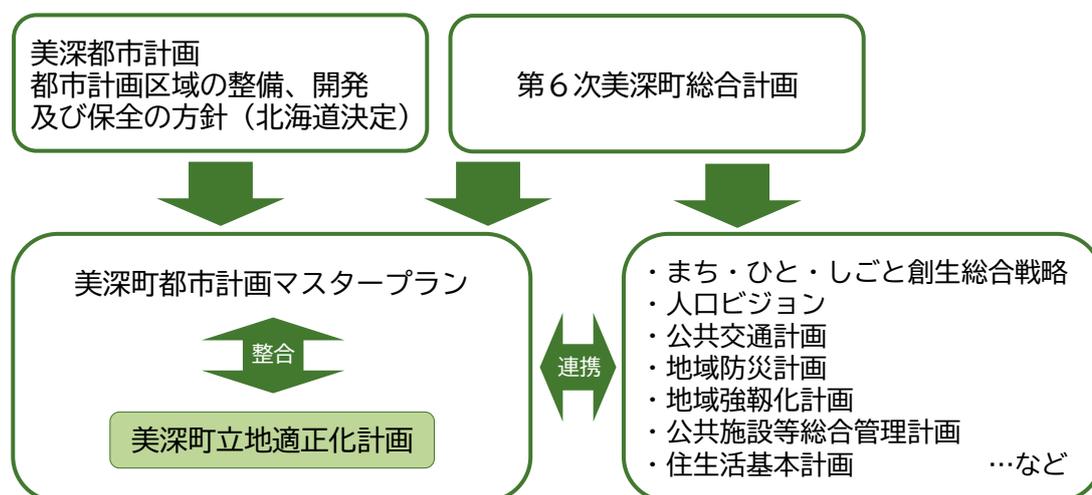


図 1-1 計画の位置付け

1 - 3. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域とします。

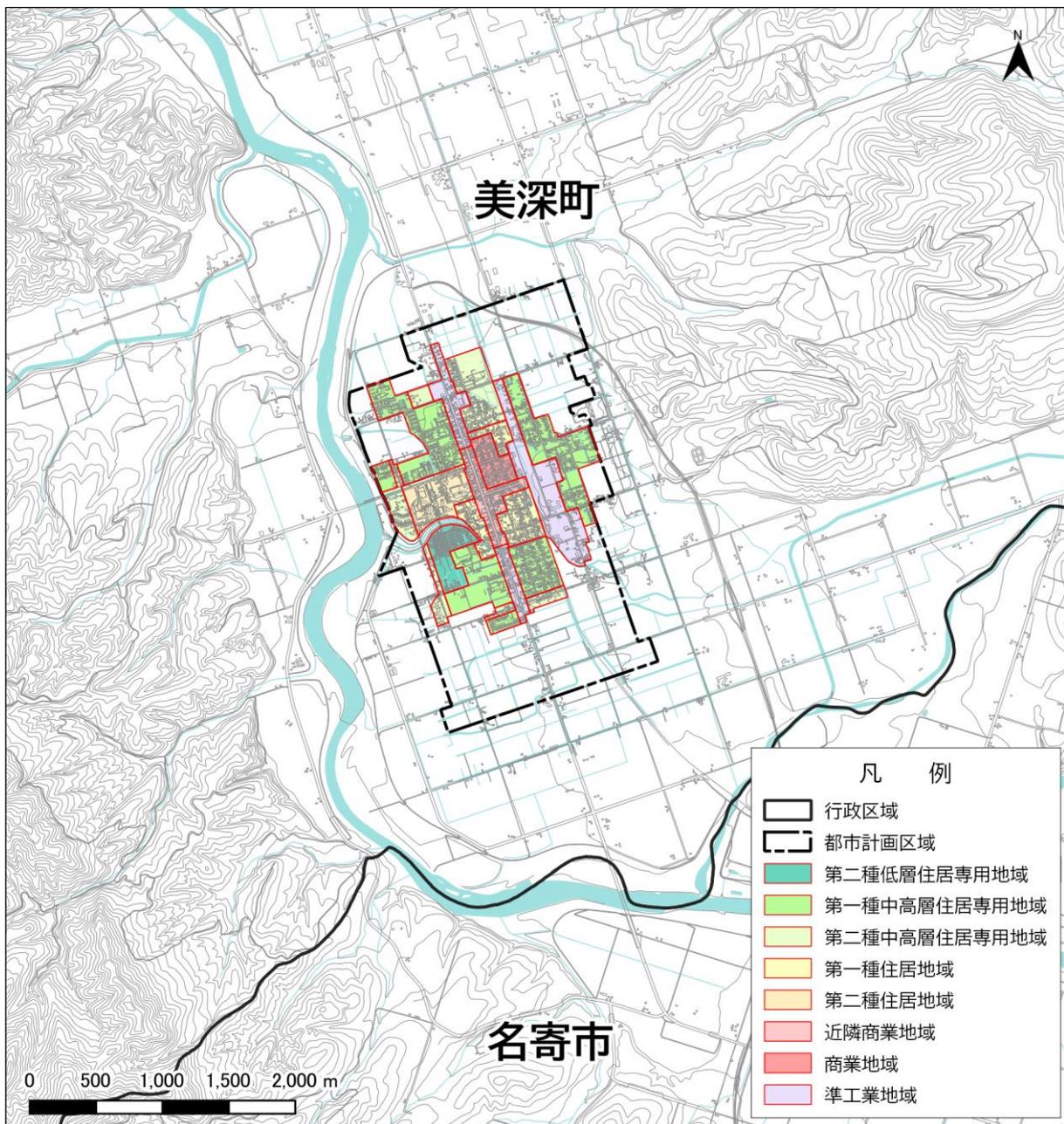


図 1-2 本計画における対象区域

1 - 4. 計画期間

計画期間は通常 20 年間の令和 27 年度までとすることが一般的ですが、次期総合計画の更新サイクルとずれが生じるため、令和 8 年度から令和 22 年度の概ね 15 年間とします。なお、上位計画や都市計画マスタープランの改定など、社会情勢の変化や法令の改正などに応じて適宜見直しを行います。

また、概ね 5 年ごとに計画の評価を行いつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

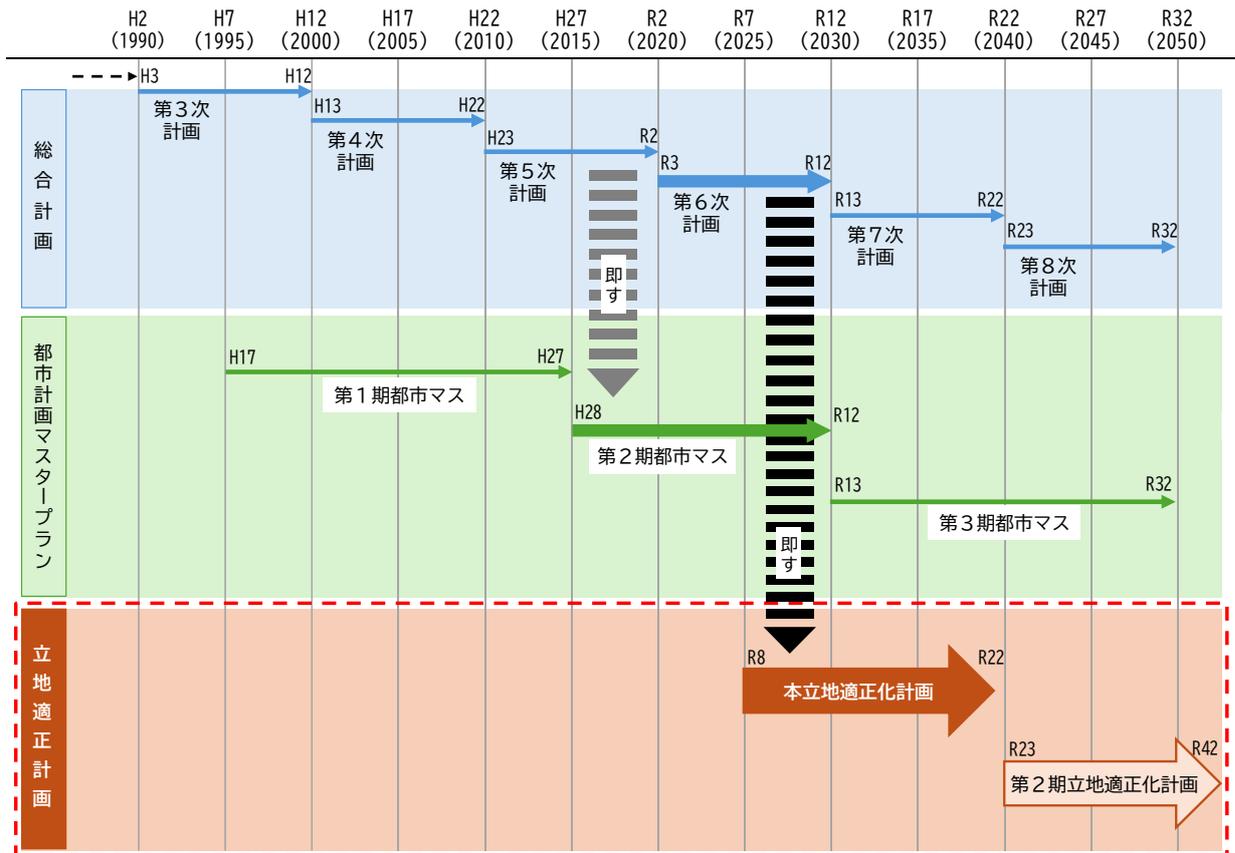


図 1-3 計画期間

第2章. 美深町の現状と課題

2-1. 人口動向

(1) 人口推移

本町の人口は、平成12年から令和2年の20年間で1,895人（約31%）減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、目標年次の令和22年の人口は2,658人で、令和2年からの20年間で1,487人（約36%）減少する見通しとなっており、平成12年の人口を基準にした場合には、40年間で約56%の人口が減少することになります。

高齢化率は、平成12年は25.7%でしたが、令和2年は41.0%、令和22年は43.8%と増加傾向にあります。

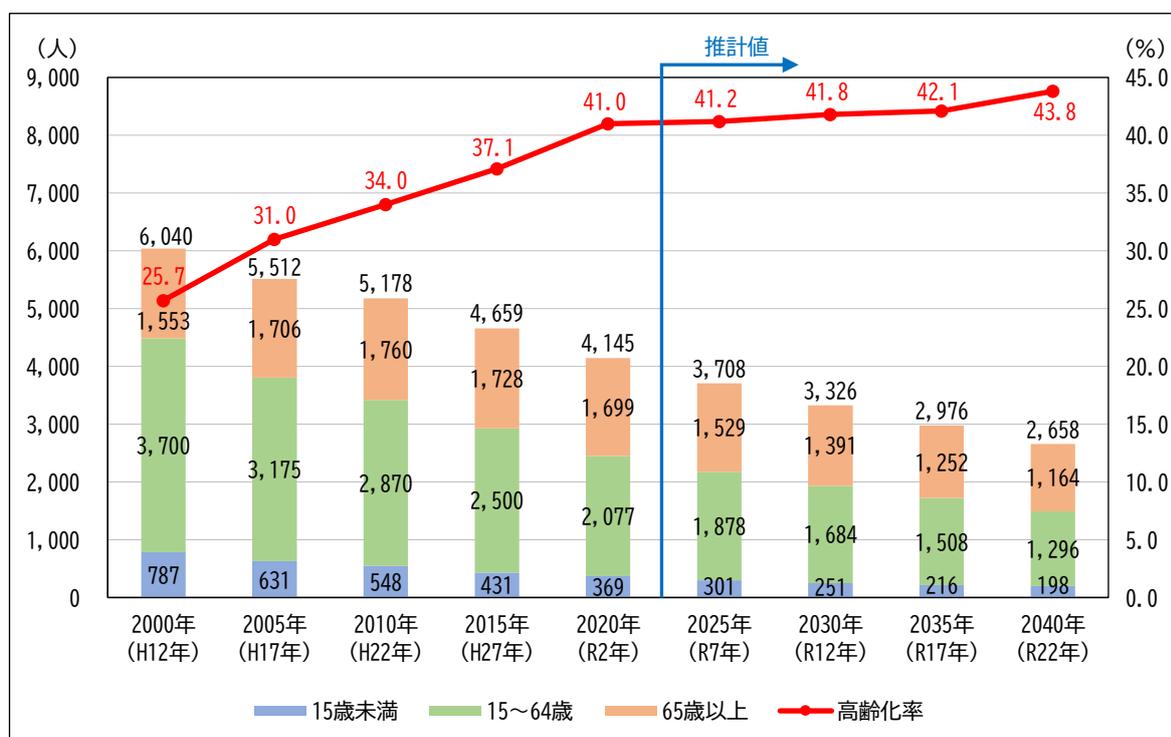


図 2-1 年齢3区分人口の推移

(資料：H12～R2 は国勢調査、R7～R22 は国立社会保障・人口問題研究所)

注：年齢不詳は「15～64歳」に加算

(2) 人口動態

自然動態の死亡数は、平成16年以降、平成25年を除き60～70人程度で推移していましたが、近年は増加傾向にある一方で、出生数は減少傾向にあり、平成16年から令和5年までの20年間で約55%に減少しています。

社会動態の転入数・転出数はともに減少傾向で、転出数が転入数を上回る転出超過による社会減が続いています。また、平成16年から令和5年までの20年間で、転入数は約74%、転出数は約62%に減少しています。

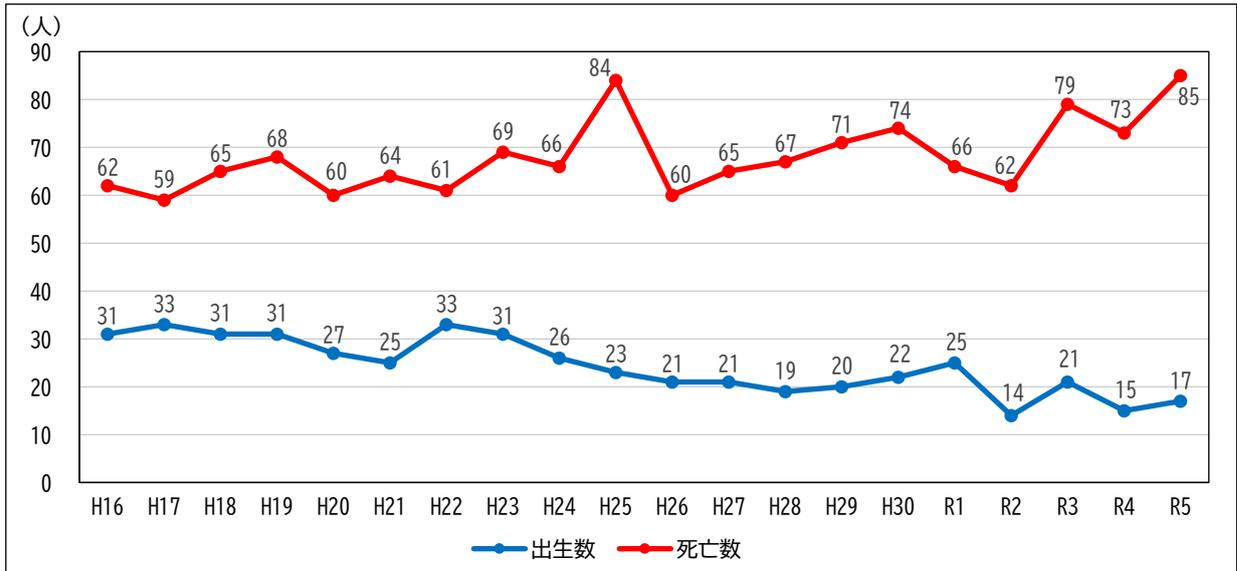


図 2-2 自然動態（出生・死亡）の推移

(資料：美深町住民基本台帳)

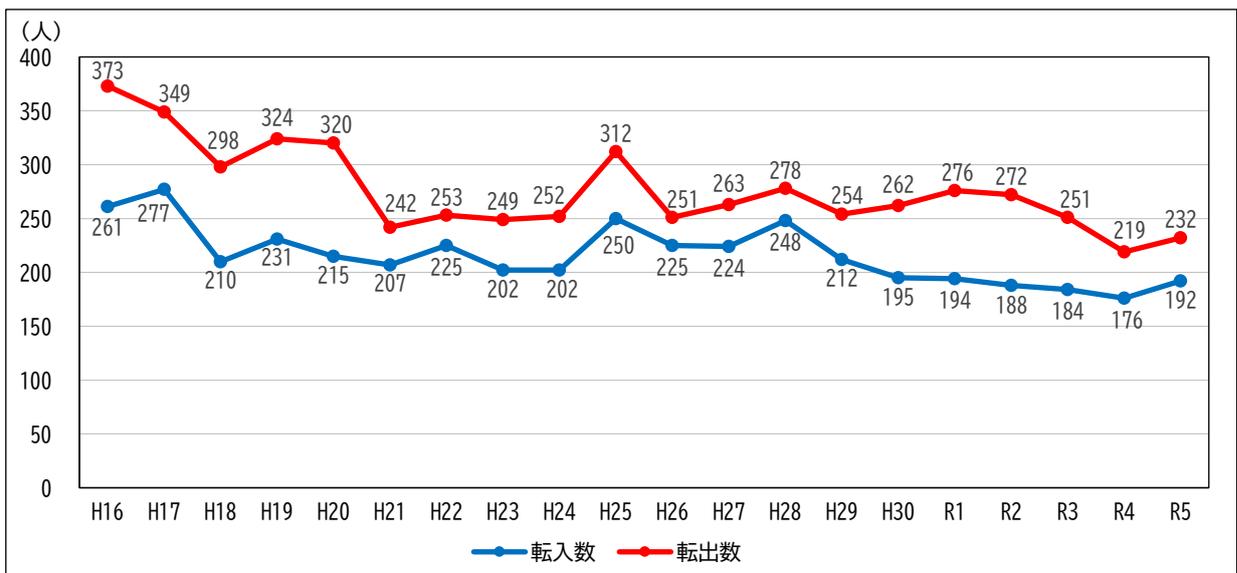


図 2-3 社会動態（転入・転出）の推移

(資料：美深町住民基本台帳)

(3) 人口密度の変化

令和2年の人口密度分布は、主に国道40号沿道に集まっており、特に商業系用途地域の周辺に集中しています。

令和22年の人口密度分布を見ると、国道40号沿道に集まっていた分布が低くなり、住居系用途地域の周辺に分散しています。

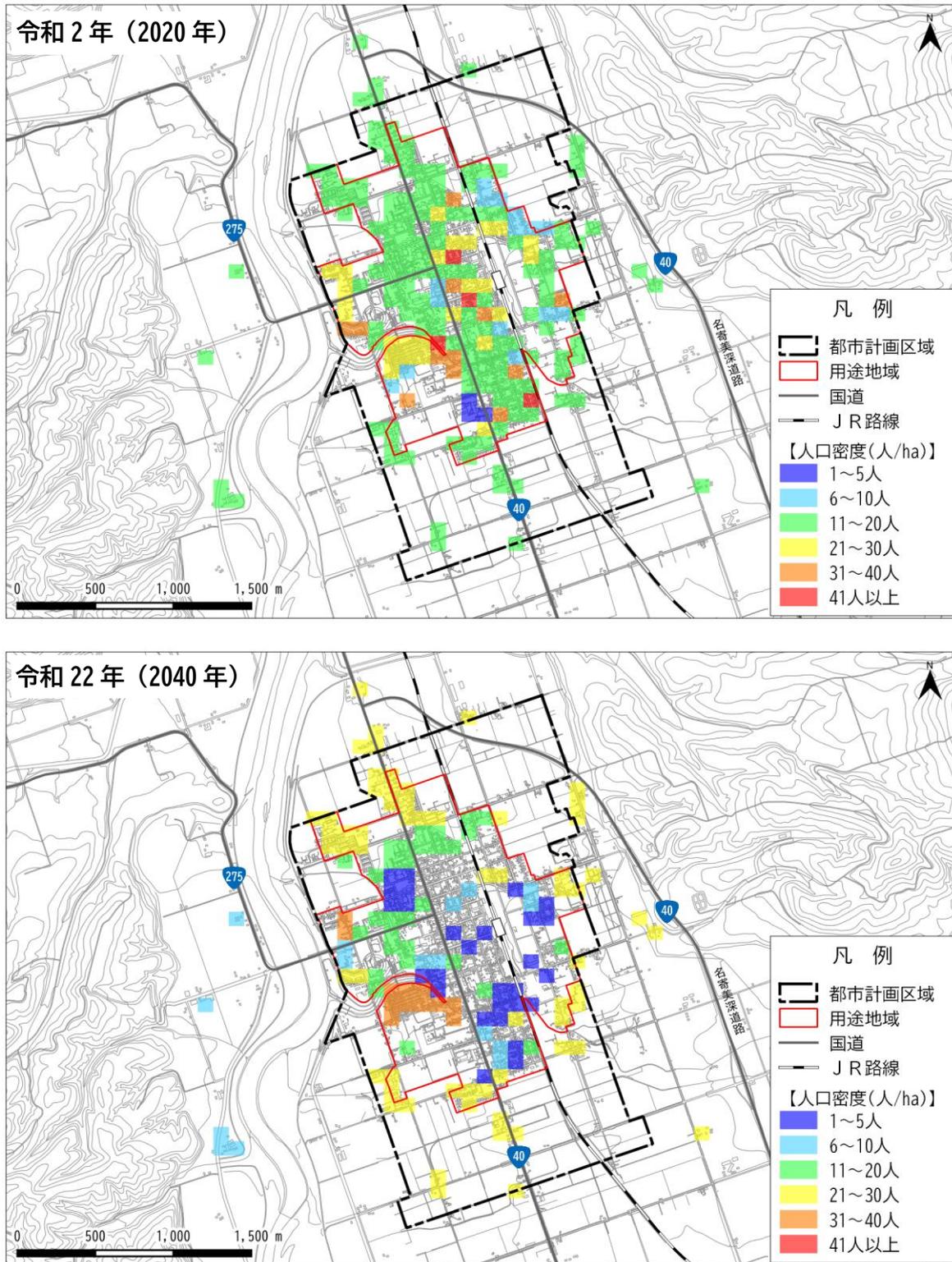


図 2-4 人口密度の変化

(資料：R2 は国勢調査)

(資料：R22 は「G 空間情報センター 将来人口・世帯予測ツール V3」)

(4) 高齢化率の変化

令和2年の高齢化率の分布は、主に国道40号沿道に集まっています。

令和22年の高齢化率の分布を見ると、用途地域の北側の分布が低くなっている一方で、南側に集まっています。

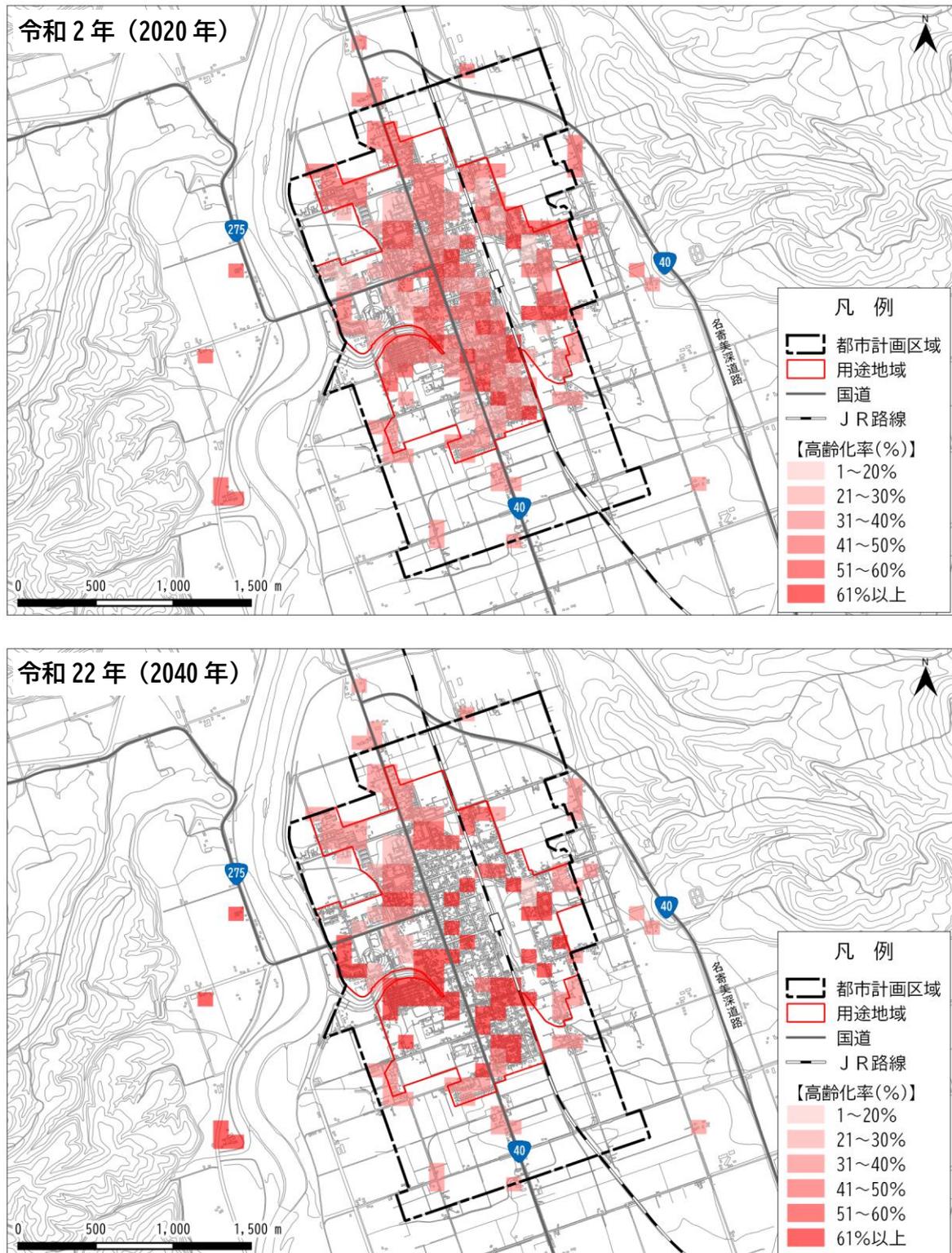


図 2-5 高齢化率の変化

(資料：R2 は国勢調査)

(資料：R22 は「G 空間情報センター 将来人口・世帯予測ツール V3」)

(5) 年少人口率の変化

令和2年の年少人口率の分布は、主に国道40号沿道に集まっています。

令和22年の年少人口率の分布を見ると、市街地中心部の分布が低くなり、用途地域の外縁部に点在しています。

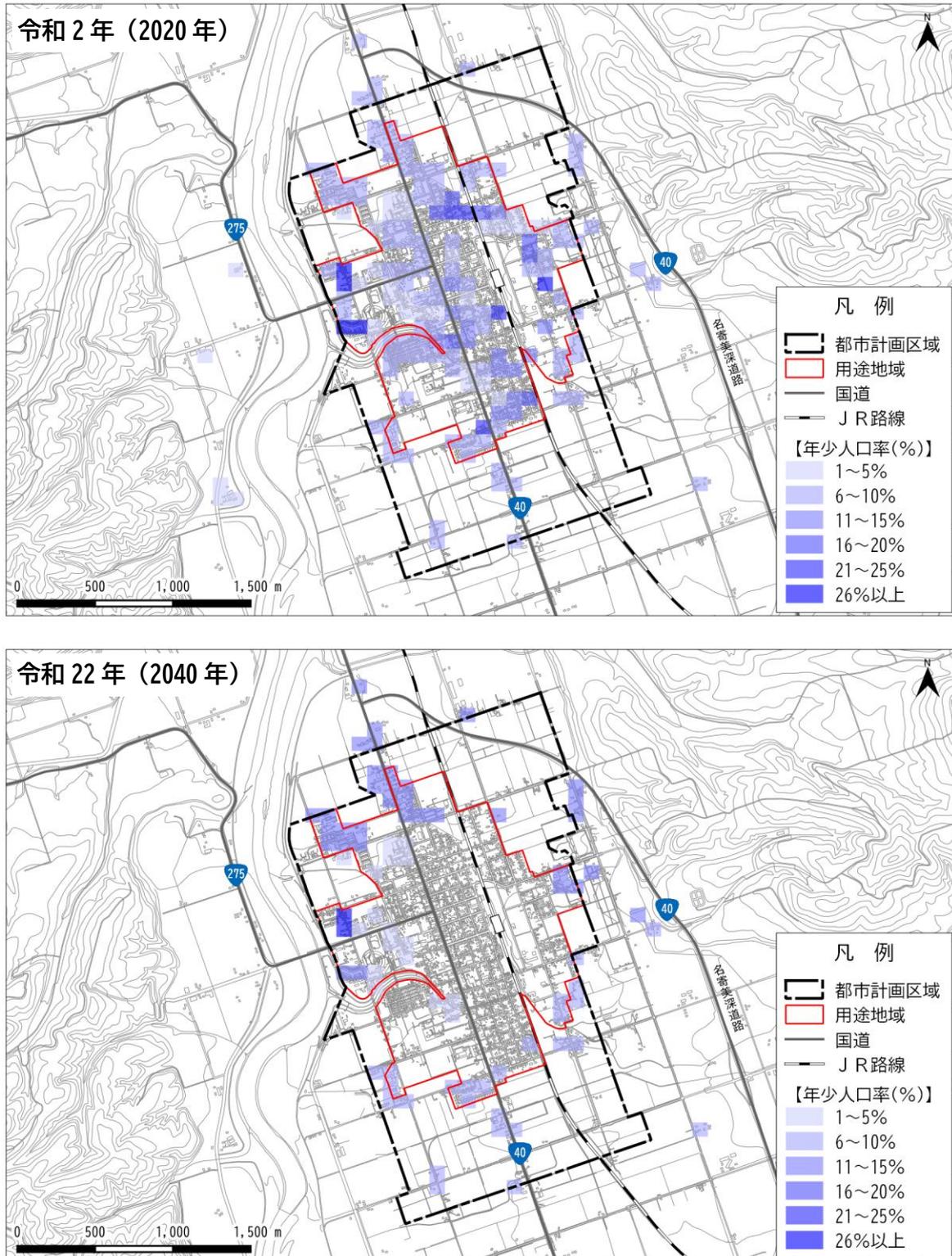


図 2-6 年少人口率の変化

(資料：R2 は国勢調査)

(資料：R22 は「G 空間情報センター 将来人口・世帯予測ツール V3」)

2 - 2. 土地利用の動向

(1) 土地利用の状況

用途地域内においては、「建築敷地」が58.0%で最も多く、次いで「道路」が17.2%、「宅地」が15.8%となっています。

「宅地」は用途地域内に広く分布しており、内訳を見ると、「未利用宅地」が12.3%で最も多く、次いで「屋外運動場等」が2.8%となっています。

表 2-1 土地利用別の敷地面積(資料:都市計画基礎調査(令和4年度))

小分類	細分類	敷地面積(m ²)	構成比(%)
建築敷地		1,326,878	58.0
宅地		360,490	15.8
	未利用宅地	280,939	12.3
	資材置場	6,818	0.3
	屋外運動場等	63,589	2.8
	青空駐車場	3,798	0.2
	太陽光発電システム用地	5,346	0.2
農地・森林・原野		67,469	2.9
道路		394,653	17.2
河川・池沼等		21,151	0.9
公園緑地		44,552	1.9
その他		75,643	3.3
合計		2,290,836	100.0

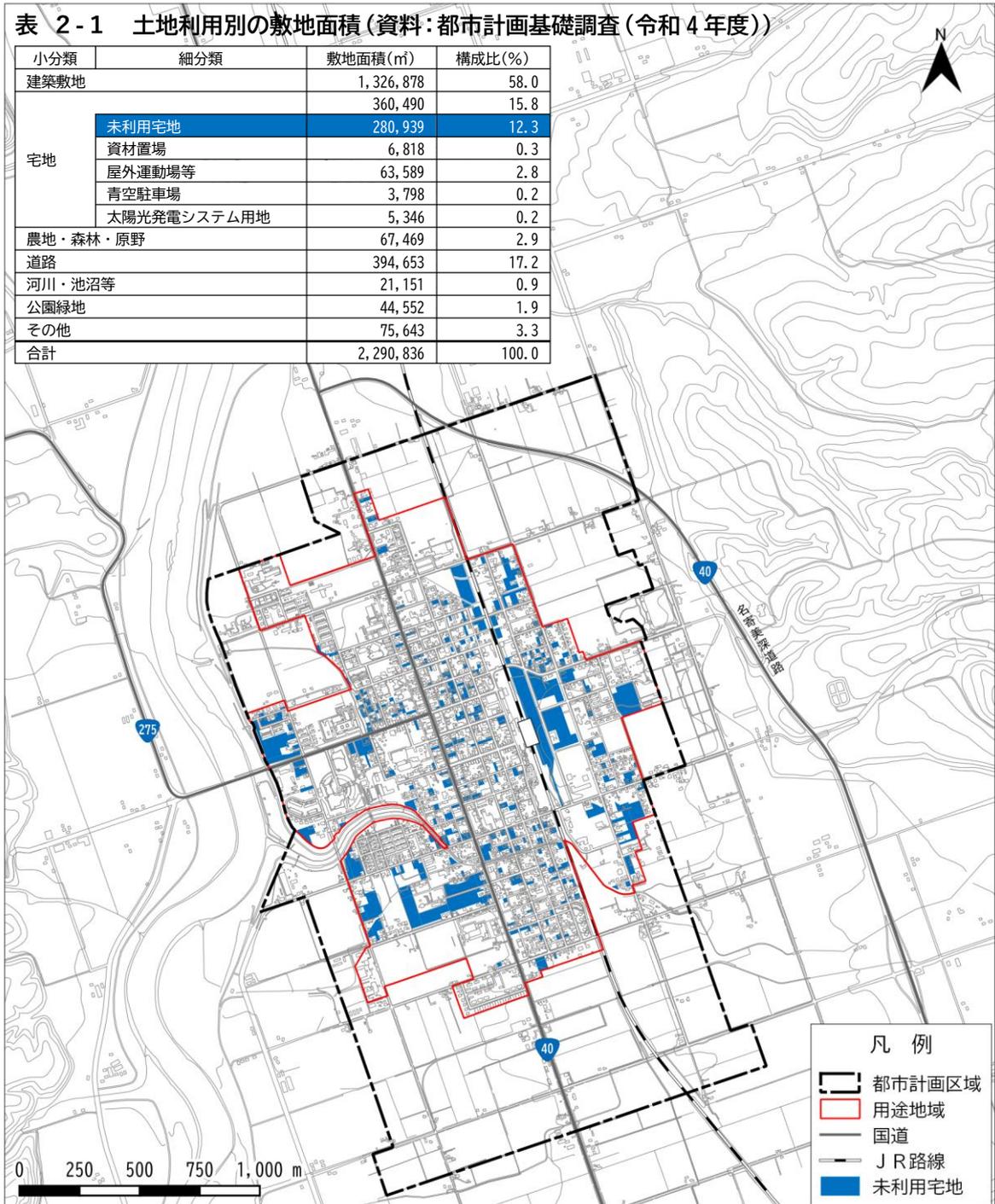


図 2-7 未利用宅地の分布

(資料:都市計画基礎調査(令和4年度))

(2) 空き家の状況

用途地域の空き家数は、令和5年10月現在で123件であり、主に国道40号とJR宗谷本線に跨る区域（東一条から東三条の区域）にまとまって分布しています。

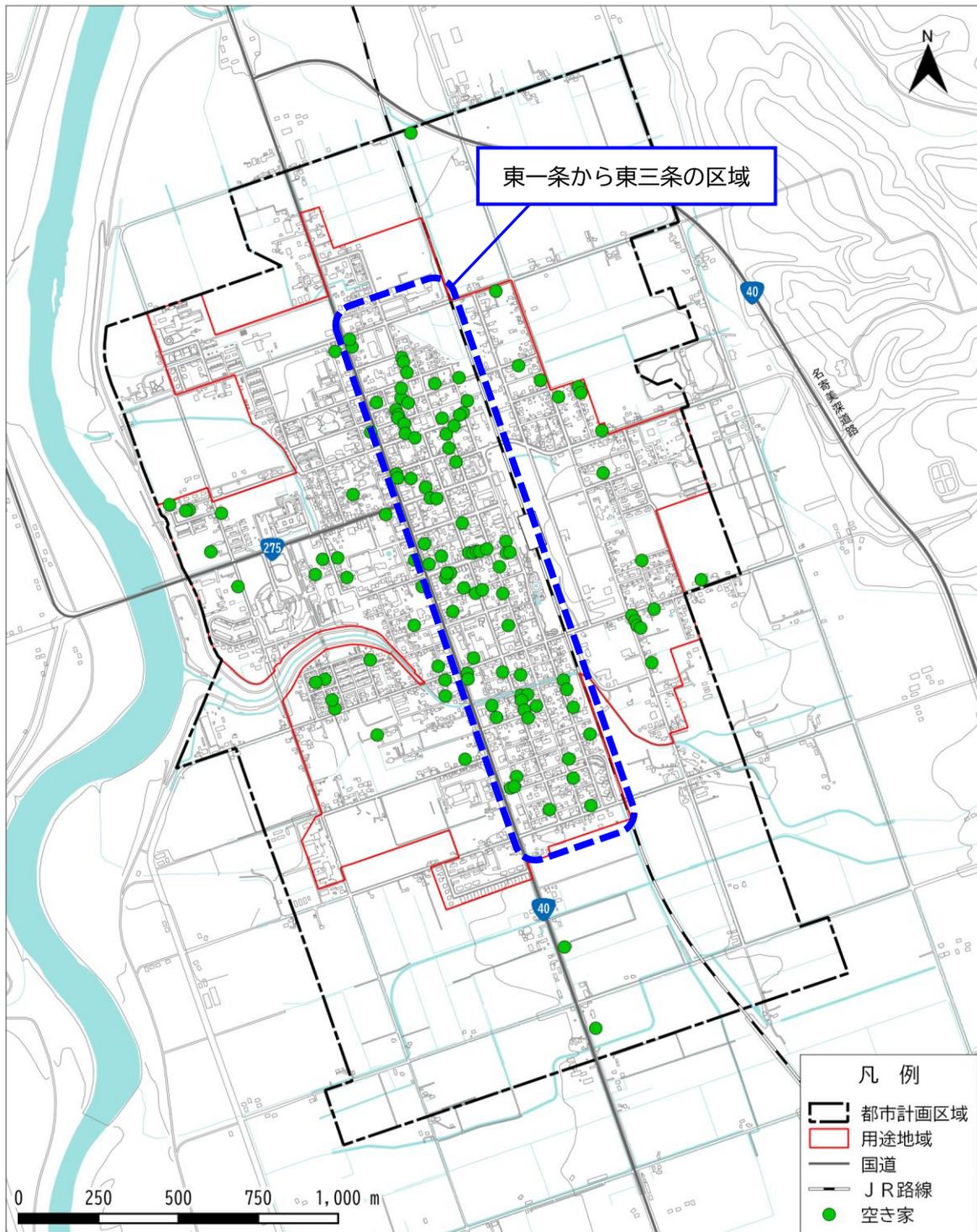


図 2-8 空き家の分布

(資料：美深町調べ：令和6年8月27日)

(3) 新規建物着工数の状況

新規建物着工数は、平成24年以降は各年5～16件で推移しており、内訳を見ると、「居住専用住宅」が半数以上を占めています。

「居住専用住宅」に次いで多いのは「農林水産業用建築物」であり、平成24年以降の12年間においては7年で着工されています。

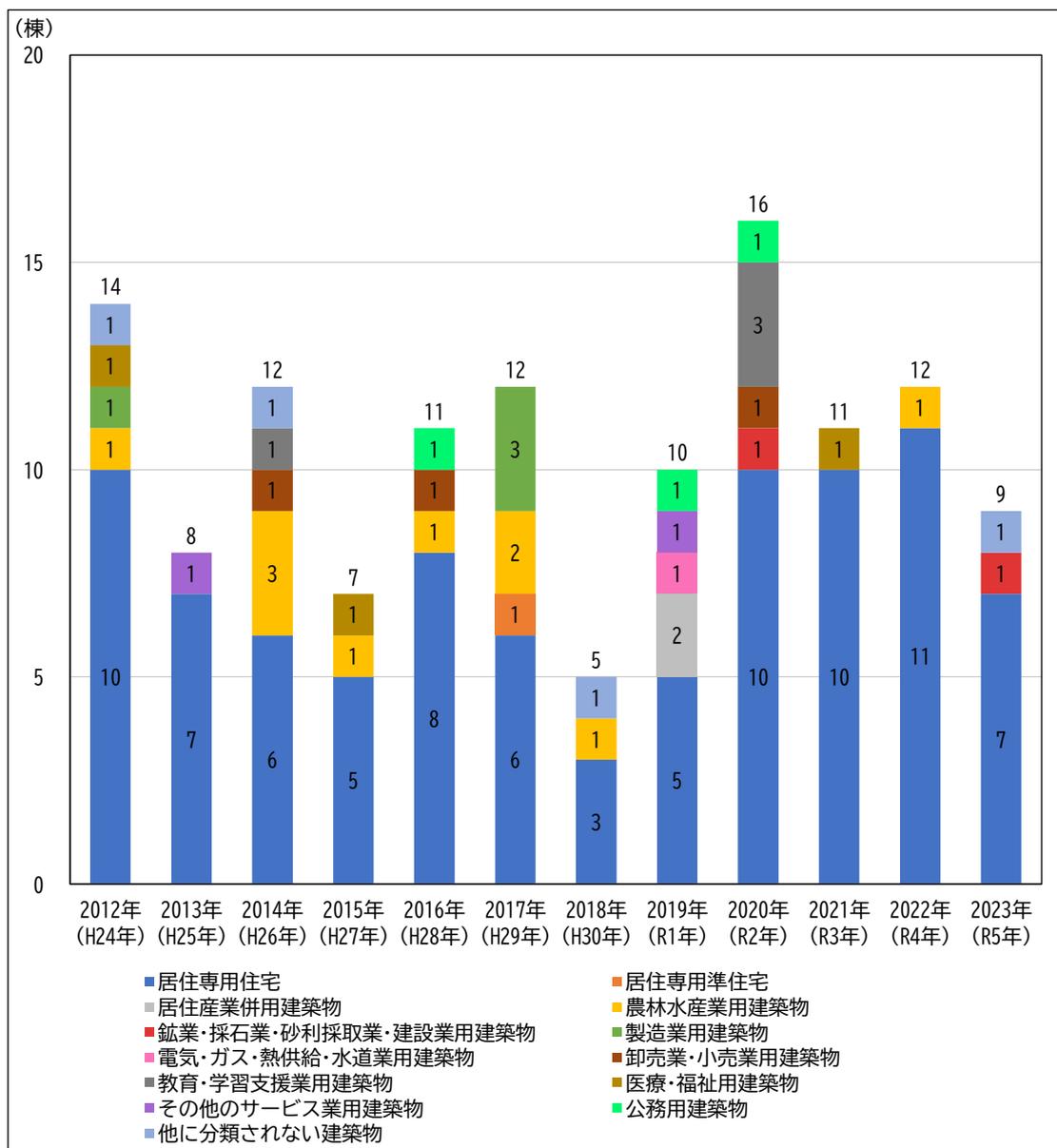


図 2-9 新規建物着工数（用途別）の推移

（資料：建築着工統計調査）

2 - 3. 都市機能施設の立地状況

(1) 行政施設

行政施設は、国道40号西側には役場や警察庁舎、東側には消防署、北海道開発局の分庁舎が配置されているほか、恩根内地区には役場出張所と警察署駐在所が配置されています。

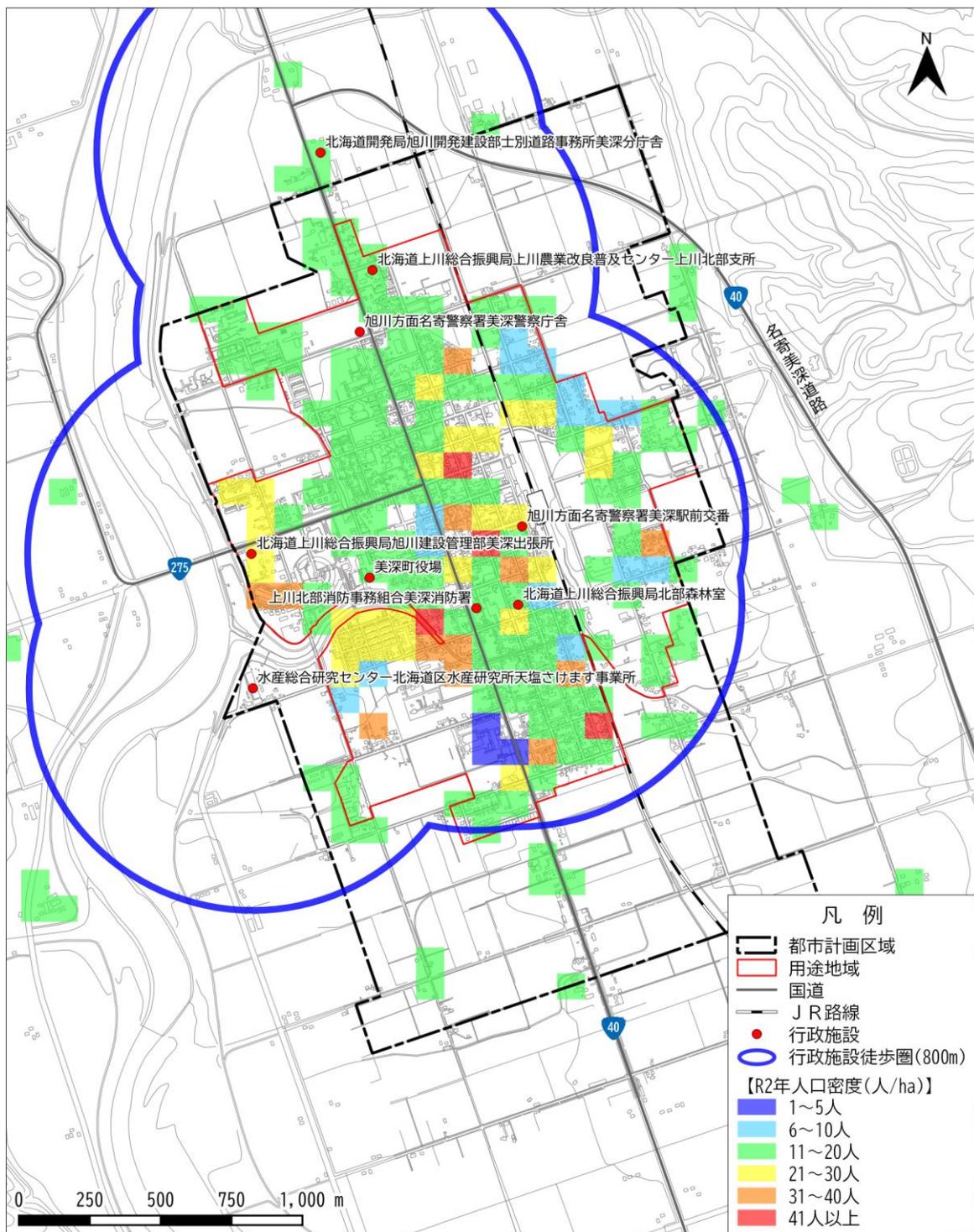


図 2-10 行政施設の分布状況 (市街地)

(資料：R4 国土数値情報、R2 国勢調査)

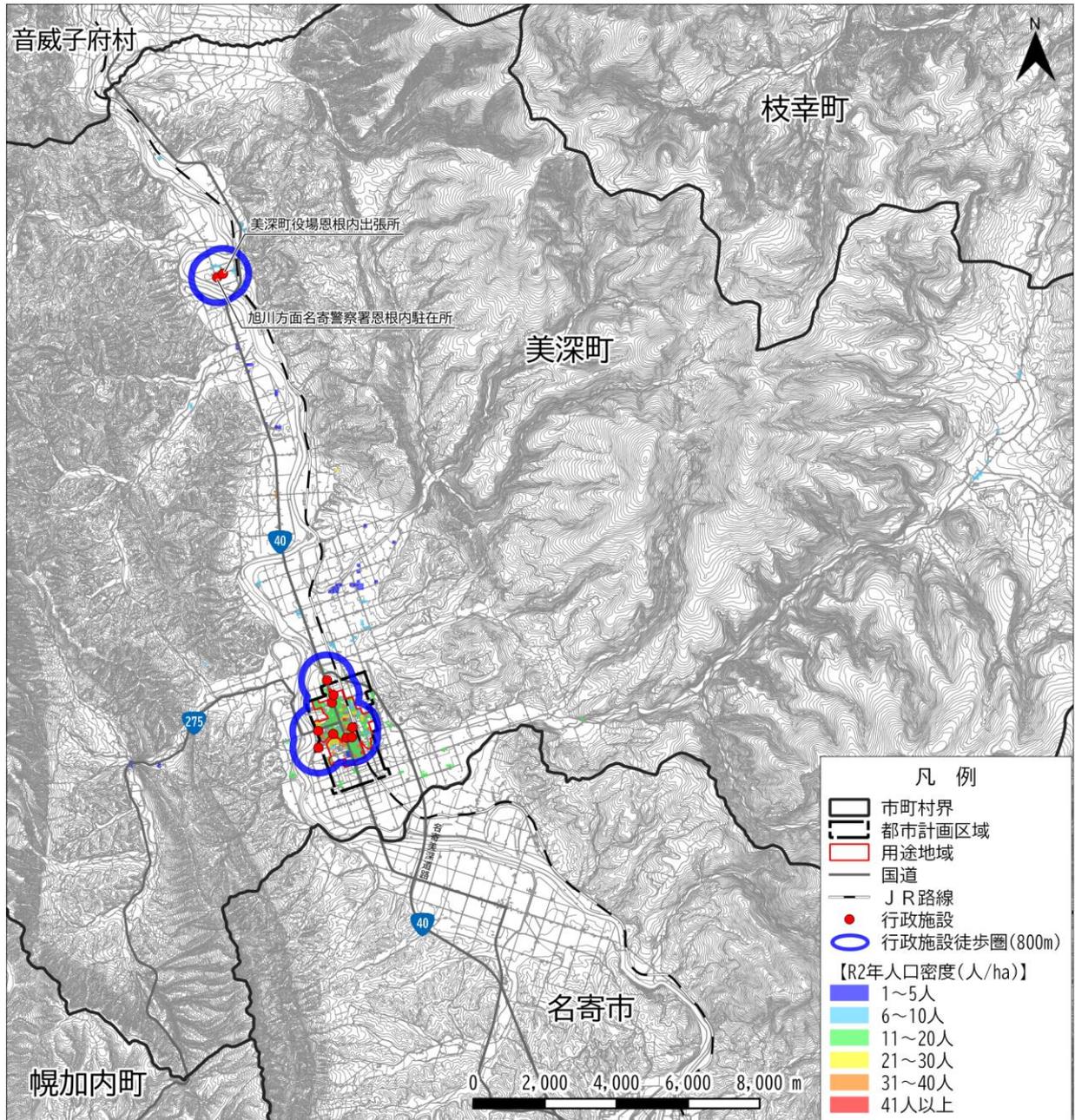


図 2-11 行政施設の分布状況（広域）

表 2-2 行政施設一覧

施設名
美深町役場
美深町役場恩根内出張所
北海道開発局旭川開発建設部土別道路事務所美深分庁舎
北海道上川総合振興局北部森林室
北海道上川総合振興局上川農業改良普及センター上川北部支所
北海道上川総合振興局旭川建設管理部美深出張所
旭川方面名寄警察署美深警察庁舎
旭川方面名寄警察署美深駅前交番
旭川方面名寄警察署恩根内駐在所
上川北部消防事務組合美深消防署
水産総合研究センター北海道区水産研究所天塩さけます事業所

（資料：R4 国土数値情報、R2 国勢調査）

(2) 商業施設

商業施設は、4件が国道40号沿道に配置されており、徒歩圏は用途地域内をほぼ全て網羅しています。

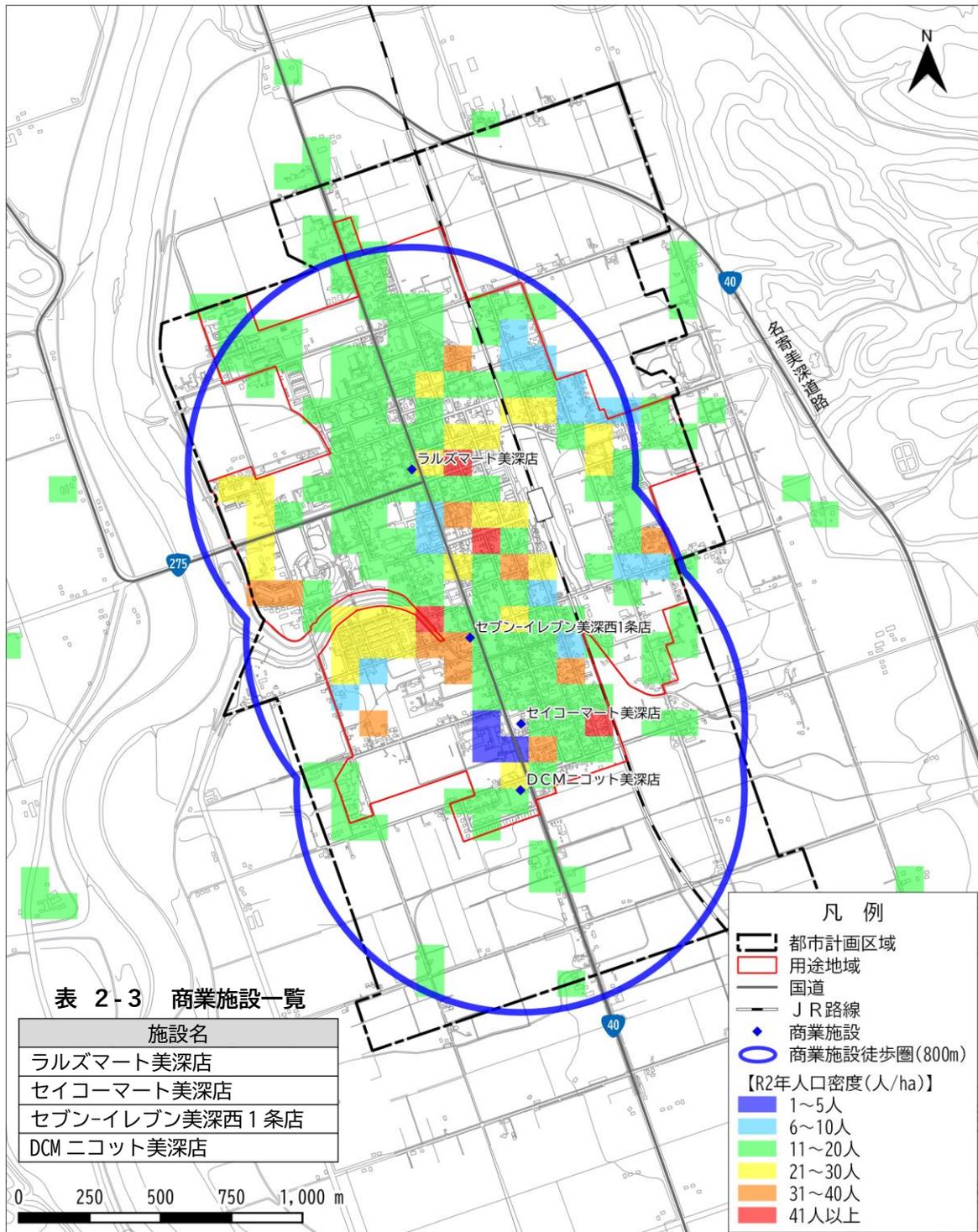


図 2-12 商業施設の分布状況

(資料：iタウンページ、R2 国勢調査)

(3) 金融施設

金融施設は、3件が国道40号沿道の商業系用途地域内に、恩根内地区に1件配置されています。

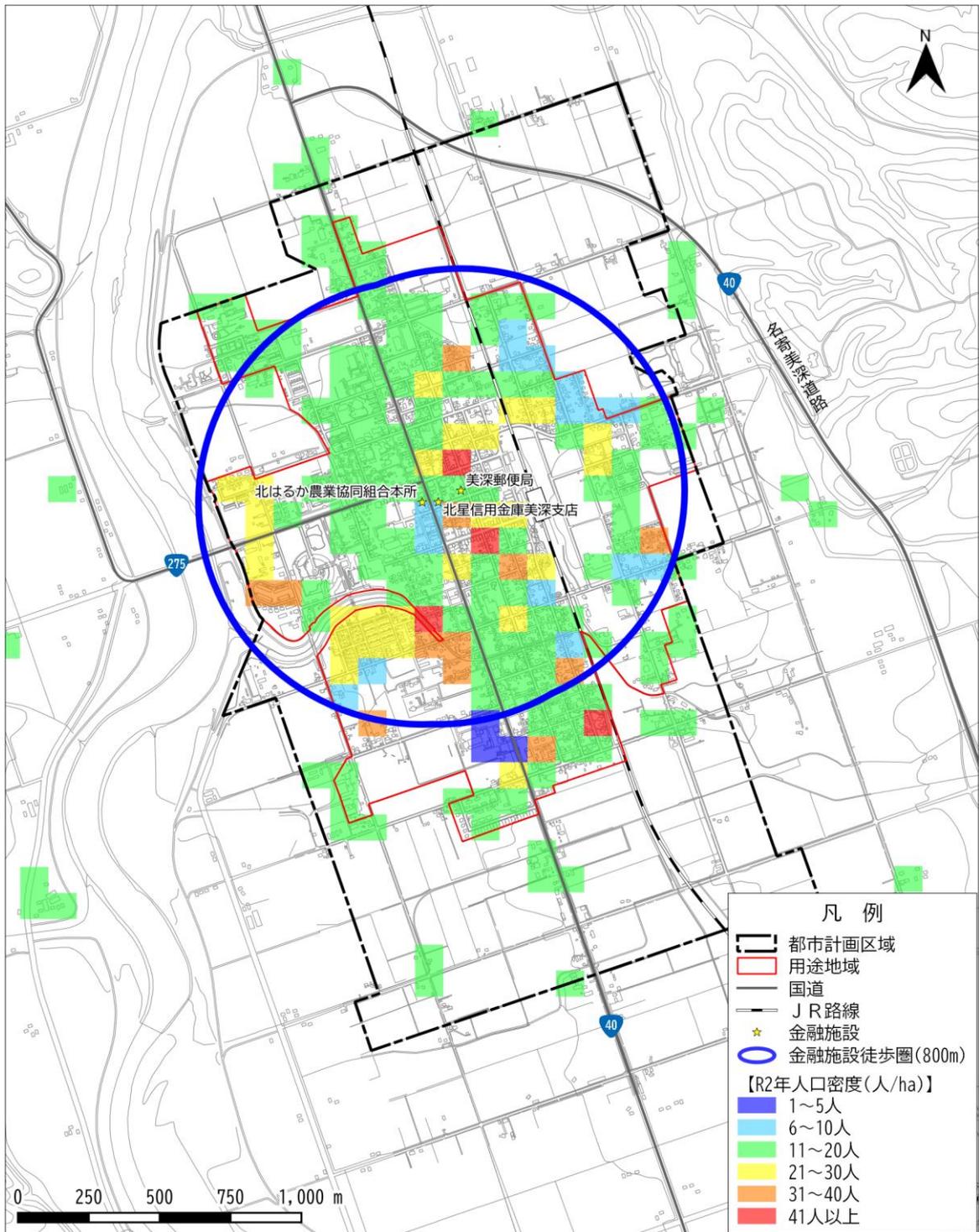


図 2-13 金融施設の分布状況

(資料：H25 国土数値情報、i タウンページ、R2 国勢調査)

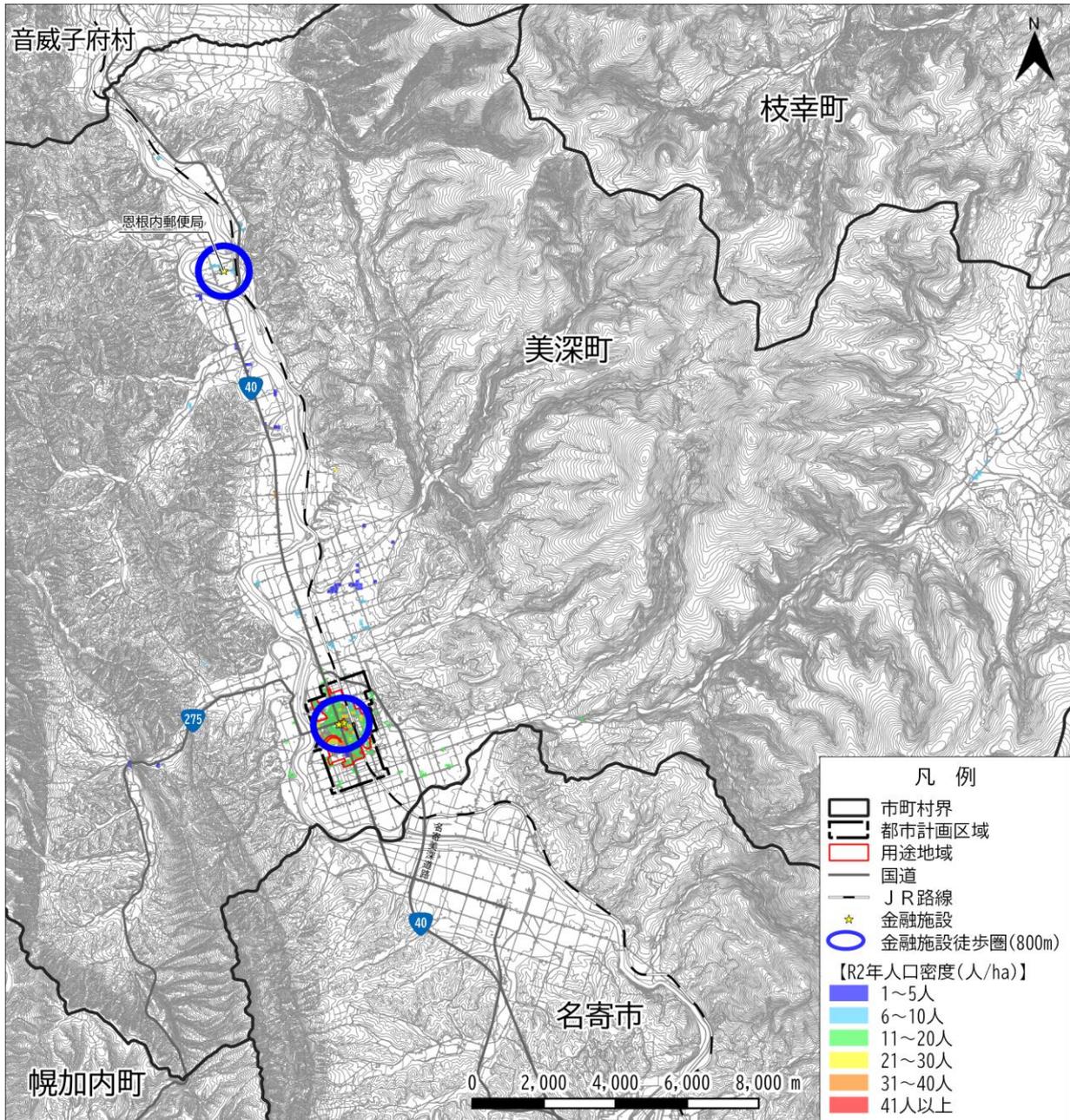


図 2-14 金融施設の分布状況 (広域)

表 2-4 金融施設一覧

施設名
美深郵便局
恩根内郵便局
北星信用金庫美深支店
北はるか農業協同組合本所

(資料：H25 国土数値情報、i タウンページ、R2 国勢調査)

(4) 医療施設

医療施設は、3件が用途地域内かつ中心市街地に配置されています。一般的な徒歩圏は用途地域外縁部を除き網羅されています。

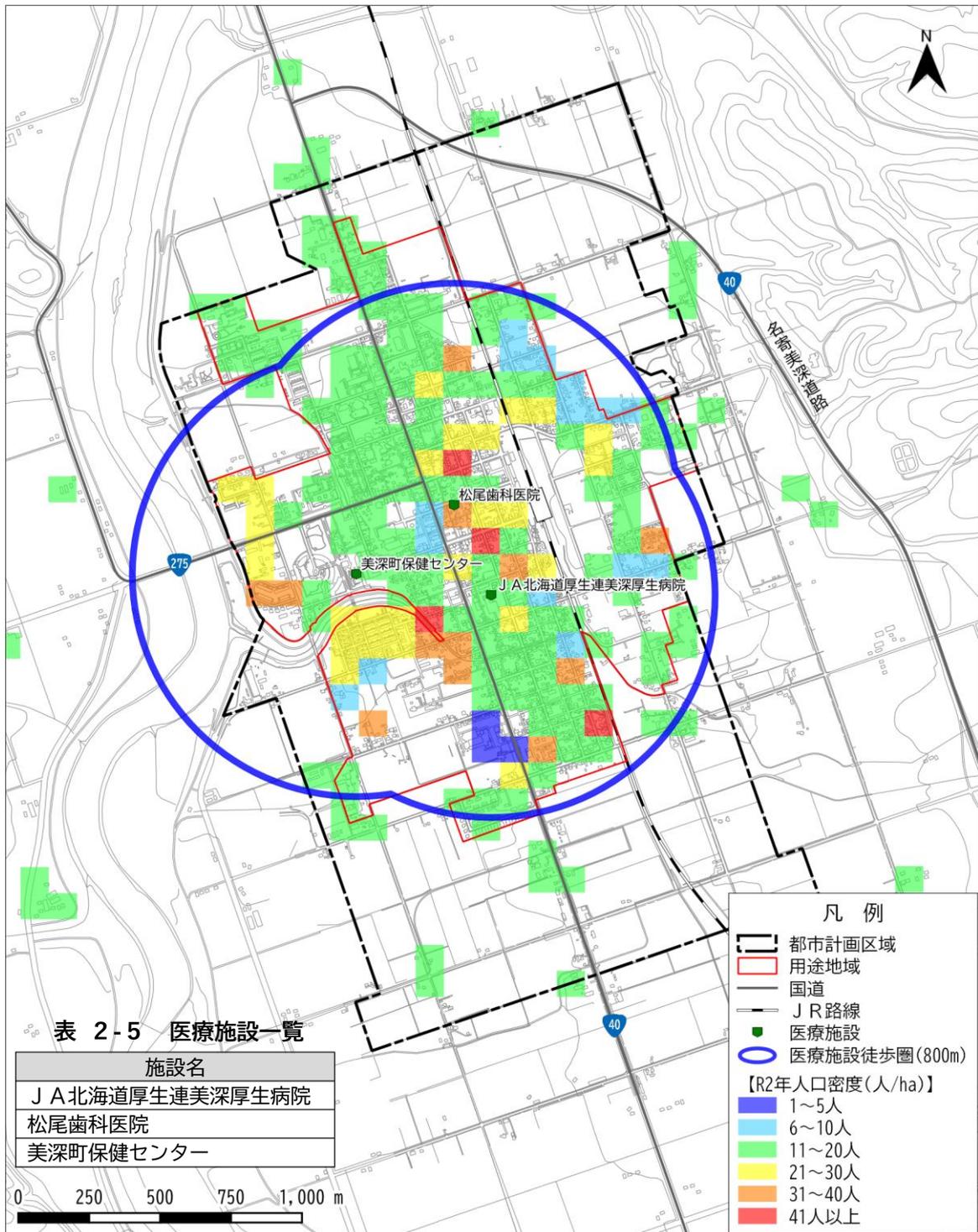


図 2-15 医療施設の分布状況

(資料：R2 国土数値情報、R2 国勢調査)

(5) 教育・文教・体育施設

教育・文教・体育施設の内、学校は市街地に小中学校及び高等学校、高等養護学校、仁宇布地区には小中学校が配置されています。

体育施設は用途地域全域にあり、用途地域外にはスキー場やゴルフ場等が配置されています。

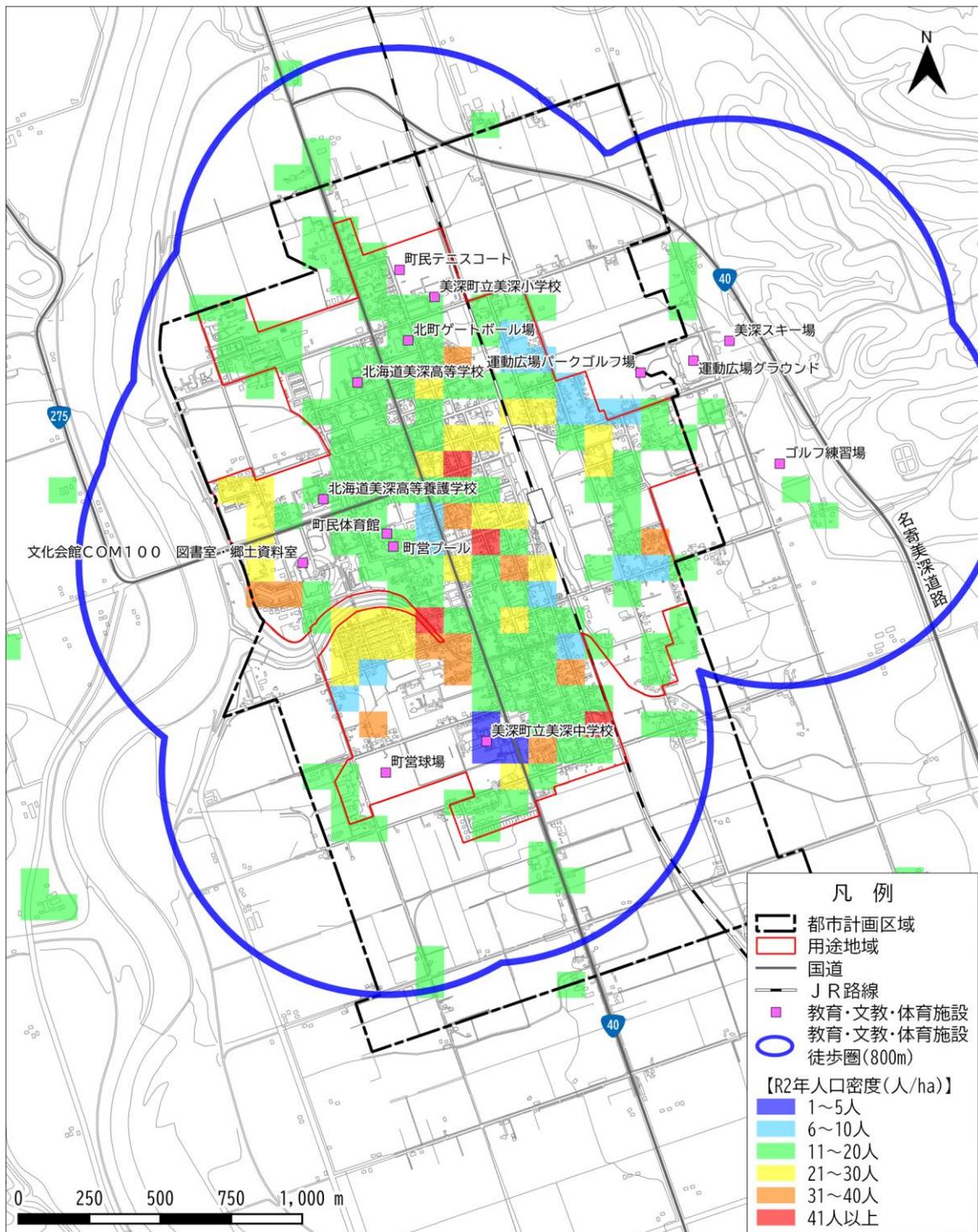


図 2-16 教育・文教・体育施設の分布状況（市街地）

（資料：R5 国土数値情報、R5 美深町の統計、R2 国勢調査）

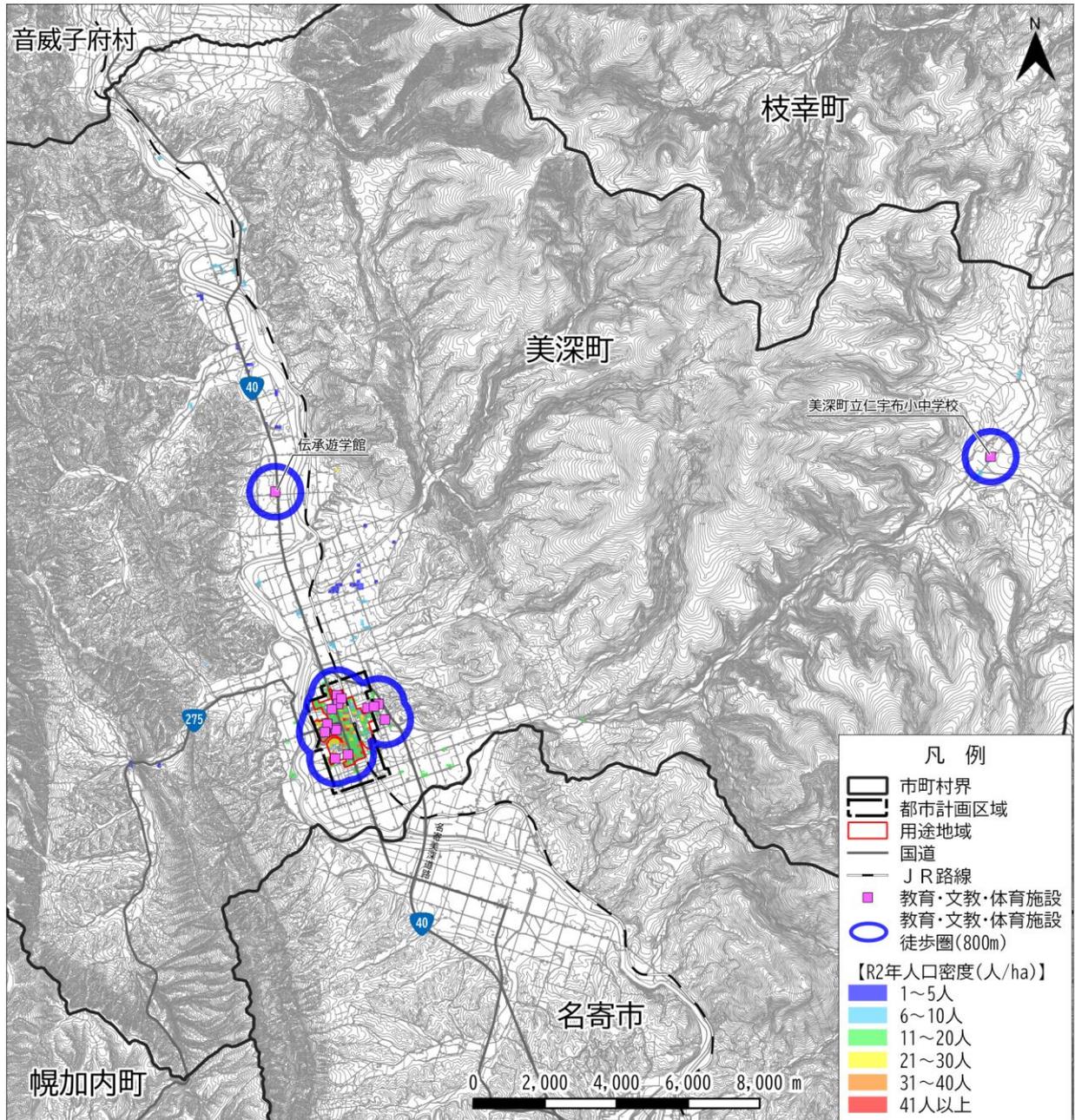


図 2-17 教育・文教・体育施設の分布状況（広域）

表 2-6 教育・文教・体育施設一覧

施設名	
美深町立美深小学校	町民テニスコート
美深町立美深中学校	町営プール
美深町立仁宇布小中学校	町民体育館
北海道美深高等学校	美深スキー場
北海道美深高等養護学校	運動公園グラウンド
美深町文化会館 COM100 図書室・郷土資料室	運動広場パークゴルフ場
伝承遊学館	北町ゲートボール場
町営球場	ゴルフ練習場

（資料：R5 国土数値情報、R5 美深町の統計、R2 国勢調査）

(6) 保育・子育て施設

保育・子育て施設は、4件が用途地域内に配置されています。

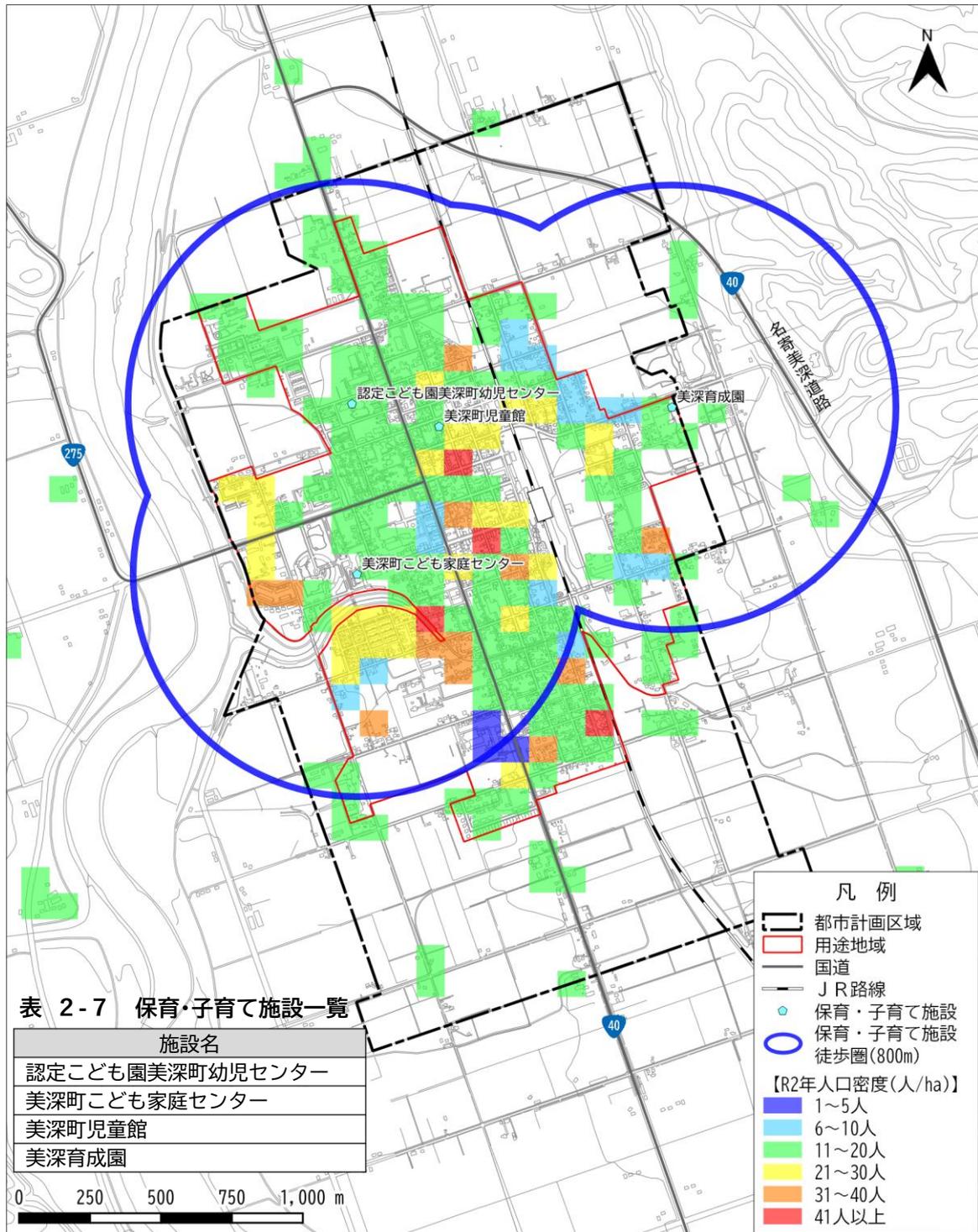


図 2-18 保育・子育て施設の分布状況

(資料：H18 国土数値情報、R5 美深町の統計、R2 国勢調査)

(7) 福祉施設

福祉施設は、用途地域内全域に配置されており、高齢者の一般的な徒歩圏は用途地域をほぼ全て網羅しています。

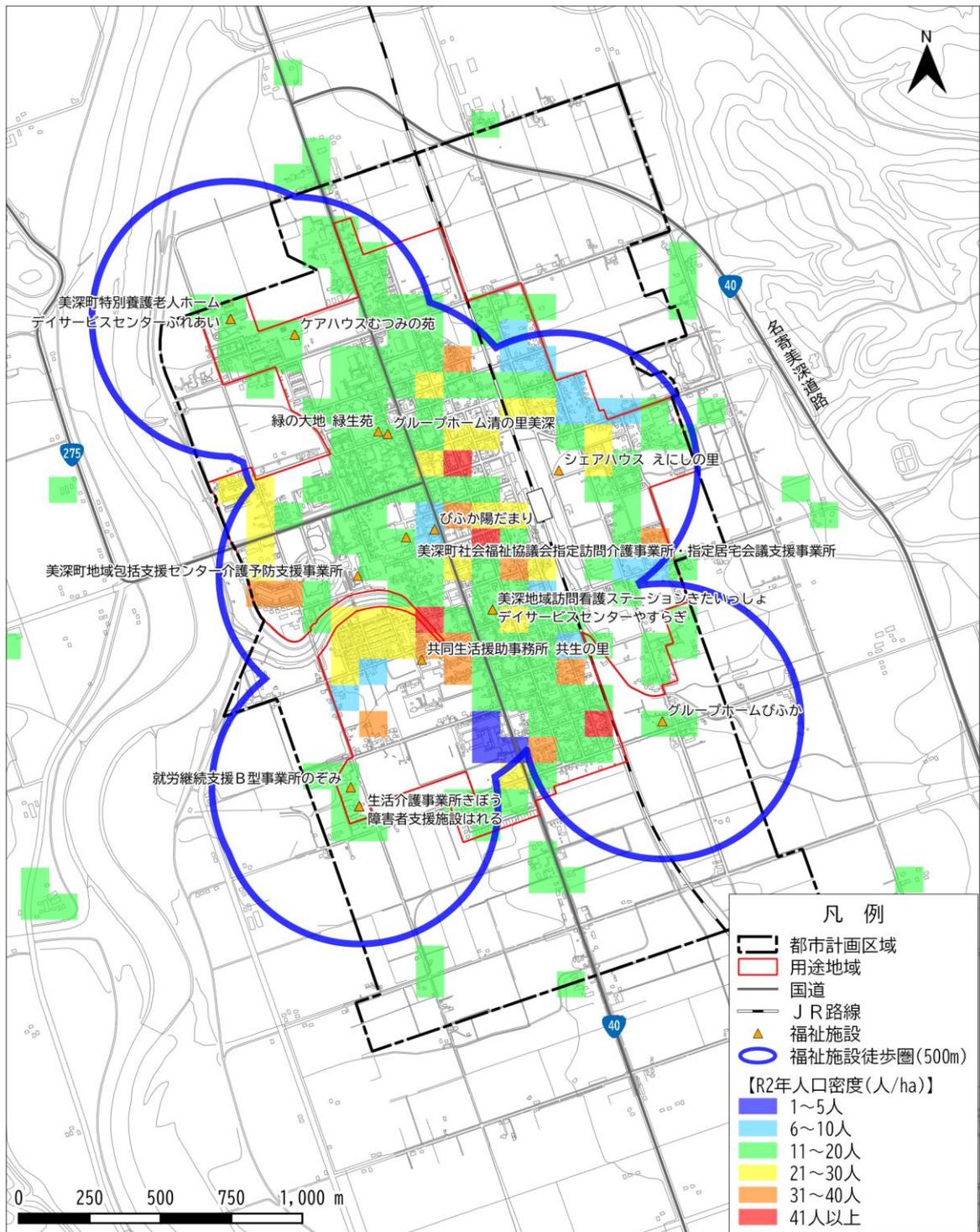


図 2-19 福祉施設の分布状況

(資料：R5 国土数値情報、R5 美深町の統計、R2 美深町介護福祉施設ガイドブック、R2 国勢調査)

表 2-8 福祉施設一覧

施設名
美深町特別養護老人ホーム
グループホームびふか
グループホーム清の里美深
ケアハウスむつみの苑
シェアハウス えにしの里
びふか陽だまり
緑の大地 緑生苑
デイサービスセンターふれあい
デイサービスセンターやすらぎ
障害者支援施設はれる
生活介護事業所さぼう
共同生活援助事務所共生の里
就労継続支援B型事業所のぞみ
美深地域訪問看護ステーションきたいっしょ
美深町地域包括支援センター介護予防支援事業所
美深町社会福祉協議会指定訪問介護事業所・指定居宅会議支援事業所

(資料：R5 国土数値情報、R5 美深町の統計、R2 美深町介護福祉施設ガイドブック、R2 国勢調査)

(8) 交流施設

交流施設は、町内全域の各地区に配置されており、市街地においては、徒歩圏は用途地域をほぼ網羅しています。

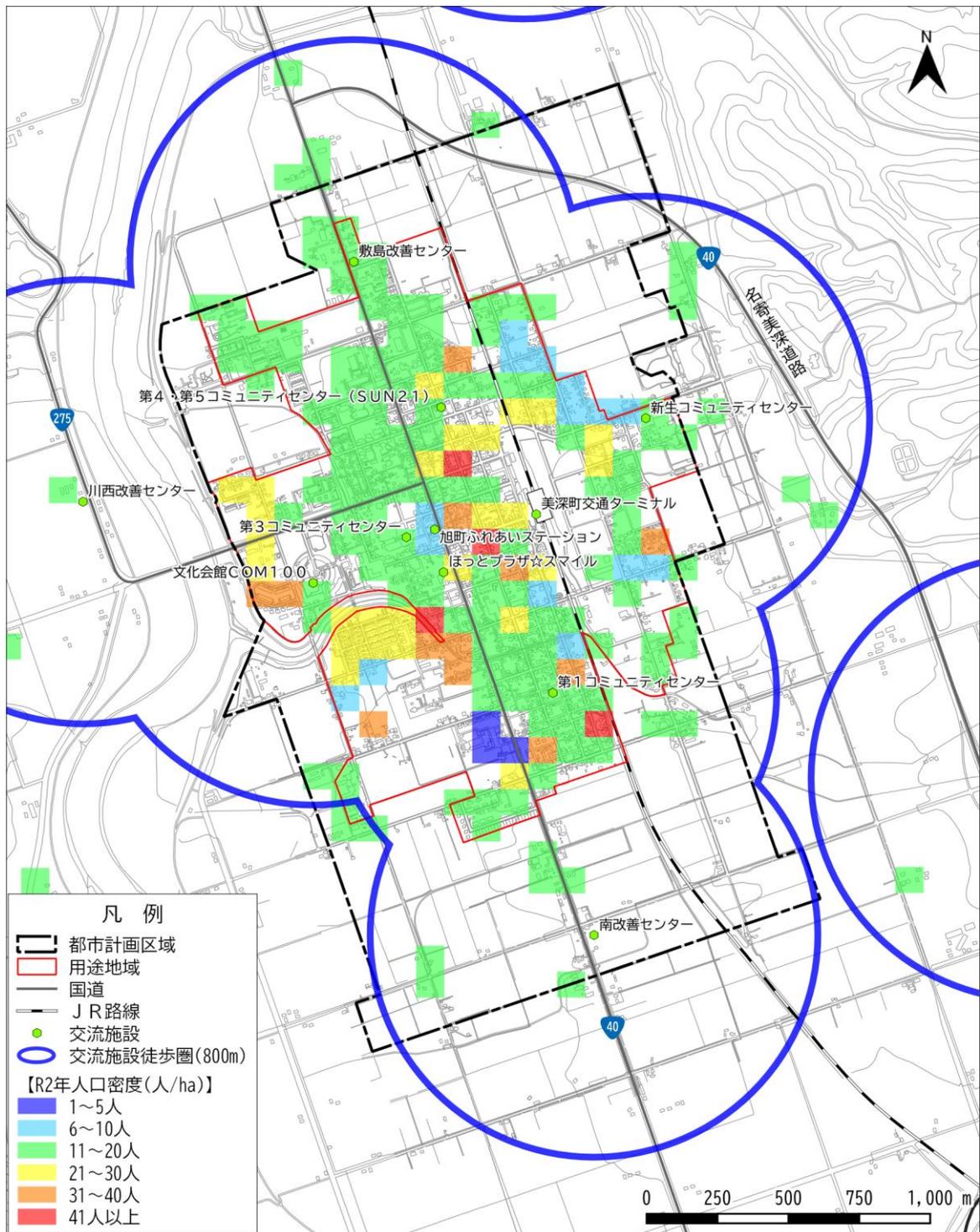


図 2-20 交流施設の分布状況 (市街地)

(資料：R4 国土数値情報、R5 美深町の統計、R2 国勢調査)

2 - 4. 公共交通の状況

(9) 鉄道

鉄道は、JR宗谷本線美深駅が市街地に立地しており、稚内・音威子府方面と旭川・名寄方面にそれぞれ運行しています。

日平均乗降客数は、平成26年まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じています。

なお、平成23年度以降においては、利用者の減少などにより令和3年3月12日に南美深駅、紋穂内駅、豊清水駅、令和6年3月16日に恩根内駅、初野駅が廃止となり、現在美深町内におけるJR駅は美深駅のみとなりました。

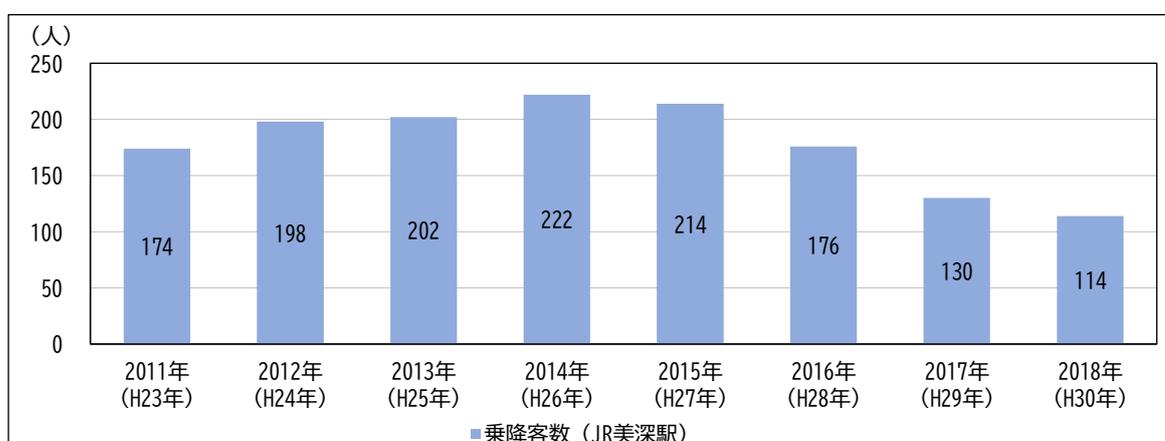


図 2-22 JR 宗谷本線美深駅の日平均乗降客数の推移

(資料：国土数値情報)

(10) 路線バス

路線バスは、名士バス恩根内線が、JR宗谷本線名寄駅前から恩根内までの区間で運行しています。

年間乗客数は平成27年から令和元年までは増加していましたが、その後は減少傾向にあります。

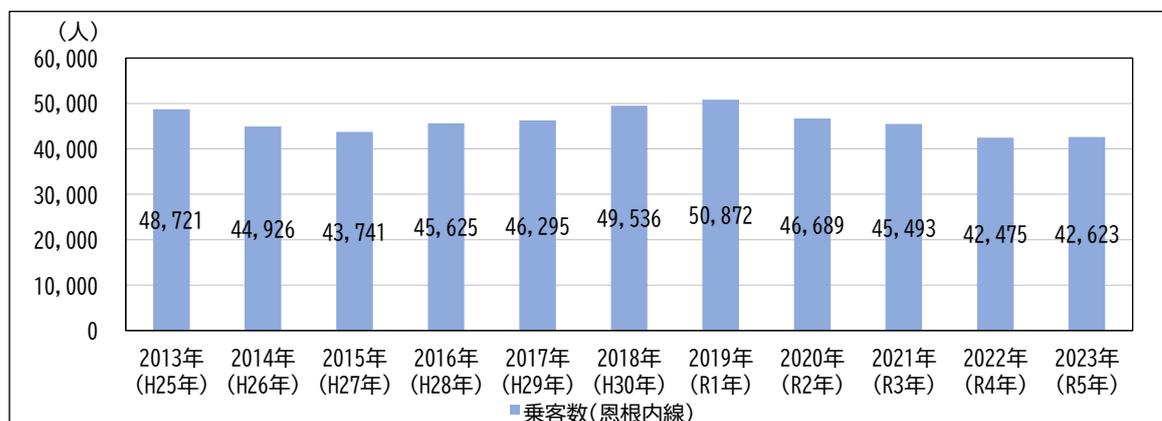


図 2-23 名士バス恩根内線の年間乗客数の推移

(資料：名士バス株式会社)

(11) デマンドバス・タクシー

デマンドバスは、仁宇布線デマンドバスと市街地を走るフレンドバスが運行しています。仁宇布線デマンドバスの乗客数は平成26年の約3,800人をピークに、その後は年間2,500人前後を推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和4年以降は2,000人を下回っています。

フレンドバスは平成25年から本格運行を開始しており、乗客数は初年度をピークに減少していましたが、令和2年以降は増加傾向にあります。

デマンド型乗合タクシーは、吉野・斑浜・富岡・西紋地区の町民を対象に運行しており、令和元年から本格運行が開始されました。乗客数は増加傾向にあり、令和3年の約480人をピークに、近年は350人前後を推移しています。

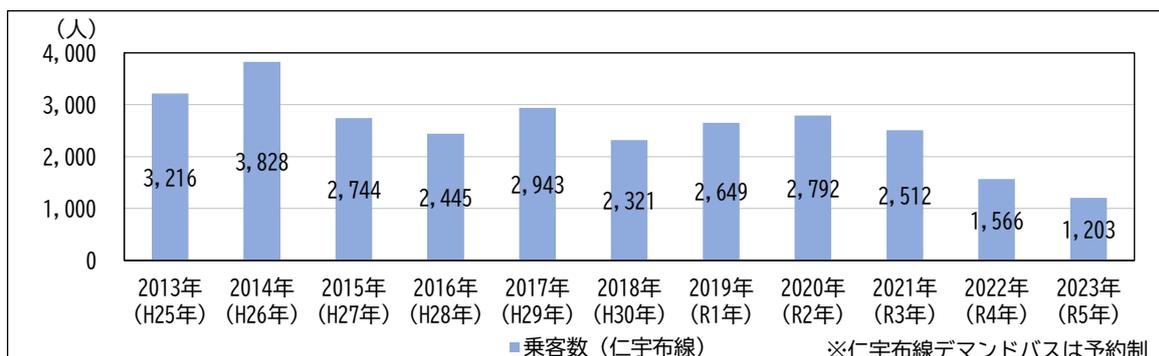


図 2-24 仁宇布線デマンドバスの年間乗客数の推移

(資料：名士バス株式会社)

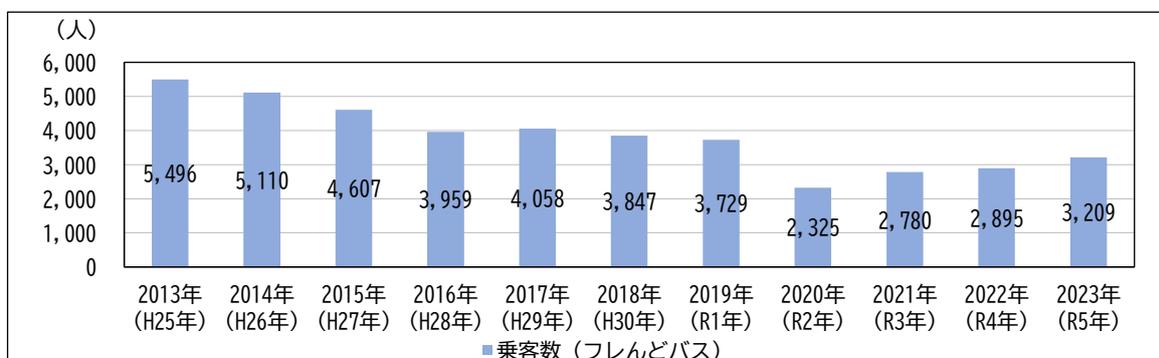


図 2-25 フレンドバスの年間乗客数の推移

(資料：美深町)

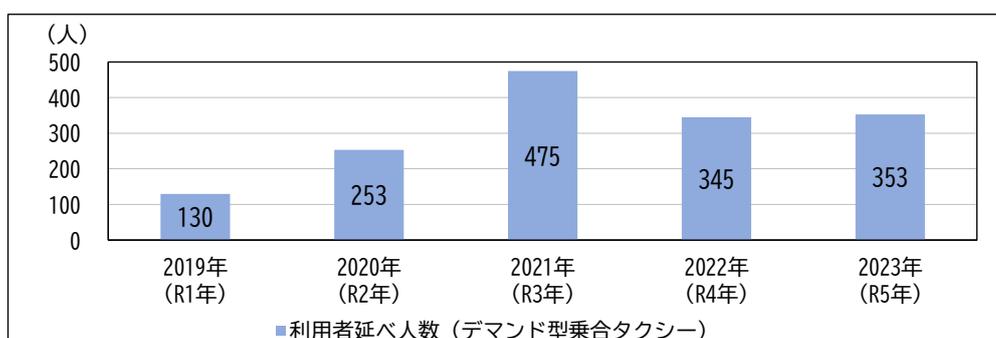


図 2-26 デマンド型乗合タクシーの年間利用者延べ人数の推移

(資料：美深町)

(12) 自動車

乗用車の保有台数は平成14年以降で年間2,500台前後を推移していましたが、平成29年以降は減少傾向にあります。

乗用車の全保有台数に対する軽自動車の割合は年々増加傾向にあり、町民の自動車保有率も増加傾向にあります。

人口当たりの乗用車保有率は年々増加傾向にあり、今なお車社会が進行している状況です。

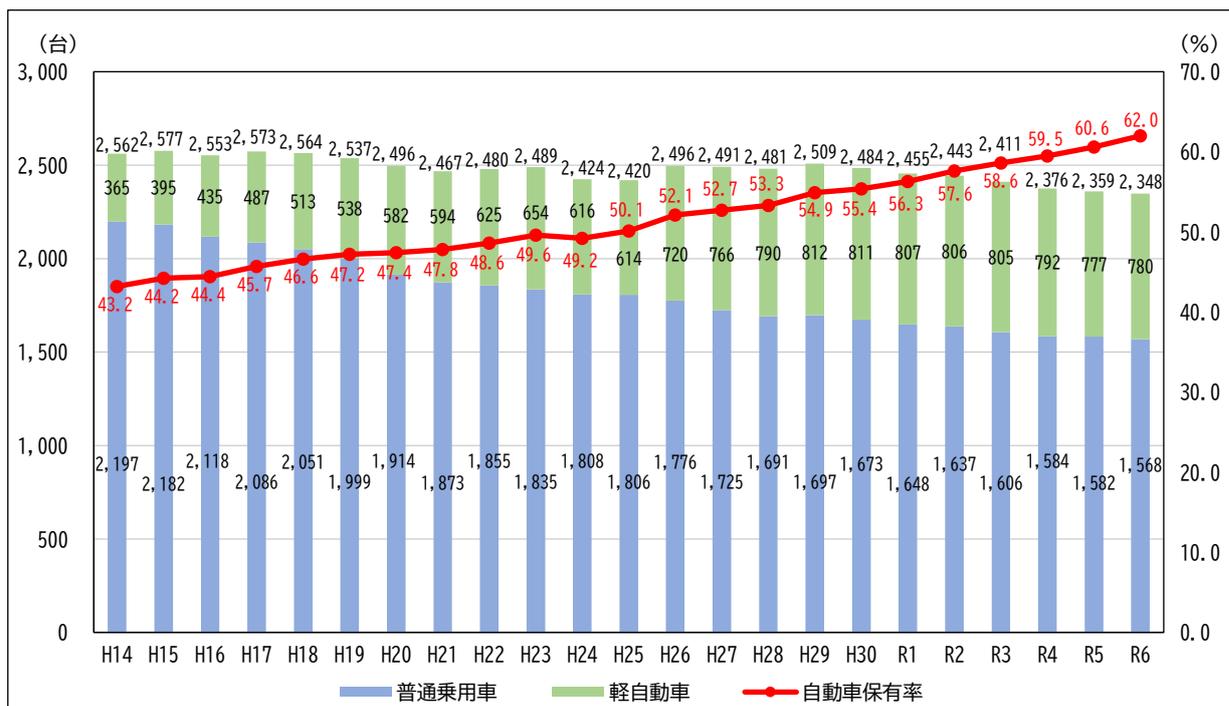


図 2-27 乗用車保有台数の推移

(資料：北海道自動車統計、軽自動車車両数、美深町住民基本台帳)

(13) 公共交通カバー率

公共交通は町内のほぼ全域を網羅していますが、玉川・川西地区及び東北・楠地区においては路線バスやデマンドバス・タクシーなどの運行がなく公共交通がカバーできていない現状にあります。このエリアにはスクールバス路線の一部ダイヤに一般住民を混乗させることで対応しており、他のエリアと比較すると不便な状況にあります。自動車を持たない方にとっては日常生活の重要な移動手段となっています。

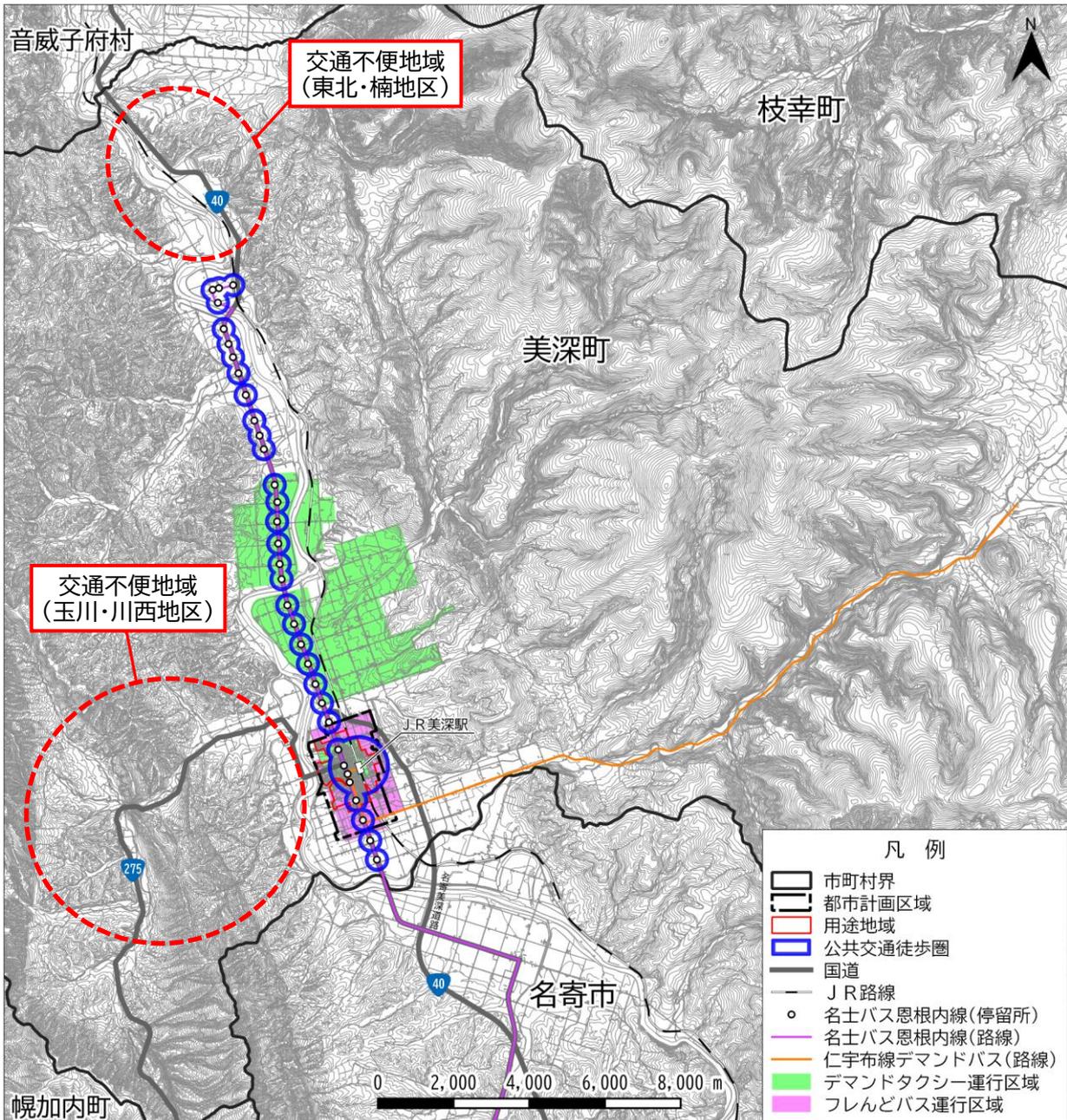


図 2-28 公共交通徒歩圏と運行区域

(資料：R6 美深町、R6 名士バス株式会社、R5 国土数値情報)

2 - 5. 災害危険区域の状況

(1) 洪水災害

洪水災害は、用途地域内はほぼ全域が洪水浸水想定区域に指定されており、特に市街地西側の天塩川沿いには「3.0m～5.0m未満」の区域が一部含まれています。

郊外地域を見ると、国道40号及び仁宇布地区と市街地を繋ぐ道道49号線において、「5.0m～10.0m未満」の区域が一部指定されており、洪水時には各地域間の交通が遮断されることが想定されます。

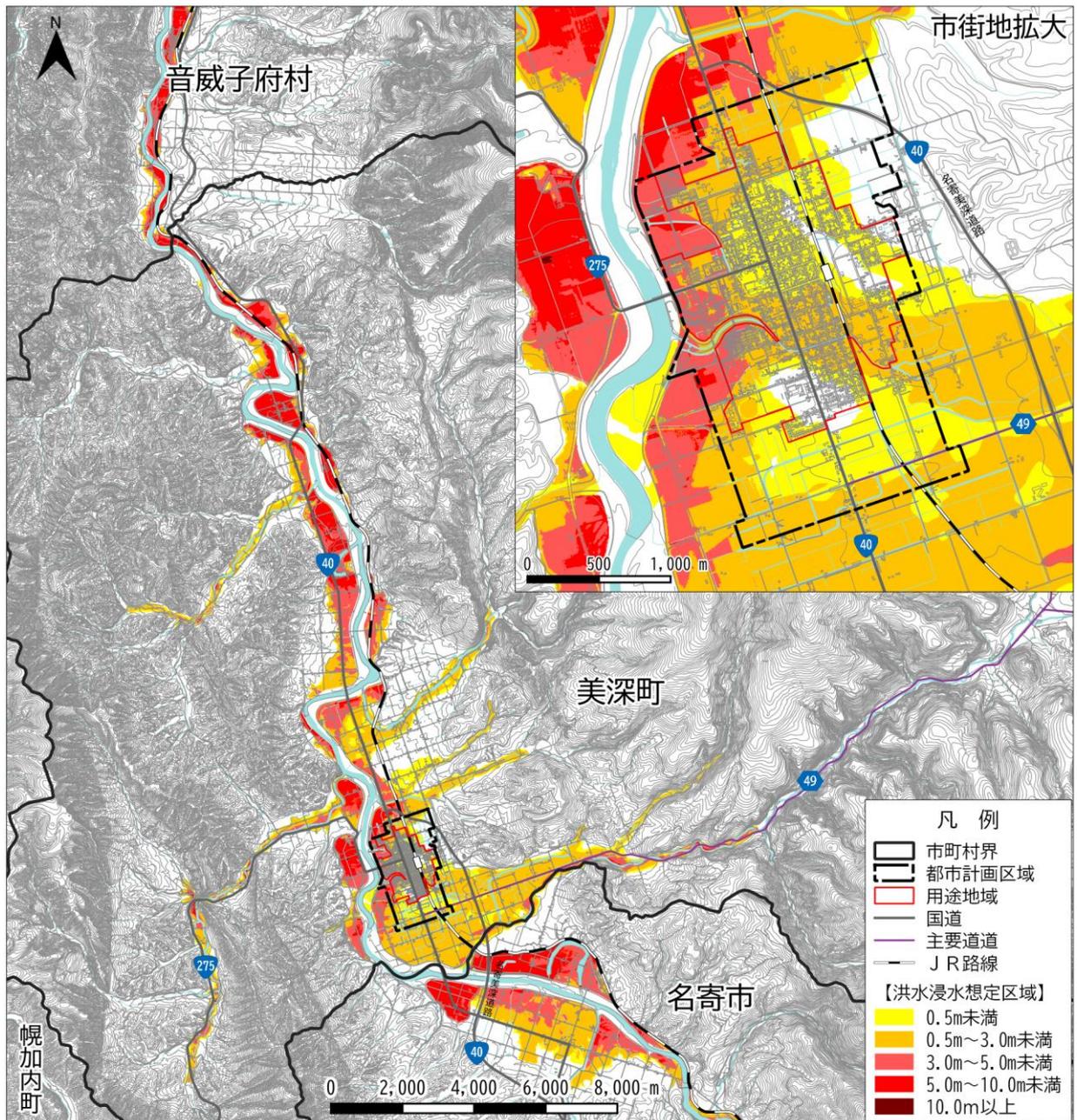


図 2-29 洪水浸水想定区域の分布状況

(資料：R6 美深町)

(2) 土砂災害

土砂災害は、用途地域内には土砂災害警戒区域は指定されておらず、都市計画区域に範囲を広げると、市街地東部の一部が指定されています。

郊外地域を見ると、仁宇布地区と市街地を繋ぐ道道49号線や美深町と音威子府村を繋ぐ国道40号、JR宗谷本線が土砂災害警戒区域に一部指定されています。

その一部は土砂災害特別警戒区域に指定されていますが、主要な幹線道路、またはその周辺の指定はありません。

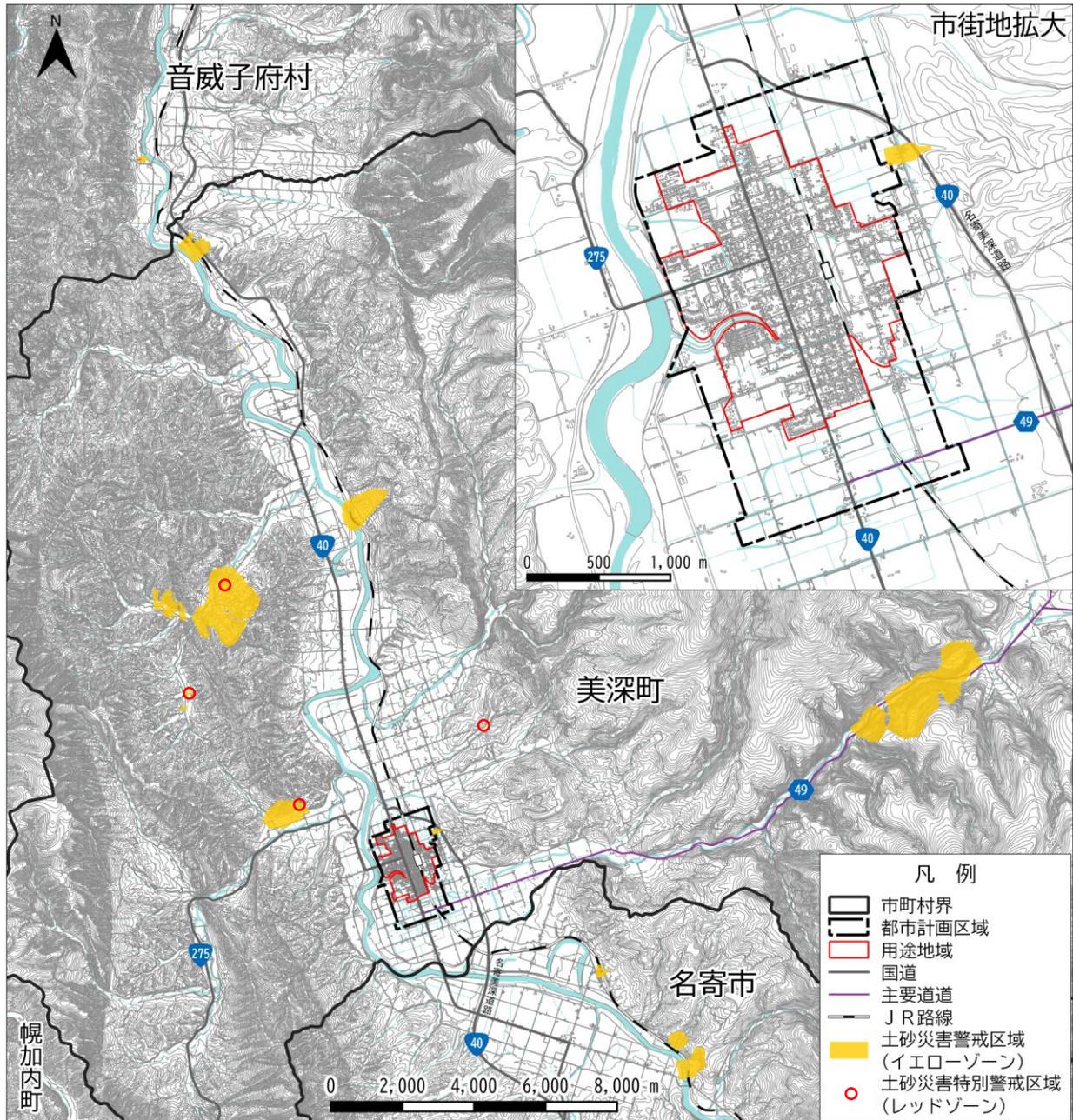


図 2-30 土砂災害警戒区域の分布状況

(資料：R5 国土数値情報)

2 - 6. 経済動向

(1) 地価状況の推移

町内には、地価公示（国）が3箇所、地価調査（北海道）が4箇所設定されています。

平成17年から令和6年までの20年間の推移を見ると、住宅地は、住宅②、③、④、⑤が約49～55%、住宅①は平成25年から令和6年までの12年間で23%下落しています。

商業地では、平成17年から令和6年までの20年間で商業①が67%、商業②が63%下落しています。

また、用途別の地価平均では、平成17年から令和6年までの20年間で、住宅地が53%、商業地が65%下落しています。

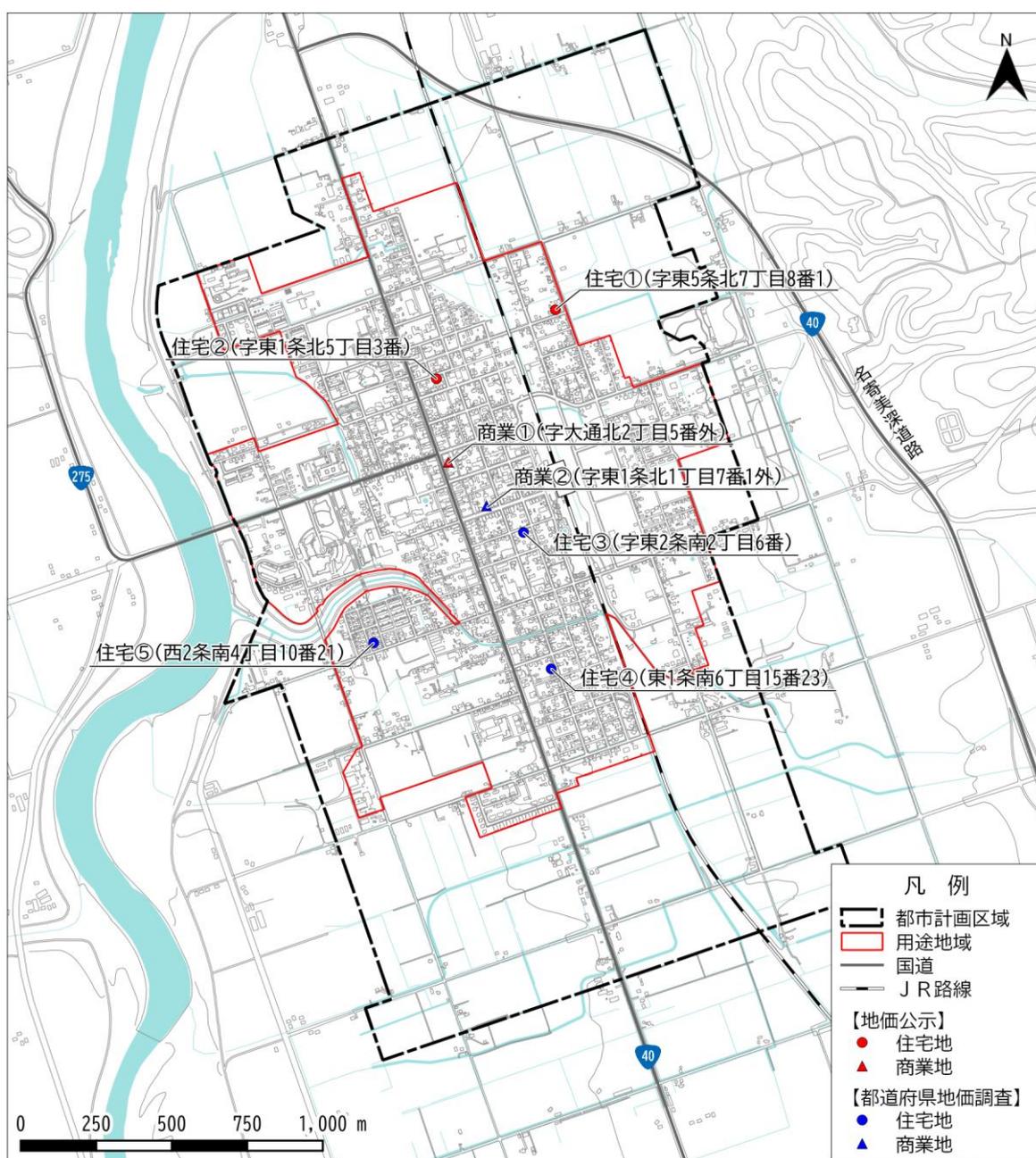


図 2-31 地価の調査地点の分布状況

(資料：地価公示、都道府県地価調査)

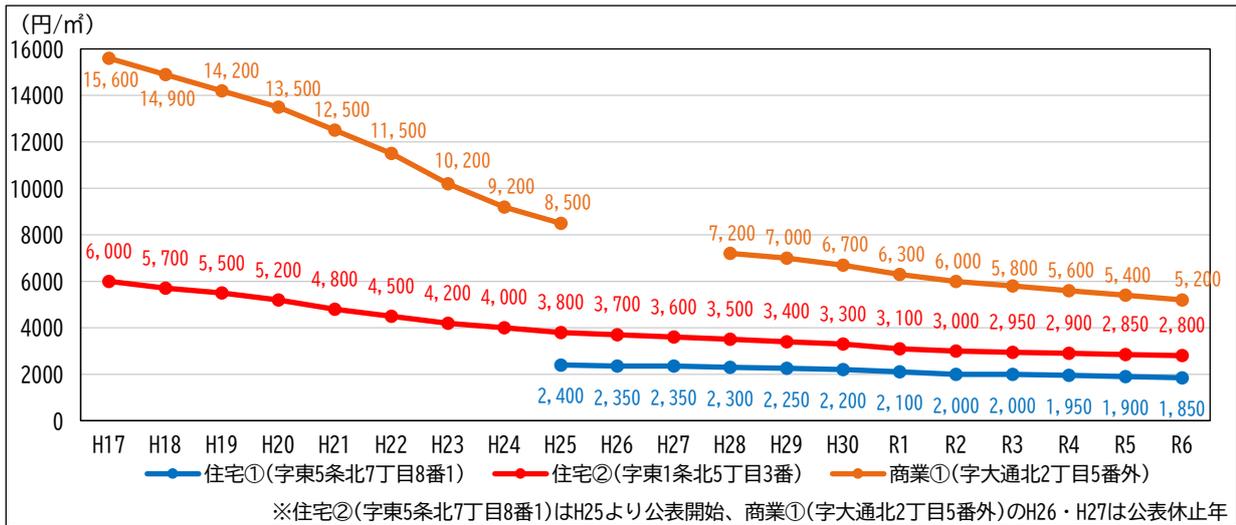


図 2-32 地価公示における地価の推移

(資料：地価公示)

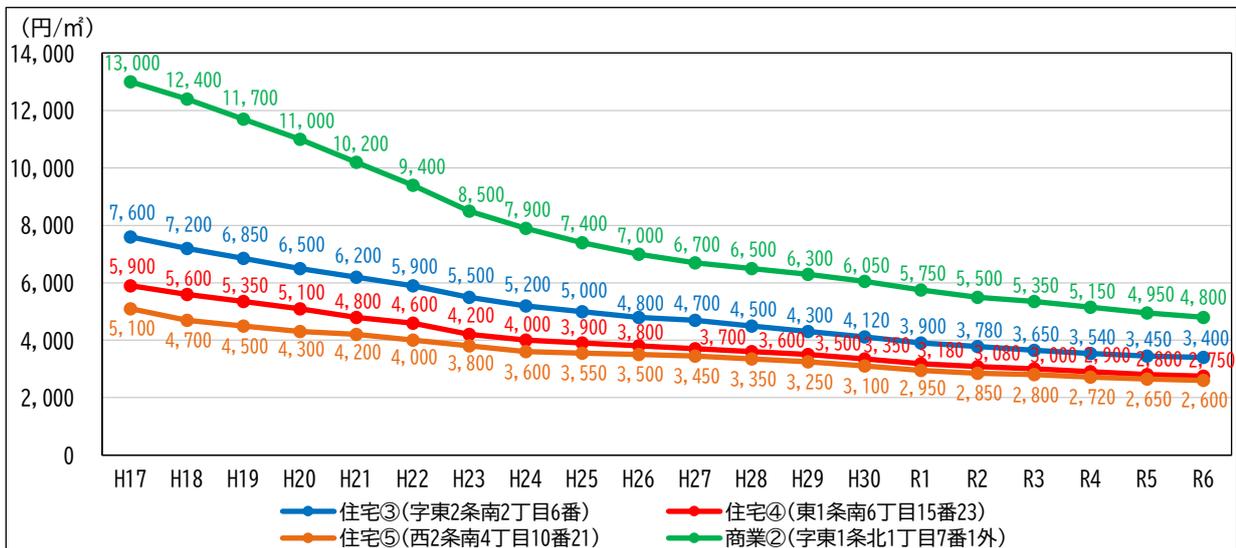


図 2-33 都道府県地価調査における地価の推移

(資料：都道府県地価調査)

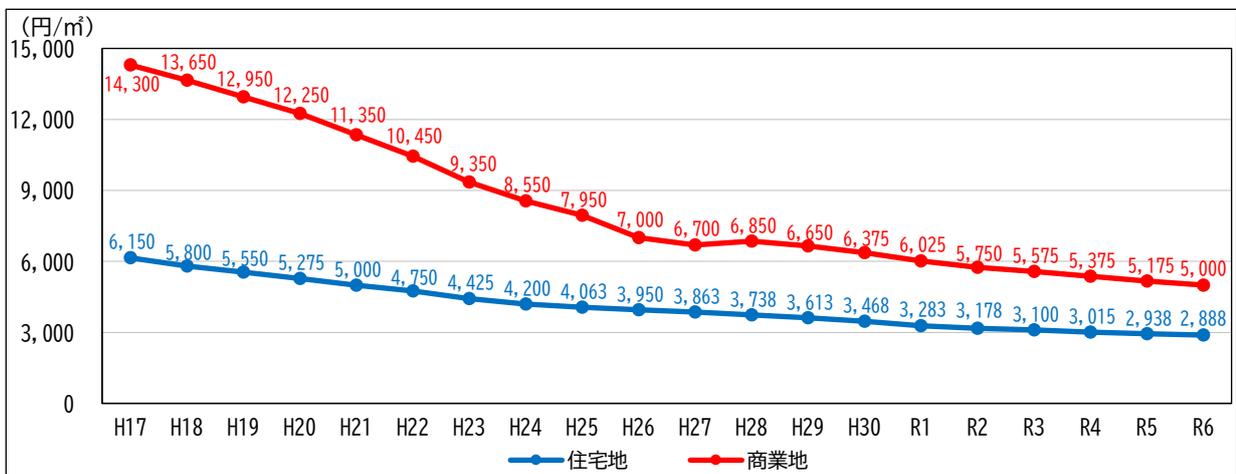


図 2-34 用途別の地価平均の推移

(資料：地価公示、都道府県地価調査)

(2) 経済活動の推移

小売事業所数は平成24年までは減少傾向にありましたが、以降は50件強を維持している一方で、小売業売り場面積が減少しており、店舗の縮小化が進んでいると考えられます。

また、小売従業者数及び小売年間販売額は、平成24年から平成26年にかけては増加傾向にありましたが、現在は減少傾向にあります。

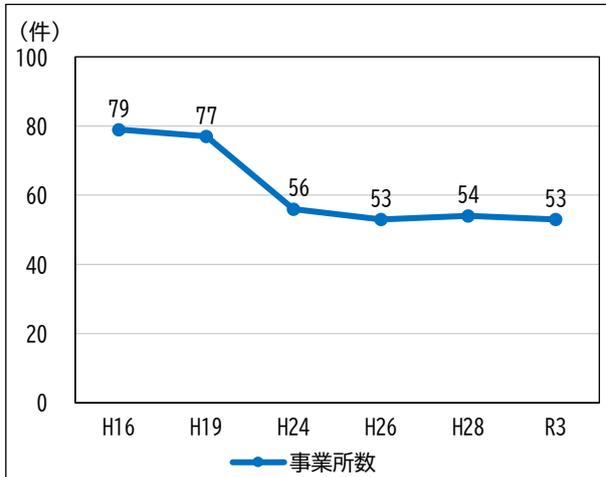


図 2-35 小売事業所数の推移

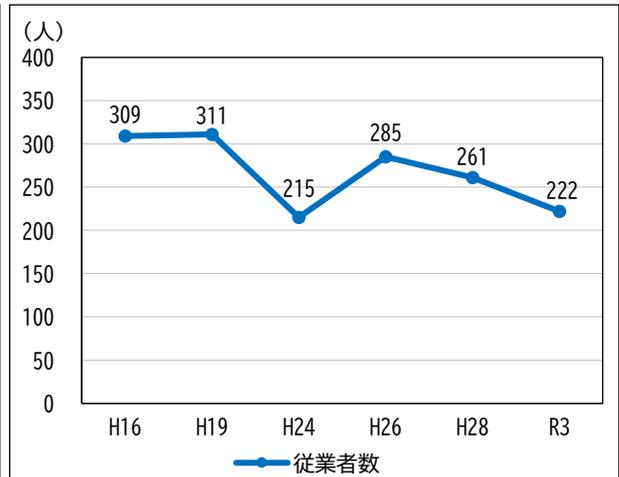


図 2-36 小売業従業者数の推移

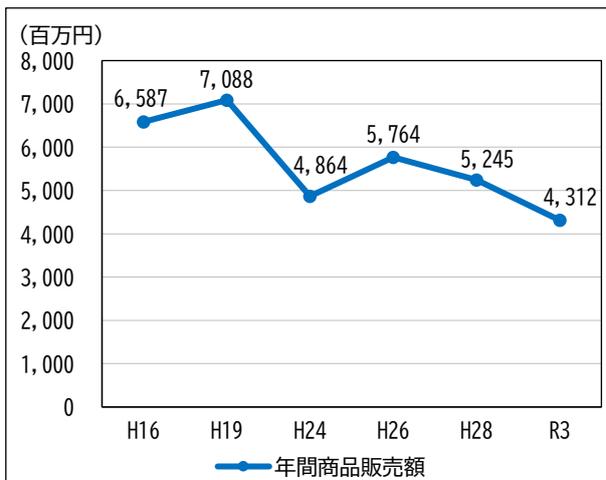


図 2-37 小売年間商品販売額の推移

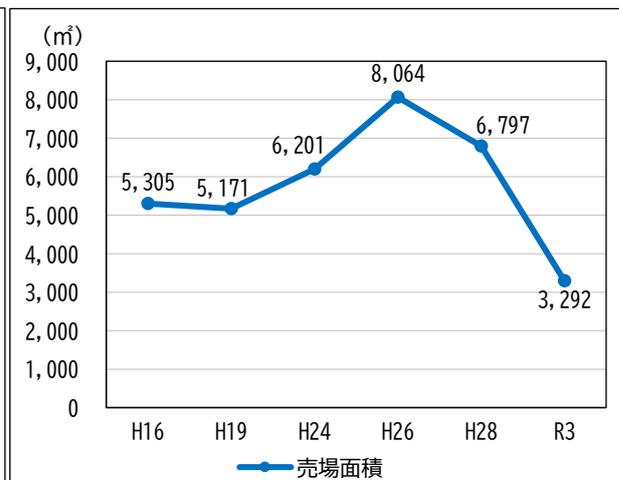


図 2-38 小売業売場面積の推移

(資料：商業統計、経済センサス)

2-7. 財政状況

(1) 歳入・歳出

歳入は、平成15年から令和5年までの推移を見てみると、歳出総額の規模が徐々に大きくなっていることから、必然的に歳入予算の規模も大きくなっています。

財源別歳入の内訳を見ると、自主財源の根幹である町税は、総額に対する割合こそ低いものの横ばいから微増の状況にあります。依存財源では、国庫支出金や道支出金は事業の実施状況などによって変動しますが、地方交付税は国の施策に関連する事業の影響などもあって増加の傾向にあります。

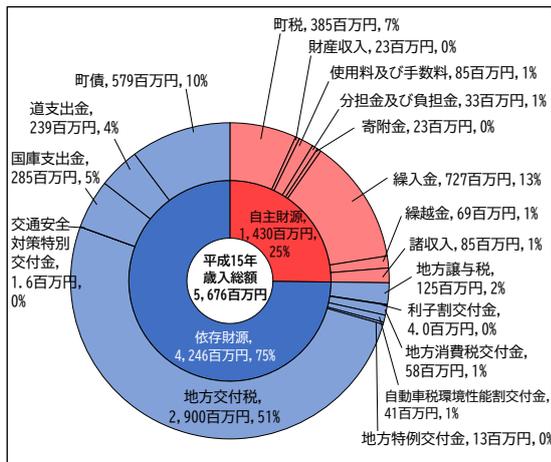


図 2-39 財源別歳入決算額(H15)

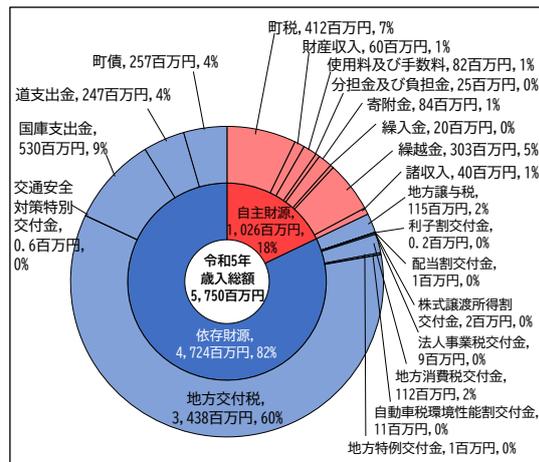


図 2-40 財源別歳入決算額(R5)

歳出は、平成15年から令和5年までの推移を見てみると、総額ではその年ごとに実施する事業によって変動するため比較が難しいですが、経常的な経費については物価やエネルギー価格、労務費の上昇によって増加の傾向にあります。

目的別歳出の内訳は以下のとおりですが、平成15年度と比較すると公債費の割合が減少してきた一方で、高齢化社会が進んでいることから扶助費が増加の傾向にあり、それによって民生費の割合が増加していることなどが見受けられます。

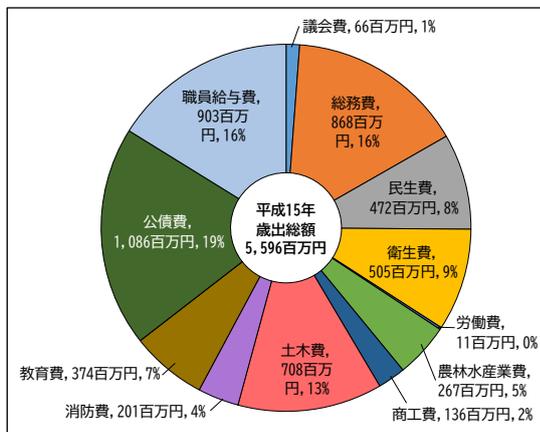


図 2-41 目的別歳出決算額(H15)

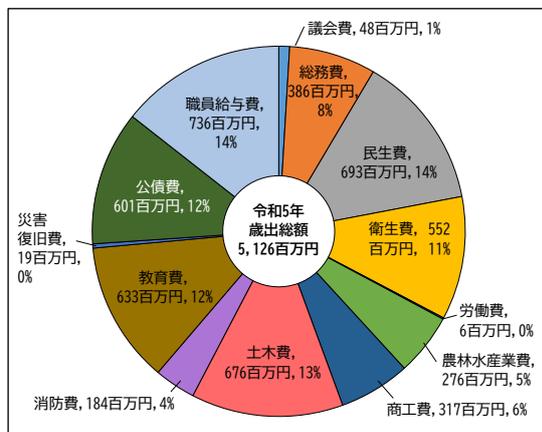


図 2-42 目的別歳出決算額(R5)

この間の性質別歳出の内訳を見ると、人件費については横ばいで推移、公債費については一時期の償還のピークが過ぎ減少の傾向にあります。また、目的別歳出で触れたとおり扶助費が増加の傾向にあるほか、物価や労務費の上昇によって物件費、維持補修費の割合も増加しています。

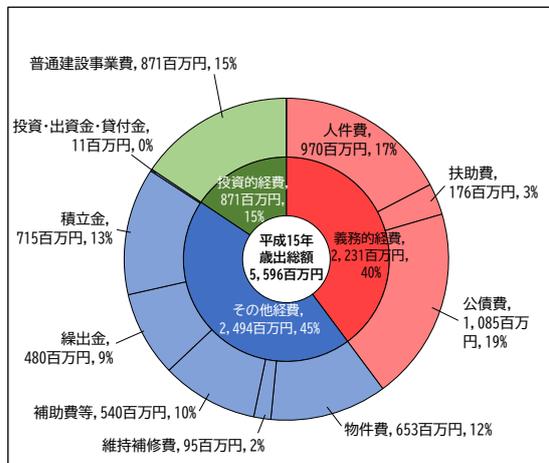


図 2-43 性質別歳出決算額(H15)

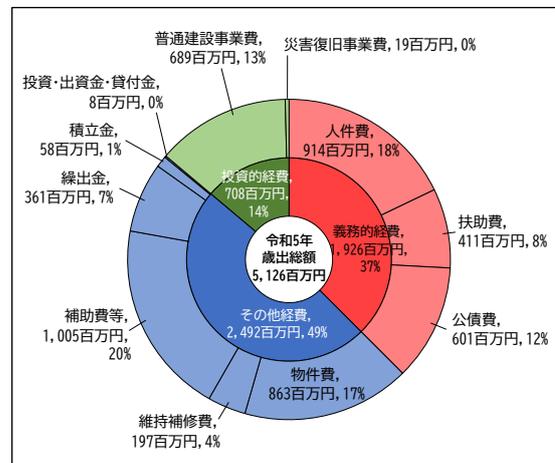


図 2-44 性質別歳出決算額(R5)

(資料：美深町)

(2) 公共施設の改修・更新にかかる費用

平成28年に策定された「美深町公共施設等総合管理計画」において、公共施設（建築物）の管理方針を定めています。

本町の公共施設（建築物）は約67%が築20年以上を経過していることに加え、今後の人口減少や社会構造の変化により厳しい財政状況が見込まれることから、「公共施設総量の縮減と適正化」、「予防保全型修繕の導入による財政負担の軽減と長寿命化」を基本方針により維持管理を図ることとしています。

表 2-10 公共施設（建築物）の経過年別施設数・延床面積

経過年数	施設数	延床面積 (㎡)
10年未満	32	7,325
10年以上 20年未満	91	26,064
20年以上 30年未満	120	25,428
30年以上 40年未満	75	29,099
40年以上 50年未満	46	11,779
50年以上	13	3,050
合計	377	102,745

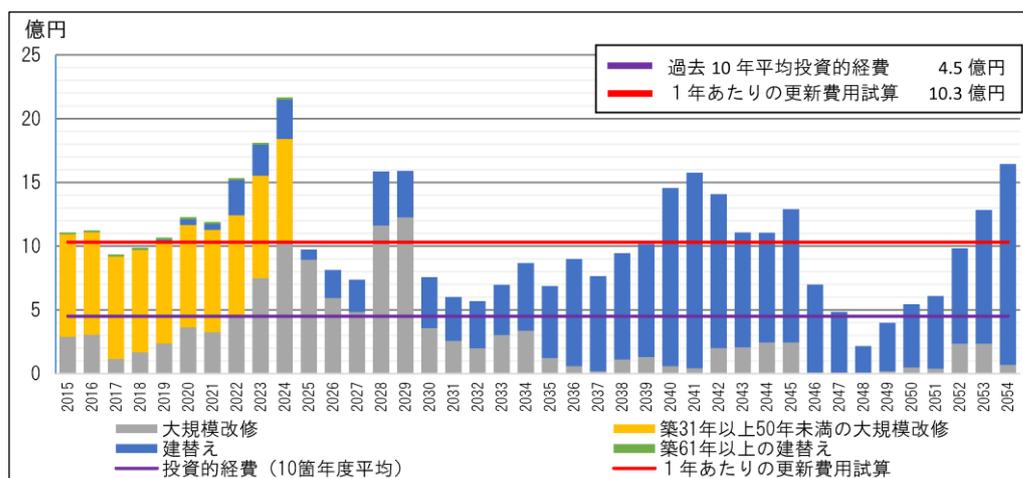


図 2-45 公共施設（建築物）の年度別更新費用の推計

(資料：H28 美深町公共施設等総合管理計画)

2-8. 都市構造上の評価

本町の都市構造について、評価項目ごとの各指標を偏差値にし、人口規模が類似する他都市の平均と比較します。

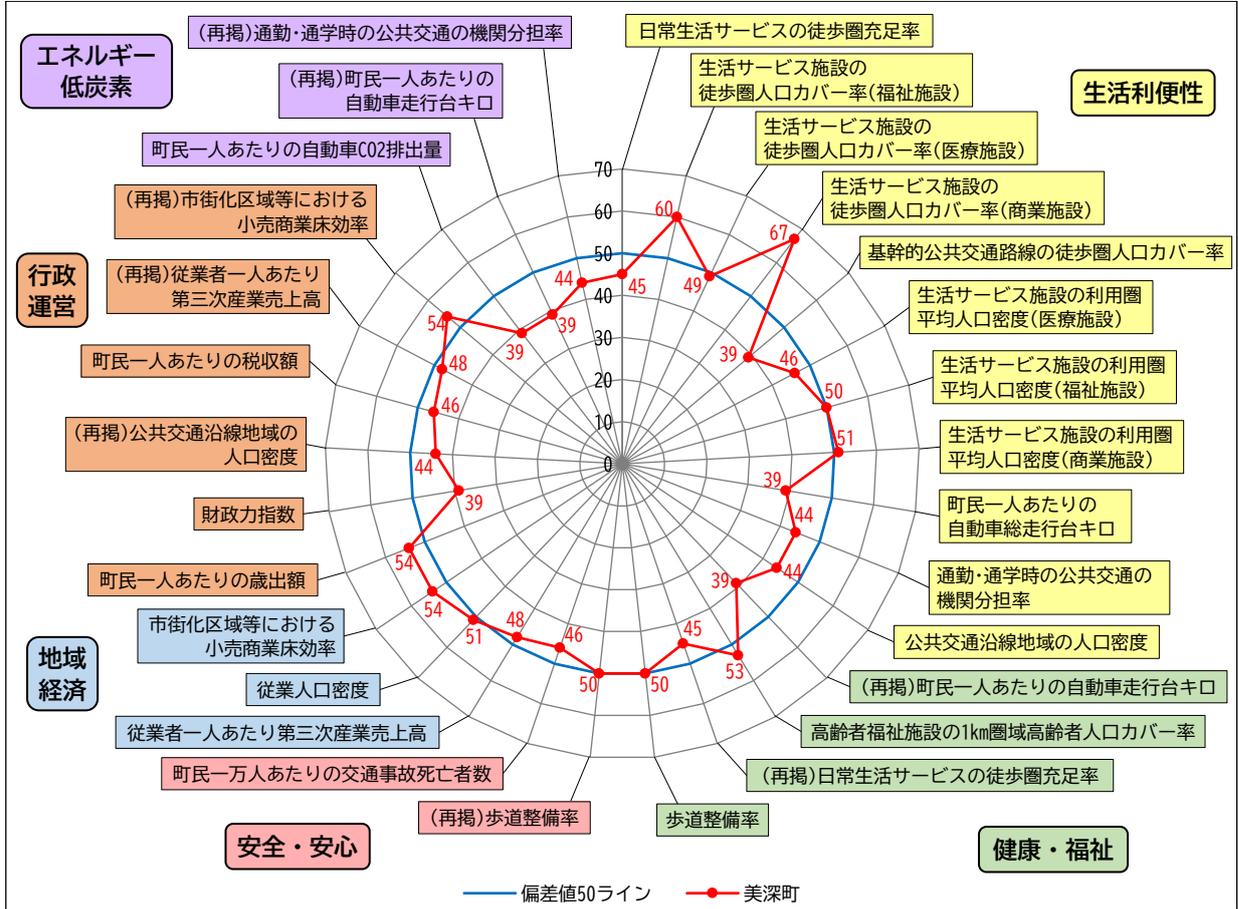


図 2-46 都市構造評価指標のレーダーチャート

(資料：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」を参考に作成、データは国土交通省「都市モニタリングシート『全体表』(R2)」より引用)

評価分野	分析内容
生活利便性	福祉施設や商業施設の徒歩圏カバー率は平均値を大きく上回っている一方で、公共交通に係る指標と医療施設の徒歩圏カバー率が平均値を下回っていることから、評価はあまり良いとは言えません。
健康・福祉	高齢者福祉施設の人口カバー率、歩道整備率が平均値を上回っており、評価は良いと言えます。
安全・安心	交通事故死者数が平均値よりも下回っているため、評価はあまり良いとは言えません。
地域経済	第三次産業売上高を除いた指標が平均値を上回っているため、評価は良いと言えます。
行政運営	税収額に加え、特に財政力指数は大きく下回っていることから、評価はあまり良いとは言えません。
エネルギー・低炭素	通勤、通学時の公共交通の機関分担率が低いことに加え、自動車CO ₂ 排出量、自動車走行キロが平均値を大きく上回っていることから、評価はあまり良いとは言えません。
総括	「生活利便性」、「安全・安心」、「行政運営」の3分野の評価が総合的に低くなっており、特に公共交通路線の徒歩圏カバー率や財政力指数が最も低いいため、改善が必要です。

2-9. 美深町の現状からの課題

前項までに整理した美深町の現状から、今後のまちづくりにおける課題を整理します。

分類	現状	課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> ・将来人口は、令和2年の実績値4,143人に対し、令和22年には2,658人と約36%減少する見込みです。 ・高齢化率も増加傾向にあり、令和2年は41.0%でしたが、令和22年には43.8%と推計されています。 ・人口密度分布は、令和2年に国道40号沿道に集まっていますが、令和22年には住居系用途地域周辺に分散しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴い、国道40号沿道の人口密度が低くなる見通しのため、中心市街地の活力が低下するほか、生活サービス機能や産業の維持ができなくなることが懸念されます。 ・高齢化が進行するため、高齢者や障がい者等が利用しやすい公共交通やインフラ整備等が必要になります。 ・高齢化に伴う福祉の需要が増加するため、福祉分野での人材確保が必要となります。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の分布は、主に国道40号沿道の東側の区域にまとまって分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う空き家の増加が今後も予想されるため、建物倒壊や景観の悪化など居住環境への影響が懸念されます。
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の徒歩圏は、用途地域中心部をほぼカバーできており、利便性は高いと言えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少により、商業も含めた施設利用者数が減少するため、現在のサービスを維持し続けることが困難になることが予想されます。
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・JR及び路線バスの利用者数は減少傾向にあります。 ・名士バス仁宇布線の乗客数は減少傾向にある一方で、フレンドバス及びデマンド型乗合タクシーの乗客数は増加傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の減少により、交通事業者の経営が圧迫されるため、減便や路線の見直しが懸念されます。 ・減便や路線の見直しによって、高齢者や障がい者などの交通弱者の利便性が損なわれる可能性があります。
災害	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水災害は、用途地域内ほぼ全域が洪水浸水想定区域に指定されており、特に市街地西側の天塩川沿いには「3.0m～5.0m未満」の区域が一部指定されています。 ・土砂災害は、用途地域内に区域指定はされていませんが、地域間を結ぶ幹線道路には土砂災害警戒区域が指定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天塩川本流及び支流が中心市街地沿いを流れており、中心市街地の大半が浸水想定区域を占めているため、洪水災害によって人命や財産が脅かされる可能性があります。 ・土砂災害によって、地域間を結ぶ幹線の交通が不能となり、孤立化することが懸念されます。
経済	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、商業地ともに地価は下落傾向にあります。 ・小売事業所数は横ばいの傾向にありますが、小売業従業者数は減少傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口密度が低下することで生活サービスが維持できず、さらに地価の下落が懸念されます。 ・地価の下落により固定資産税が減少し、財政に影響を及ぼす可能性があります。
財政	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入は、依存財源の割合が高く、平成15年に75%ありましたが、令和5年には82%と増加傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴い町税の確保が難しくなるため、今後さらに依存財源の割合が高くなることが懸念されます。

第3章. 住民意向

3-1. 「将来のまちづくりに向けた町民アンケート調査」の概要

美深町立地適正化計画の策定にあたり、町民の意見を今後の本町のまちづくりに反映させるためにアンケート調査を行いました。

(詳細は別冊「美深町立地適正化計画アンケート調査報告書」を参照)

【調査の概要】

配布数:1,000件
回答数:388件(回収率 38.8%)
実施期間:令和6年11月8日(金)～令和6年11月22日(金)
対象者:18歳以上の町内在住者を無作為抽出
配付回収方法:郵送配布、郵送回収

【調査結果の概要】

分類	設問	結果の概要
回答者属性	性別	「男性」が67.8%で最も多く、次いで「女性」が28.9%でした。
	年齢	「70代」が31.4%で最も多く、続いて「60代」が23.7%、「50代」が19.1%となり、「40代」以下は年齢の高い順に回答が少なくなりました。
	家族構成	「配偶者」が232件で最も多く、続いて「単身」が109件、「自身の子ども」が107件でした。
	居住地域	「第2自治会」が17.3%で最も多く、続いて「新生自治会」が16.2%、「第1自治会」が15.7%でした。
	居住年数	「40年以上」が30.7%で最も多く、続いて「5年未満」が19.6%、「20年～30年未満」と「30年～40年未満」が13.4%でした。
	職業	「会社員」が21.1%で最も多く、続いて「無職」が20.9%、「自営業」が17.0%でした。
	美深町以外の居住の有無	「美深町以外に住んだことがある」と回答したのは71.1%でした。
	自動車の有無	「あり(自動車を保有している)」と回答したのは91.5%でした。
現在のまちづくりについて	現在のまちづくりの「満足度」と将来の「重要度」について 満足度は、「生活道路の維持管理について」、「上下水道の整備と復旧について」、「ごみの分別やリサイクルの取組について」について、「満足」、「やや満足」の回答が50%を超えている一方で、「JR・バス等の公共交通の利便性について」の「やや不満」、「不満」の回答が50%を超えました。 重要度は、「公園・緑地の維持管理について」、「スポーツ施設の維持管理について」を除き、「重要」、「やや重要」の回答が50%を超えました。	
現在の暮らしについて	美深に住み続けたいか	「住み続けたい」が35.3%で最も多く、続いて「どちらかといえば住み続けたい」が31.7%、「わからない」が13.9%でした。
	住み続けたい理由	「自然が豊かだから」が153件で最も多く、続いて「職場があるから」、「親や親戚がいる住み慣れた土地だから」及び「友人など人間関係があるから」が124件でした。
	住みたくない理由	「日常の買い物不便」が49件で最も多く、続いて「保健・医療・福祉分野のサービスや施設が不十分」が37件、「道路事情や交通の便が悪い」が31件でした。

分類	設問	結果の概要
今後のまちづくりについて	生活する上で不安と思われること	「医療・福祉制度を支える人の減少により、サービスの提供を受けづらくなることへの不安」が215件で最も多く、続いて「JRやバス等の運行便数の縮小や廃止により、移動手段が制限されることへの不安」が161件、「道路や上下水道、公共施設などの維持・更新による町民負担が増加することへの不安」が129件でした。
	「コンパクトなまちづくり」を目指す必要性について	「公共施設の維持管理の合理化や集約・統合を図る必要がある」が108件で最も多く、続いて「空き地の有効活用や公営住宅などの移転・集約を推進する必要がある」が106件でした。
	「これからも住み続けるために必要となる施設」の必要性について	自宅周辺は「身近に乗車できるバス停留所施設」を望む回答が最も多く、地域内は「災害時の避難施設」、町内の中心部は「病院、歯科などの医療施設」、町内は「公園・広場や緑豊かな緑地施設」の回答がそれぞれ最も多くなりました。
	町内の別の場所に移り住むならどの様な場所か	「現在の場所以外には考えられない」が30.2%で最も多く、続いて「商業施設が多い利便性が良いエリア」が24.5%、「公共施設・医療・福祉施設の利便性が良いエリア」が16.5%でした。
交通手段について	「通勤・通学」の頻度、行き先、移動手段	頻度は、「週5日以上」が51.3%で最も多く、続いて「なし」が16.2%、「週3～4日」が7.7%でした。 行き先は、「町内」が216件で最も多く、続いて「町外」が32件でした。 交通手段は、「自家用車」が171件で最も多く、続いて「徒歩」が52件、「自転車」が21件でした。
	「日常の買い物」の頻度、行き先、移動手段	頻度は、「週1～2日」が53.6%で最も多く、続いて「週3～4日」が17.5%、「月1～3日」が13.7%でした。 行き先は、「町内」が217件で最も多く、続いて「町外」が204件でした。 交通手段は、「自家用車」が308件で最も多く、続いて「徒歩」が42件、「自転車」が18件でした。
	「病院や福祉施設の利用」の頻度、行き先、移動手段	頻度は、「年数回程度」が53.1%で最も多く、続いて「月1～3日」が28.1%、「なし」が8.8%でした。 行き先は、「町外」が237件で最も多く、続いて「町内」が144件でした。 交通手段は、「自家用車」が285件で最も多く、続いて「徒歩」が24件、「自転車」が17件でした。
	現在と将来の交通手段の重要性	現在は、「自家用車による移動」が82.5%で最も多く、続いて「徒歩による移動」が24.5%、「自転車による移動」が14.2%でした。 将来は、「自家用車による移動」が60.8%で最も多く、続いて「バスによる移動」が35.1%、「徒歩による移動」が28.6%でした。
防災意識について	自宅の災害の状況を把握しているか	「『美深町洪水ハザードマップ』を保管しており、想定される災害の状況も把握している」が42.0%で最も多く、続いて「『美深町洪水ハザードマップ』を保管しておらず、想定される災害の状況もわからない」が27.3%、「『美深町洪水ハザードマップ』を保管していないが、想定される災害の状況を把握している」が18.0%でした。
	自宅はどの危険区域に該当しているか	「自宅はいずれの災害危険区域にも該当しない」が147件で最も多く、続いて「自宅がどの災害危険区域に該当するかわからない」等が95件、「自宅は洪水浸水想定区域に該当する」が84件でした。
	災害への備えとしてどのようなことをしているか	「特に何もしていない」が151件で最も多く、続いて「住んでいる場所や地区の災害の危険性を把握している」が137件、「災害情報を得る方法を把握している」が113件でした。

3-2. アンケート調査結果からの課題

アンケート調査結果から、将来懸念される課題を整理します。

分類	結果のまとめ	課題
まちづくりについて 不満を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・「JR・バス等の公共交通の利便性」、「中心商店街の利便性」、「医療機能や施設の充実」についての不満等が多い ・どの項目も重要度が高いが、特に高いのは「医療機能や施設の充実」、「生活道路及び門口の除排雪」、「生活道路の維持管理」、「JR・バス等の公共交通の利便性」 ・重要度が高く、かつ不満があるのは、「JR・バス等の公共交通の利便性」、「中心商店街の利便性」、「医療機能や施設の充実」 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の利便性向上のため、都市機能の集約のほか、商業施設や医療施設・サービス等の維持・確保が必要です。 ・美深町地域公共交通計画の推進が必要です。
まちづくりのために より住み続けたい	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然の豊かさ」等により住み続けたい方が大半ではあるが、一部で「日常の買い物が不便」、「保健・医療・福祉分野のサービスや施設が不十分」、「道路事情や交通の便が悪い」の理由により、美深町に住み続けたくない意向も見受けられる ・40代以下は「子どもの保育・教育が心配」等が多く、60代以上は「道路事情や交通の便が悪い」、「保健・医療・福祉分野のサービスや施設が不十分」等が多い ・地域によっては「子どもの保育・教育が心配」、「消防・防災・防犯体制に不安」、「スポーツ施設や文化施設が不十分」が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、医療、福祉等の都市機能施設の利便性向上について検討する必要があります。 ・高齢者や障がい者に配慮した、冬季の除排雪や道路施設の維持管理、公共交通を充実する必要があります。 ・子育て世代の保育・教育に対する支援を充実する必要があります。
まちづくりについて 将来起こりえる不安を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・生活への不安は、「医療・福祉サービスを受けづらくなること」、「交通・移動手段が制限されること」が多い ・コンパクトなまちづくりについては、「公共施設の集約・統合」、「空き地・空家の活用・公営住宅の集約」、「中心市街地への都市機能の誘導」など肯定的な意見が多い ・必要な施設の立地は、自宅周辺に「バス停留所」、地域内に「避難施設」、中心部に「医療施設」、町内に「公園施設等」が多い ・高齢者等は現在地での居住要望が最も多いが、町内の別の場所に住むのなら、「商業施設」や「公共施設」、「医療・福祉施設」の利便性が良いエリアが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で将来的にも医療・福祉サービスが受け続けられるよう、施設機能を維持する必要があります。 ・公共施設や都市機能施設を中心市街地及び周辺に維持・確保することが必要です。 ・高齢化の進展に伴い、空き地・空家のさらなる増加が想定されるため、既存の空き地・空家の活用などによる解消を検討する必要があります。
交通手段について	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、将来において、「自家用車」による移動が最も重要とする意向が多い ・60代以上は「自家用車」に加えて「バス」、「タクシー」といった公共交通も重要とする意向が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展に伴い、自家用車を運転しなくなっても、地域内で生活を維持できるような公共交通の維持・確保が必要です。
防災意識について	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを保管しつつ、想定災害も把握している回答者が最も多い一方で、保管も把握もしていない回答者が約3割いる ・災害対策を「何もしていない」が約4割と最も多い一方で、「災害の危険性を把握している」や「災害情報を得る方法を知っている」も次いで多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の低さが懸念され、大規模災害や複合的な災害が発生した際に甚大な被害を受けるおそれがあります。

第4章. 上位・関連計画の整理

4-1. 上位計画

(1) 第6次美深町総合計画

計画期間	令和3年度～令和12年度
まちの将来像	未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深
基本目標	<p>基本目標1「人と自然が調和する快適で安全なまち」 美しい自然環境の保全や生物多様性の保全、環境衛生の充実を図るとともに、住民の日常生活や経済活動を支える道路交通網や快適な住環境の整備、適切な土地利用を推進します。 また、消防・防災体制の充実、交通安全・防犯対策、消費生活対策を推進し、誰もが安全・安心を実感できるまちを目指します。</p> <p>基本目標2「地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまち」 恵まれた地域資源をいかし、基幹産業である農林業の経営基盤強化に向け、積極的に振興を図るとともに、地域に根ざした商工業の育成・強化、魅力ある観光地づくりを推進します。 また、チョウザメ飼育技術の確立による安定的な生産と販路拡大に向けた取組を推進し、町独自の産業としての事業化を図るとともに、商工会や地元企業との連携により就労機会の確保と労働環境の充実を目指します。</p> <p>基本目標3「時代を生き抜く力と豊かな心を育むまち」 子どもたち一人ひとりに対し、予測困難な社会の中で自ら未来を切り拓くための「生きる力」と、ふるさとを想う心や人を思いやる心を大切に育む教育を推進するとともに、自然体験学習や山村留学など特色ある教育に取組めます。 また、町民一人ひとりが心豊かに生活を送れるよう、生涯学習・芸術文化活動の推進に努めるとともに、誰もがスポーツに親しめる環境の整備により、健やかで潤いのある生活を目指します。</p> <p>基本目標4「健やかに安心して暮らせるまち」 住民誰もが、健やかに明るく暮らせるよう、健康づくりを推進するとともに、安心して医療サービスを受けられるよう医療体制の充実を図ります。 また、安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p> <p>基本目標5「みんなでつくる自立したまち」 住民一人ひとりがまちの将来を考え行動する、住民参画によるまちづくりを目指します。また、美深町との関わりを持つ関係人口の創出を図り、地域の活性化につなげるとともに、効率的な行政経営を推進し、健全な財政基盤の確保に努めます。</p>

(2) 美深都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

計画期間	令和2年度～令和12年度
都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と調和する安全・安心なまち「美深」 ・資源をいかす活力に満ちたまち「美深」 ・次代を創る人を育てるまち「美深」 ・健康で明るく暮らせるまち「美深」 ・みんなでつくる心かようまち「美深」
主要用途の配置の方針	<p>本区域では、3・3・1号40号線(国道40号)とJR美深駅を中心に、計画的に市街地の整備が進められてきた。</p> <p>しかしながら、近年は特に中心市街地において、人口や世帯の減少・少子高齢化の進行、長引く地域経済の停滞等の影響から、空き地・空き家が増加し空洞化が進んでおり、早急な活性化対策が課題となっている。</p> <p>このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。</p> <p>①住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 ・一般住宅地は、商業業務地の周囲に配置し、利便性の高さや住環境が調和した住宅地の形成を図る。 ・専用住宅地は、市街地の南側及び東側並びに西町地区に配置し、低層住宅を主体とした周辺の環境と調和したゆとりある住宅地の形成を図る。 <p>②商業業務地</p> <p>本区域の商業業務地は、JR美深駅及び3・3・1号40号線(国道40号)に配置し、今後とも商業機能の維持を図る。</p> <p>③工業・流通業務地</p> <p>本区域の工業・流通業務地は、JR美深駅東側、市街地の北側及び南側の3・3・1号40号線(国道40号)沿道に配置し、木材・木製品製造業や食品製造業・土石業等が立地する工業地として、機能の維持を図る。</p> <p>④用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <p>JR美深駅東側の製材工場跡地については、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。</p>

(3) 美深町都市計画マスタープラン

計画期間	平成27年度～平成47年度(令和17年度)
基本理念	シンカ(深化・進化)する 美しいまち・美深
将来都市像	水と緑と活気に包まれ 暮らしやすさが実感できる都市(まち)
基本方針	<p>1. 生産性のある土地空間の創出を図る</p> <p>1-1 都市地域と農業地域の適切な保全 都市地域と農業地域のお互いの効率的な整備開発と生産性の維持を考慮し、将来的にも無秩序な拡大を抑制し両地域を適切に保全することを目指す。</p> <p>1-2 工業地と商業地の機能的配置 住環境を阻害する工業施設の移転や商業施設の集積を促す一方、後背の住環境を阻害しない商業業務施設に関しては、住宅機能との適切な共存により活気ある市街地の形成を目指す。</p> <p>1-3 安全を確保するための土地利用の誘導 溢水、湛水、がけ崩れやその他の災害発生の可能性のある地区については、地域防災計画を踏まえ市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。</p> <p>2. ゆとりと広がりのある住空間の創出を図る</p> <p>2-1 住宅地の配置方針 中心商業業務地の周辺に一般住宅地を配置し、住環境を阻害しない商業業務機能と住機能が調和した、利便性が高く賑わいある住宅地の形成を図る。 市街地の南側及び東側並びに北側に、低層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、周辺の田園環境と調和した、落ち着いた安全でゆとりある住宅地の形成を図る。</p> <p>2-2 住宅地の環境整備 地区計画の活用等により、ゆとりある敷地規模や適切な壁面後退、住宅区画形状等に配慮した住宅地の形成を目指す。 空き地、空き家対策を推進することや、住宅地に適切な堆雪スペースを確保するための公的敷地の活用、地域住民相互の協力や支援に努める。 歩いて暮らせるコンパクトな市街地形成を目指してまちなか居住を推進するとともに、まちなかに整備された都市基盤の有効利用と中心市街地の活性化を図る。</p> <p>2-3 公園緑地等の適切な維持管理と再整備 潤いのある景観づくりや豊かな自然環境を有する快適な住民生活を確保するために、市街地内に緑空間を創出するとともに、公園緑地を適正に配置整備することを目指す。 緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観の各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。</p> <p>3. 効率的な都市施設の創出を図る</p> <p>3-1 公共施設の効率的な配置と整備 少子高齢化の進行に対応するとともに、町民の子育て支援や健康増進を図り、誰もがいきいきと暮らすことができるようなまちとするために、公共施設の効率的な配置と整備を行う。</p>

3-2 効率的な道路網の配置

国道40号および国道275号を主要幹線道路として位置づけ、今後も維持整備を継続していくことを目指し、特に国道275号については計画幅員への拡幅整備を促進する。

公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備などを進める。

3-3 効率的な上下水道の整備

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、上下水道整備を促進する。

4. 美深町らしさの創出を図る

4-1 自然の中の美深町らしさの創出

恵まれた自然を後世の我々の子孫のために維持保全していくことは、現在を生きる我々の使命だということを町民一人一人に理解していただくようなPR活動を実施することを目指す。

景観法に基づき適切な景観形成、誘導、規制を行うために景観行政団体になることや景観計画の策定を検討する。

4-2 田園の中の美深町らしさの創出

適切な土地利用規制による農地の保全はもとより、経営的にも安定させるために、町民自らが地元の農業を支援するように意識を高めていくことを目指す。

街路樹や市街地の花いっぱい運動などにより、市街地周辺の水と緑資源が市街地部と有機的にネットワークし、鳥や昆虫や動物が回廊のように行き来する、このような環境こそがまさに美深らしさであり、こうした美深らしさの創出を目指す。

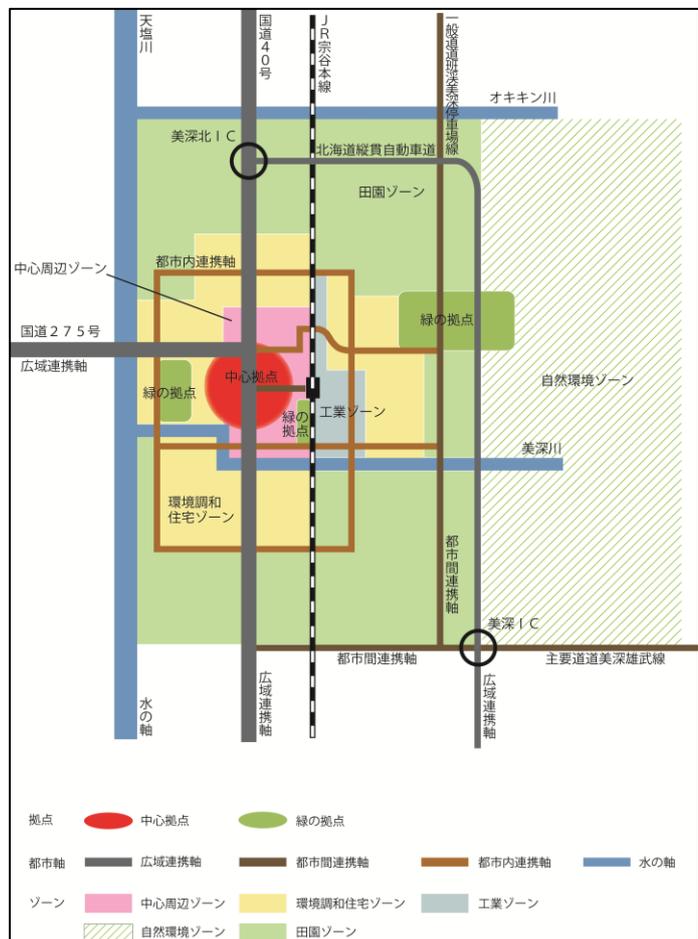


図 4-1 都市構造図

4 - 2. 関連計画

(1) 第2期美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画期間	令和3年度～令和7年度
基本目標	<p>基本目標1 まちの特性をいかした産業を振興し、働く場をつくる</p> <p>基本目標2 美しい自然と豊かな地域資源をいかし、新しい人の流れをつくる</p> <p>基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>基本目標4 安心して暮らせる魅力的な地域をつくる</p>
施策の基本的方向と主な事業	<p>基本目標1 まちの特性をいかした産業を振興し、働く場をつくる</p> <p>(1)農業の振興</p> <p>(2)林業の振興</p> <p>(3)商工業の振興</p> <p>(4)新たな産業の振興</p> <p>(5)就労対策・勤労者福祉の充実</p> <p>基本目標2 美しい自然と豊かな地域資源をいかし、新しい人の流れをつくる</p> <p>(1)関係人口の創出</p> <p>(2)観光の創出</p> <p>基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>(1)住宅の整備</p> <p>住生活の安定確保に向けた住宅施策の推進、公営住宅等の適正な維持管理により、住生活の質の向上と快適な住環境の整備を目指します。</p> <p>【具体的な施策】・良好な住環境の整備推進</p> <p>・公営住宅等の積雪な維持・管理の推進</p> <p>(2)学校教育の充実</p> <p>(3)社会教育の充実</p> <p>(4)子育て環境の充実</p> <p>基本目標4 安心して暮らせる魅力的な地域をつくる</p> <p>(1)道路・交通網等の整備</p> <p>住生活に必要な移動手段である公共交通機関について、ニーズの把握による利便性の向上に努め、必要な路線の確保を目指します。</p> <p>【具体的な施策】・公共交通の確保</p> <p>(2)健康づくり・医療の充実</p> <p>(3)高齢者支援の充実</p> <p>(4)スポーツ活動の推進</p> <p>(5)住民参画のまちづくりの推進</p>

※令和8年度を開始とする「第3期美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」については、これまでの成果や今後の課題をもとに、令和7年度において検討、策定することとしています。

(2) 美深町地域公共交通計画

計画期間	令和6年度～令和10年度
基本方針	住民が安心して美深町で暮らし続けるために必要な公共交通網を整備し、第6次美深町総合計画に掲げるまちの将来像『未来へ続く笑顔あふれるまち美深』の実現を目指す
目標と施策	<p>目標(1) 利用者ニーズに応じた持続可能な町内公共交通の確保</p> <p>地域内フィーダー系統である「フレンドバス」や「仁宇布線デマンドバス」等による住民の安定的な移動手段を維持するとともに、地域間系統である「名士バス恩根内線」やJRとの連携により、町内外へのスムーズな移動が行える、持続可能な公共交通を目指します。</p> <p>【施策① 路線バスの維持・確保】</p> <p>「フレンドバス」や「仁宇布線デマンドバス」は、町内及び生活圏内である名寄市を結ぶ路線バスで、通院・通学、買い物など、住民にとって重要な公共交通であるが、利用者は減少傾向にある。既存の路線の維持を基本として、利用促進による利用者の確保を図るとともに、国等の補助金等を活用しながら、効果的で安定した運行ができるよう努める。</p> <p>【施策② その他町内公共交通の維持・確保】</p> <p>デマンド型乗合タクシーは、農村部に住む高齢者の通院や買い物の足の確保、移動制約者の外出支援といった福祉的な側面も有する公共交通である。利用者は少なく、収益性も低いですが、住民が安心して暮らしていくためには必要な公共交通であり、現在のサービスを維持していかなければならない。</p> <p>タクシーについては、民間事業者による最も自由度の高い公共交通であり、定時・路線運行では対応できない移動に必要な手段として、事業の存続が重要となる。</p> <p>目標(2) 公共交通の利用促進の展開</p> <p>公共交通を維持するためには、住民一人ひとりが、公共交通が必要なものであることを認識し、利用していくことが求められます。</p> <p>公共交通に対する住民意識の向上を図り、利用が促進されるよう取組を展開します。</p> <p>【施策① 情報提供の推進】</p> <p>美深町広報への掲載など各種媒体の活用と自治会との連携による情報発信、町民との懇談の場での情報共有など、住民一人ひとりの公共交通利用に対する意識醸成が図られるよう取組を進める。</p> <p>また、町外から訪れる観光客等が公共交通を利用できるよう情報を発信し、利用の促進を図る。</p>

(3) 美深町地域防災計画

策定年月	令和元年12月（※計画期間の定めは無し）
計画の内容	<p>第4章 地震災害対策編</p> <p>第3節 地震に強いまちづくり推進計画</p> <p>町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。</p>

(4) 美深町地域強靱化計画

計画期間	令和3年度～令和12年度
目標	<p>(1)人命の保護を最大限図る</p> <p>(2)町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持する</p> <p>(3)町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>(4)迅速な復旧復興</p> <p>(5)美深町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する</p>
計画の内容	<p>施策プログラム</p> <p>(1)人命の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化 ・建築物等の老朽化対策 ・緊急輸送道路等の整備 ・洪水・内水ハザードマップの作成 等 <p>(2)救助・救急活動等の迅速な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 ・災害時の医療支援体制の強化 ・災害時における福祉的支援 等 <p>(3)行政機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部機能等の強化 ・行政の業務継続体制の整備 等 <p>(4)ライフラインの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設等の防災対策、防災機能の強化 ・下水道施設等の耐震化、老朽化対策 ・交通ネットワークの整備 ・地域公共交通の機能維持 ・鉄道の機能維持 等 <p>(5)経済活動の機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分散を重視した企業立地等の促進 等 <p>(6)二次災害の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備、保全 等 <p>(7)迅速な復旧・復興等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理体制の整備 等

(5) 美深町住生活基本計画

計画期間	令和3年度～令和12年度
テーマ	「美深らしい」住みよい生活環境の創出
基本目標	<p>基本目標1 子供からお年寄りまで、地域で安心して暮らす住まいの実現</p> <p>基本目標2 多様な居住ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成</p> <p>基本目標3 まちのコンパクト化や地域活性化に寄与する住まいづくり</p> <p>基本目標4 自然環境との共生を重視した住まいの実現</p>
住宅施策の展開方向	<p>基本目標1 子供からお年寄りまで、地域で安心して暮らす住まいの実現</p> <p>町内外の移住・定住・住み替え希望者が、希望の住宅情報を容易に取得できる環境整備や気軽に相談できる体制整備を進めます。</p> <p>また、子育て世帯等住宅取得希望者に対して適切な支援を行います。</p> <p>基本目標2 多様な居住ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成</p> <p>空き家については、市場への流通もしくは解体を促進し、廃屋化を防ぐ取組を進めます。</p> <p>既存住宅においては、バリアフリー化等性能向上に資するリフォームを促進するとともに、新築住宅においては、積雪寒冷地に対応する北方型住宅など高品質な住宅の供給を促進し、良質な住宅ストックの形成を図ります。</p> <p>住宅を自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者が、安心して暮らせるよう、公営住宅等においては計画的な事業展開を図ります。</p> <p>基本目標3 まちのコンパクト化や地域活性化に寄与する住まいづくり</p> <p>中心市街地など利便性の高いまちなかへの居住促進を図るとともに、住民が主体となった住宅地景観の創出などの取組について支援を行います。</p> <p>また、移住体験住宅の整備など定住促進に寄与する住宅の整備を進め、交流人口や移住者の増加による地域の活性化を図ります。</p> <p>住宅建設においては、町産材をはじめとした地域資源等が有効に活用され地域産業の活性化に寄与するための取組を進めます。</p> <p>基本目標4 自然環境との共生を重視した住まいの実現</p> <p>住まいづくりにおける環境への負荷低減や積雪期の雪対策に関する情報発信を行うとともに、公営住宅等については、住宅の耐久性向上を図ります。</p>
重点的な取組	<p>①移住定住の支援</p> <p>②新築や住宅リフォーム等の支援</p> <p>③高齢者の住み替え支援</p> <p>④公営住宅の整備活用</p> <p>⑤森林認証材(SGEC認証)を活用した住宅づくりの推進</p>

(6) 美深町公営住宅等長寿命化計画

計画期間	平成30年度～平成39年度(令和9年度)
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅ストックの計画的・効率的な活用 ・安全性と快適性を備えた優良ストックの形成 ・誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築
長寿命化に関する基本方針	<p>(1)ストックの状況の把握及び日常的な維持管理の方針</p> <p>○定期点検及び日常点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検については、建築基準法に基づく法定点検の対象外である住棟も含め、定期点検を実施します。 ・定期点検のほかに、外観からの目視により容易に確認することが可能な部位については、必要に応じて日常点検の実施を行います。 <p>○点検結果に基づく修繕の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検結果や修繕周期等を踏まえ、予防保全的な観点から、建物の内外装・設備等の計画修繕を効率的・効果的に実施します。 ・将来見込まれる修繕工事を計画的に実行するための長期修繕計画の策定を検討します。 <p>○点検結果や実施した修繕内容のデータ管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により把握した公営住宅等ストックの状況や修繕内容等については、データベース等に記録し、公営住宅等の効率的・効果的な修繕・維持管理に役立てていくとともに、次回の点検に活用するというサイクルを構築します。 <p>(2)長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検、修繕、データ管理により、長寿命化に資する日常的な維持管理及び修繕を行ったうえで、各住棟の課題に応じた改善事業を実施し、住宅性能の向上と長寿命化を図ります。 ・予防保全的な維持管理・計画修繕等と改善事業の実施により、公営住宅等ストックの長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

(7) 美深町公共施設等総合管理計画

計画期間	平成28年度～平成67年度(令和37年度) ※令和6年3月改訂
基本方針	<p>①公共施設総量の縮減と適正化</p> <p>②予防保全型修繕の導入による財政負担の軽減と長寿命化</p> <p>③官民連携の推進</p>
基本方針の考え方	<p>①公共施設総量の縮減と適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口減少や構造の変化により厳しい財政状況となることが見込まれる。限られた財源を有効に活用するため、単独施設での整備は原則行わず、「施設の複合化・集約化による機能維持向上」を基本として、保有する公共建築物の総床面積を20年間(2016年～2035年)で14%縮減を目標とする。2036年以降については、人口動向や財政状況等を考慮し、計画内容の見直しと合わせて目標値を設定する。 ・複合化・集約化による余剰施設で、築30年以上が経過し行政として利用目的がなく売却が見込めない場合は「取り壊し」を基本とする。 ・将来の人口や財政状況等の推移を見ながら、近隣市町村施設の活用や施設の共同設置による「施設総量の適正化」を進める。 <p>②予防保全型修繕の導入による財政負担の軽減と長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでは、施設に異常が発見されてから対処する事後保全を中心に行ってきたが、財政負担の軽減と平準化及び施設の長寿命化の視点に立ち、躯体と設備を分離した管理方法と予防保全型修繕の導入による維持管理基本サイクルを構築し、ライフサイクルコストの低減を図る。 ・利用頻度の高い施設については、耐震化の必要性を確認し、安全性の確保を行う。ただし、耐震改修には多額の費用がかかるため実施については十分な検討を行う。 ・インフラ施設においては、既に策定済みの計画に基づき、長寿命化を進め財政負担の軽減を図る。 ・公共施設等の修繕、改修については、全ての利用者にとって安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザイン化を図る。 ・公共施設等の維持管理においては温度、空調の適正管理や節電などに努め、更新や改修にあたっては再生可能エネルギーや省エネルギー型設備の導入などを検討し脱炭素化を推進します。 <p>③官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の建設は行政で行うという考え方を見直し、民間事業者の有するノウハウや資金を導入などにより、施設サービス水準の維持向上と効果的な公共施設運営を行う。

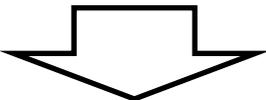
(8) 第9期美深町高齢者保健福祉等計画・美深町介護保険事業計画

計画期間	令和6年度～令和8年度
重点課題に対する取組	<p>1 地域包括ケアシステムの深化と推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備 ・日常生活を支援する体制の整備 ・地域包括支援センターの役割 <p>2 認知症高齢者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の理解を深めるための普及啓発の推進 ・予防対策の推進 ・早期発見と支援・介護サービス・介護者への支援 ・認知症バリアフリーの推進・社会参加支援 <p>3 サービスの基盤整備の推進と介護人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問・通所サービスの継続 ・社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとの連携・協働 ・予防対策の推進 ・外国人介護福祉人材育成支援協議会や民間企業等からの情報収集の継続 <p>4 高齢者の権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の活用 ・日常生活自立支援事業の活用 ・高齢者虐待への対応 ・消費者被害の防止 <p>5 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域サロンやいきいきサロンについて継続して実施できるようボランティアの育成や支援 ・シルバー人材センターへの支援を継続、関係機関との連携による就労機会の確保 <p>6 災害・感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者台帳の作成・点検、民生委員や自治会との連携・協力 ・介護事業所との連携による避難訓練の実施、災害用品の確認 ・介護事業所等との連携による感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた事前準備
施設サービス	<p>○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も在宅生活が困難な方の入所施設として必要性が高く、重要なサービスですが施設の老朽化が進んでおり、また現所在地が浸水地域であり防災の観点から移設の必要性があることから、令和9年度を目処に移設・建替を行います。

第5章. 計画の基本方針

5-1. まちづくりの方針

前章までに整理した現状と課題を踏まえ、美深町立地適正化計画における「まちづくりの目標」と「まちづくりの基本方針（ターゲット）」を以下のとおり設定します。

課題のとりまとめ	まちづくりの基本方針(ターゲット)
<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化に伴う人口減少による、中心市街地の空家・空地の増加 ・人口減少によるまちなかの活力低下と生活サービス機能や産業の維持困難 	<p>○まちなかの賑わいの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地等の空家・空地の活用による生活サービス機能等の集積や、まちなか居住の促進による賑わいづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・より住みよい街にするための商業・医療・福祉機能の確保 ・福祉需要に対応していくための介護老人福祉機能の維持・更新 ・高齢者や障がい者に配慮した、冬季の除排雪やインフラの整備・維持 	<p>○高齢化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除排雪やインフラが充実し、商業・医療・福祉機能が集積する地域への高齢者等の居住誘導 ・福祉分野における働き手の確保と、在宅生活が困難な方の福祉需要に対応するための安全な介護老人福祉機能の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用者減少による減便や路線見直しによる、交通弱者の利便性の低下 ・交通不便地域における交通弱者の利便性の向上 	<p>○公共交通の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者など交通弱者の利便性向上を考慮した町内公共交通の維持と JR、路線バスによる広域公共交通とのネットワーク形成
<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地沿いを流れる天塩川による洪水災害の可能性 ・町民の防災意識の低さ 	<p>○災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天塩川本流や支流における浸水想定区域について、災害リスク回避のための体制整備 ・災害イエローゾーン※における危険個所の周知や避難体制の整備・充実(迅速で適切な情報発信)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口密度の低下による地価の下落 ・人口減少や地価の下落による自主財源の比率の低下 	<p>○効率的な都市運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちづくりによる人口密度の確保や、市街地規模の抑制及び公共施設の集積化等による都市運営コストの圧縮
	
まちづくりの方針	<p>自然豊かで賑わいがある都市空間で、 健やかで安全・安心して住み続けられるまち</p>

※洪水等の浸水想定区域や土砂災害計画区域など、災害発生時に人命に危険が及び可能性がある区域

5 - 2. 目指すべき都市の骨格構造

美深町都市計画マスタープランにおける将来都市構造（45頁 図4-1を参照）の「拠点」、「都市軸」、「ゾーン」の位置付けをもとに、居住誘導区域や都市機能誘導区域の検討にあたり、美深町全体の観点から拠点と連携軸・交通軸を定め、都市の骨格構造を設定します。

市街地	中心拠点ゾーン	行政機能や商業機能、住機能などの多様な都市機能が集積・調和した土地利用が可能な拠点で、都市計画マスタープランにおける中心拠点・中心周辺ゾーンを網羅したエリアを「中心拠点ゾーン」として位置付けます。
	居住誘導ゾーン	中心拠点の周辺に広がる、低層住宅を中心とした土地利用が可能で、中心拠点ゾーンを中心に都市計画マスタープランにおける環境調和住宅ゾーンを網羅したエリアを「居住誘導ゾーン」として位置付けます。
	市街地骨格連携軸	市街地の骨格を形成するとともに、広域連携軸を補完しながら郊外の集落等を結ぶ道路を市街地骨格連携軸として位置付けます。
	基幹的な公共交通	JR美深駅を中心とし、市街地等を区域運行する公共交通（フレンドバス）を基幹的な公共交通として位置付けます。
郊外部 (都市計画区域外)	地域拠点	役場支所や防災センター、地域の特色としてチョウザメ養殖施設や工房・ギャラリー・カフェが立地するとともに、定住機能として町営住宅等が立地する地区（恩根内地区）を地域拠点として位置付けます。
	広域連携軸	本町と周辺市町村を結びながら中心拠点等と地域拠点を連携する道路を広域連携軸として位置付けます。
	広域的な公共交通軸	中心拠点等と地域拠点を結ぶ国道40号（名士バス恩根内線）を広域的な公共交通軸として位置付けます。

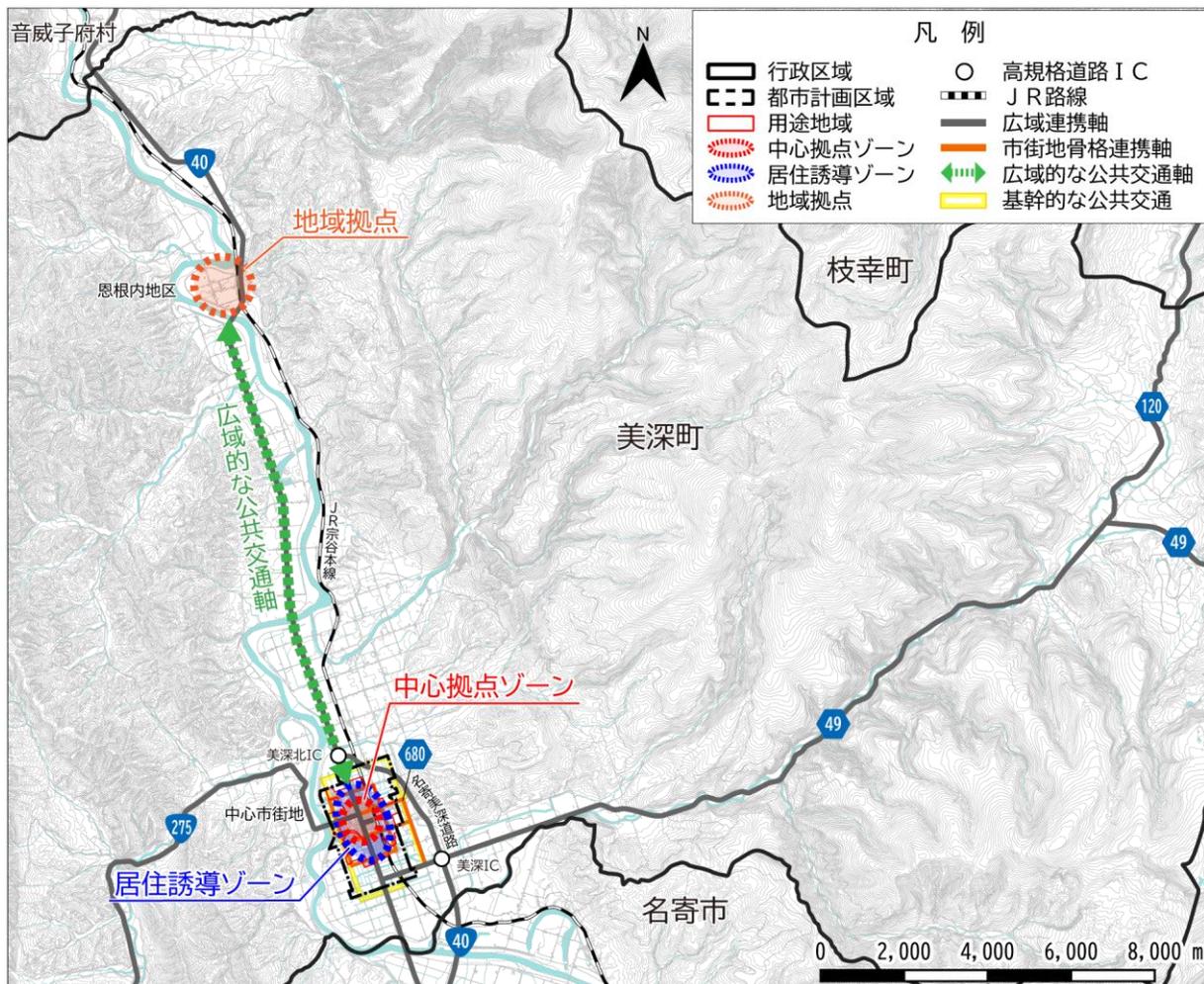


図 5-1 目指すべき都市の骨格構造（広域）

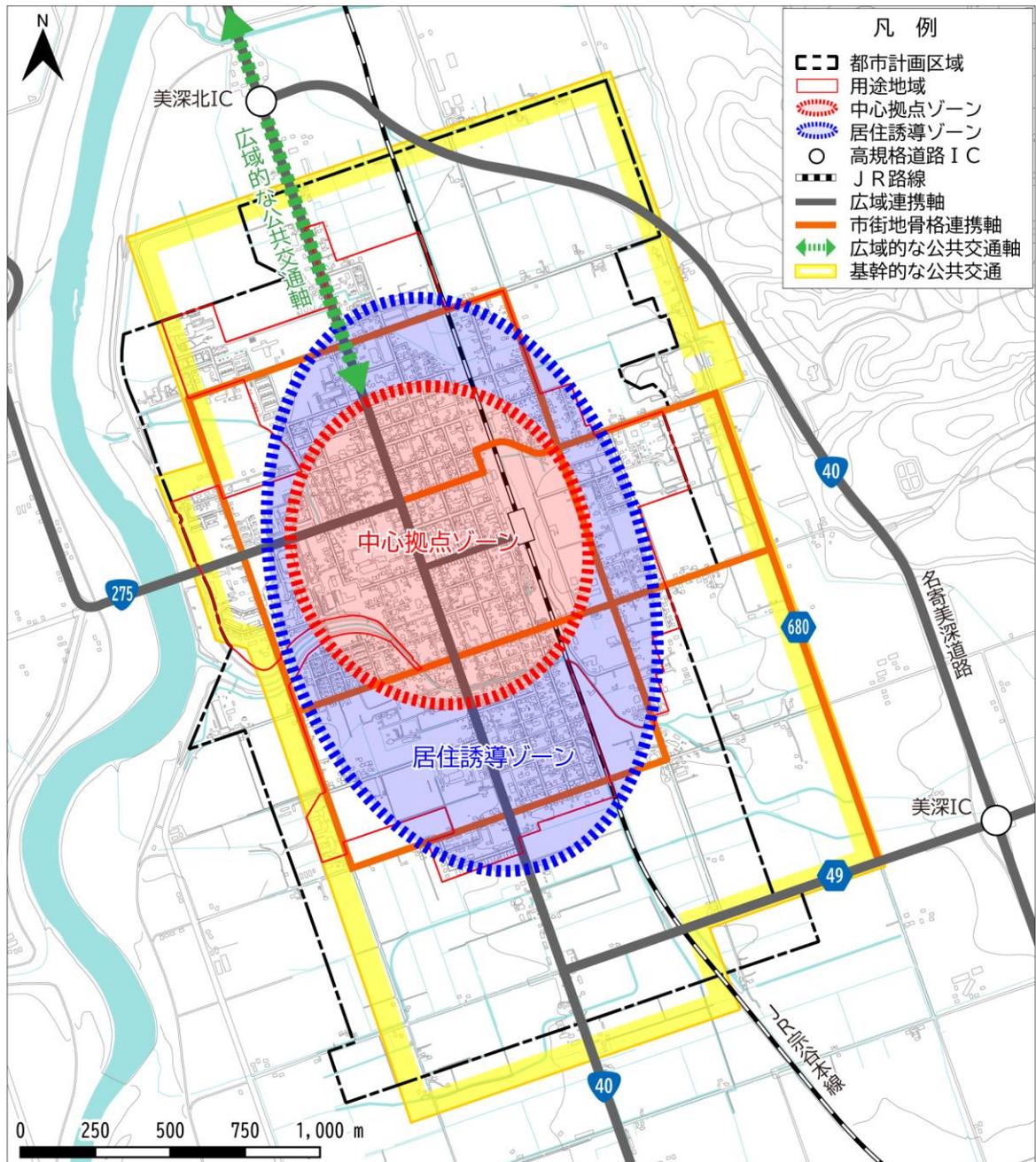


図 5-2 目指すべき都市の骨格構造 (中心市街地)

5 - 3. 誘導方針

まちづくりの方針及び目指すべき都市の骨格構造を実現するため、課題解決のための誘導方針を以下のとおり設定します。

誘導方針① まちなかの活力・賑わいの形成
【具体的な方針】 <ul style="list-style-type: none">・ 少子高齢化に伴う人口減少により増加した、空家や空地の有効活用・ まちなかの都市機能の集約・維持による、活力や賑わいの創出・ 行政施設や公共施設の機能再編や集約による都市運営の改善
誘導方針② 安全・安心で快適に暮らせる拠点の形成
【具体的な方針】 <ul style="list-style-type: none">・ 福祉需要に対応した福祉施設の整備・ 高齢者や障がい者が歩いて暮らしやすい道路空間の整備・ 冬季間における除排雪サービスの維持・ 様々な災害を想定した防災対策と町民の防災意識の醸成
誘導方針③ 持続可能な公共交通ネットワークの形成
【具体的な方針】 <ul style="list-style-type: none">・ 交通弱者が持続的に受けられる公共交通サービスの維持・整備・ 町内外の移動利便性が良い公共交通ネットワークの維持

第6章. 居住誘導区域の設定

6-1. 居住誘導区域設定の基本的な考え方

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域とします。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び見通しを勘案しつつ、将来にわたって居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保することを目的に定めます。

6-2. 居住誘導区域の設定

居住誘導区域を前項の基本的な考え方に基づき、以下の4つの視点により設定します。

- 視点1 一定の人口密度を確保する区域
- 視点2 市街地の空洞化を解消する区域
- 視点3 生活利便性を確保する区域
- 視点4 防災リスクを低減する区域

(1) 視点1 一定の人口密度を確保する区域

- ・商業施設や医療施設、サービス等の維持・確保のためには、そのエリアにおいて一定の人口密度を維持していくことが重要です。令和2年の用途地域内人口密度を令和22年においても維持していくエリアを居住誘導区域とします。
- ・令和2年の用途地域内人口は3,269人（14.3人/ha）で、人口減少を考慮した人口密度を確保するために、令和22年の居住誘導区域の人口密度は10人/ha以上を目標とします。
- ・このことを考慮すると目標年次（令和22年）の全町人口2,659人に対し、用途地域面積の約90%以下にあたる約204ha（204.3ha）以下への集約が必要となります。

表 6-1 人口密度の維持に必要な区域面積の算出

項目	数値	備考
A 令和2年人口	4,145 人	国勢調査小地域人口
B 令和2年用途地域人口	3,269 人	「A」のうち、用途地域を跨ぐ条丁目別は建物棟数により人口を配分して集計
C 用途地域面積	227.9 ha	
D 令和2年用途地域内人口密度	14.3 人/ha ↓ 10.0 人/ha 以上	B/C R22の居住誘導区域内人口密度は人口減少を考慮して10人/ha台を維持
E 令和22年人口	2,658 人	「G空間情報センター 将来人口・世帯予想ツールV3」を用いて条丁目別に集計
F 令和22年用途地域内人口	2,043 人	条丁目別に「E×A/B」により算出
G 人口密度の維持に必要な区域面積	204.3 ha 以下	F/D

(2) 視点2 市街地の空洞化を解消する区域

- ・令和22年においては、JR美深駅西側を中心とした国道40号沿道までのエリアにおいて人口密度が低くなる一方で、用途地域の外縁部においては人口密度が高くなる空洞化の状況となります。
- ・このため、中心拠点に立地する行政機能、商業機能等を持続的に確保していくためには、将来的には外縁部から中心部に居住を誘導することが望ましく、このことに配慮したエリアを居住誘導区域として設定します。

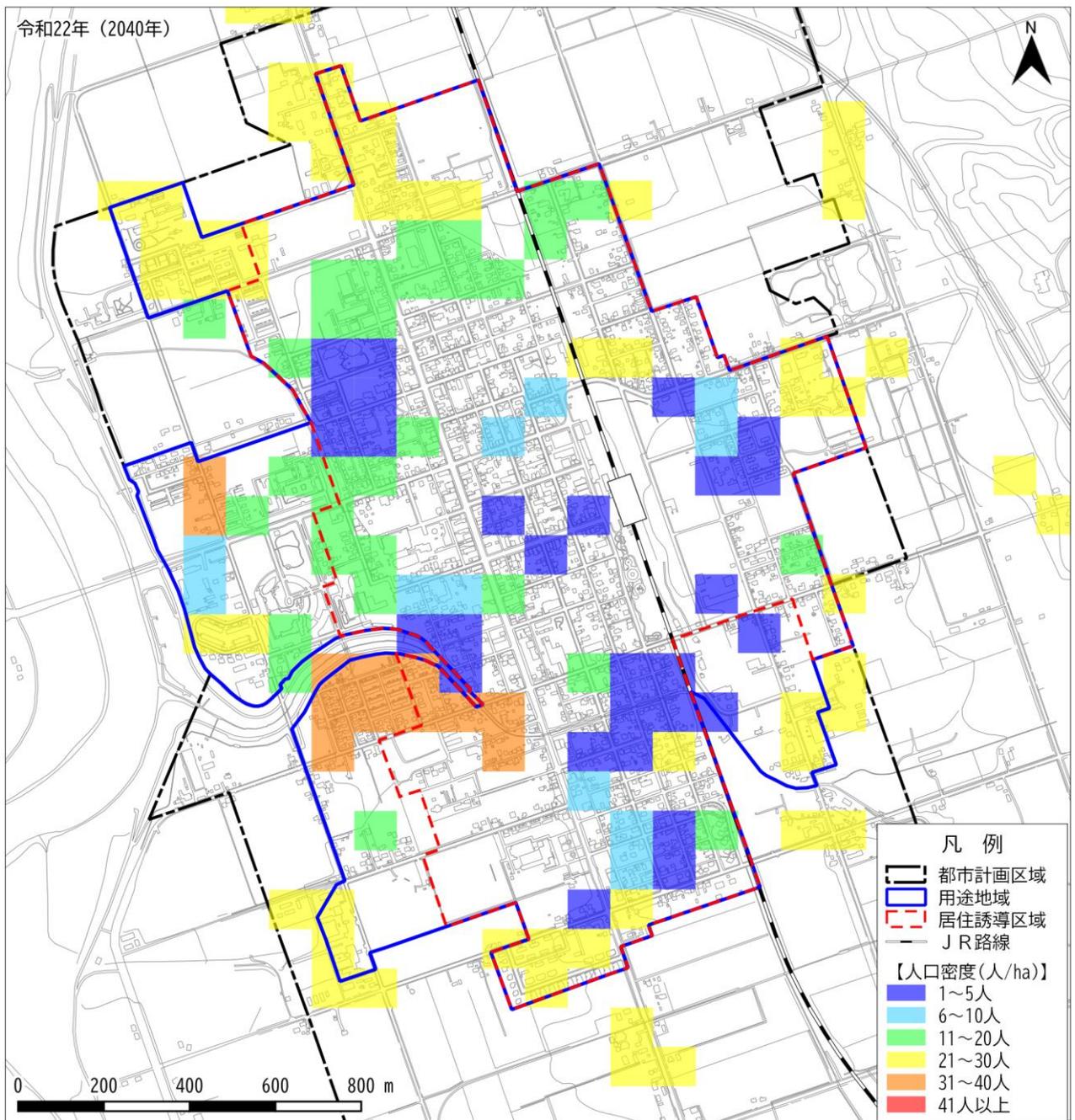


図 6-1 人口密度 (R22) の状況

(4) 視点4 防災リスクを低減する区域

- ・「都市再生特別措置法」及び「都市再生特別措置法施行令」において、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域等は「居住誘導区域に含めてはならない区域」と定められており、本町の都市計画区域内はいずれの区域にも該当していません。
- ・一方で、「都市計画運用指針（国土交通省）」においては、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水想定区域等は「原則として居住誘導区域に含めないこととすべき区域」と定められており、本町の都市計画区域内は洪水浸水想定区域が該当しています。
- ・本町の市街地西側には天塩川が流れており、用途地域のほぼ全域が洪水浸水想定区域に該当していることから、2階への垂直避難が可能な浸水深3.0m未満のエリアを居住誘導区域として設定します。

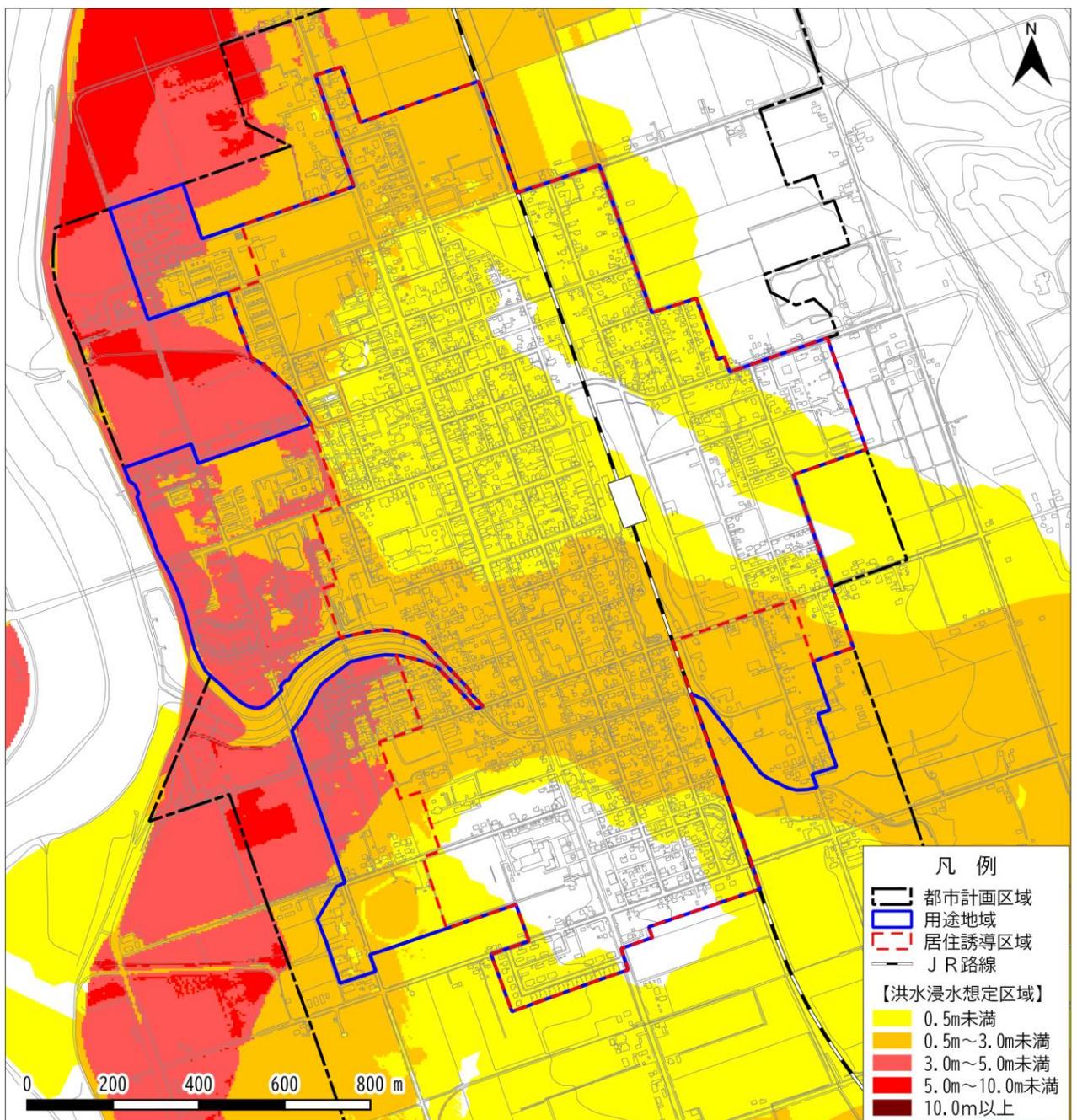


図 6-3 洪水浸水想定区域の分布状況

(5) 居住誘導区域の設定

「視点1 一定の人口密度を確保する区域」の面積について、基本的な考え方及び視点2の市街地の空洞化を解消する区域、視点3の都市機能施設のアクセス性、並びに視点4の洪水浸水想定区域の3m未満の区域を踏まえ、住居系の用途地域界を勘案して居住誘導区域を設定すると「図6-4 居住誘導区域」となり、面積は174.1haとなります。

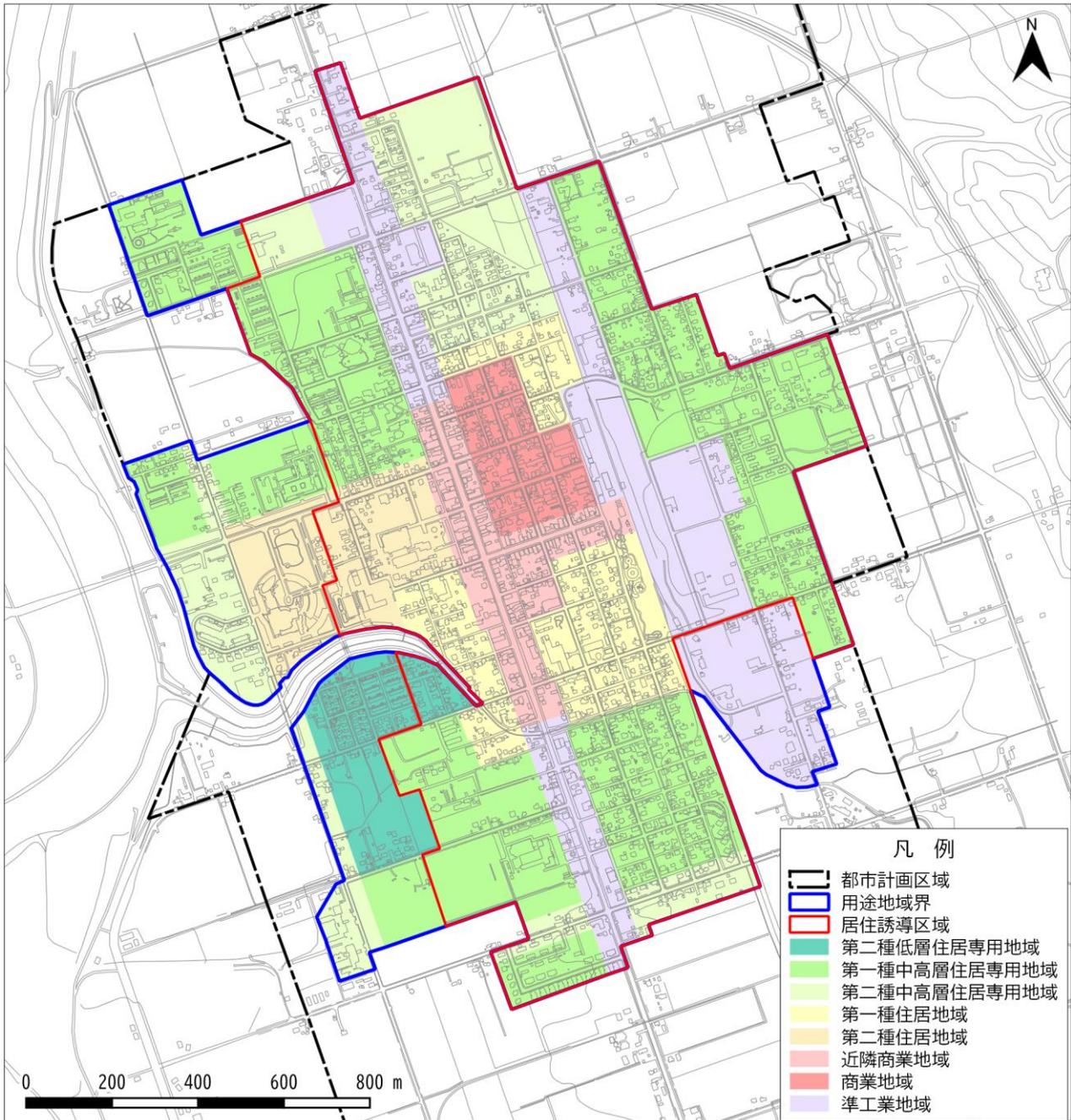


図 6-4 居住誘導区域

※設定する居住誘導区域は、コンパクトなまちづくりを目指して将来的に居住を誘導すべき区域であり、今後、居住誘導区域外に居住できなくなるというものではありません。また、居住誘導区域内への強制的な移転を求めるものではありません。

第7章. 都市機能誘導区域の設定

7-1. 都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

都市機能誘導区域とは、居住誘導区域内に設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られる区域とします。

また、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域とし、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間の移動が容易にできる範囲を区域として設定します。

7-2. 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域を前項の基本的な考え方に基づき、以下の3つの視点により設定します。

視点1 中心拠点の主要な都市機能施設を集積する区域

視点2 工業地の土地利用転換と多様な機能が集積・調和する区域

(1) 視点1 中心拠点の主要な都市機能施設を集積する区域

- ・居住誘導区域内に立地する、都市運営に必要な行政機能や、町民が生活する上で必要な商業機能、医療機能を持つ主要な都市機能施設を集積するエリアを都市機能誘導区域に設定します。なお、美深町都市計画における用途地域区分と整合が図られないエリアがありますが、浸水洪水想定エリアは除いたほか、現状の施設立地状況を考慮したエリアとします。

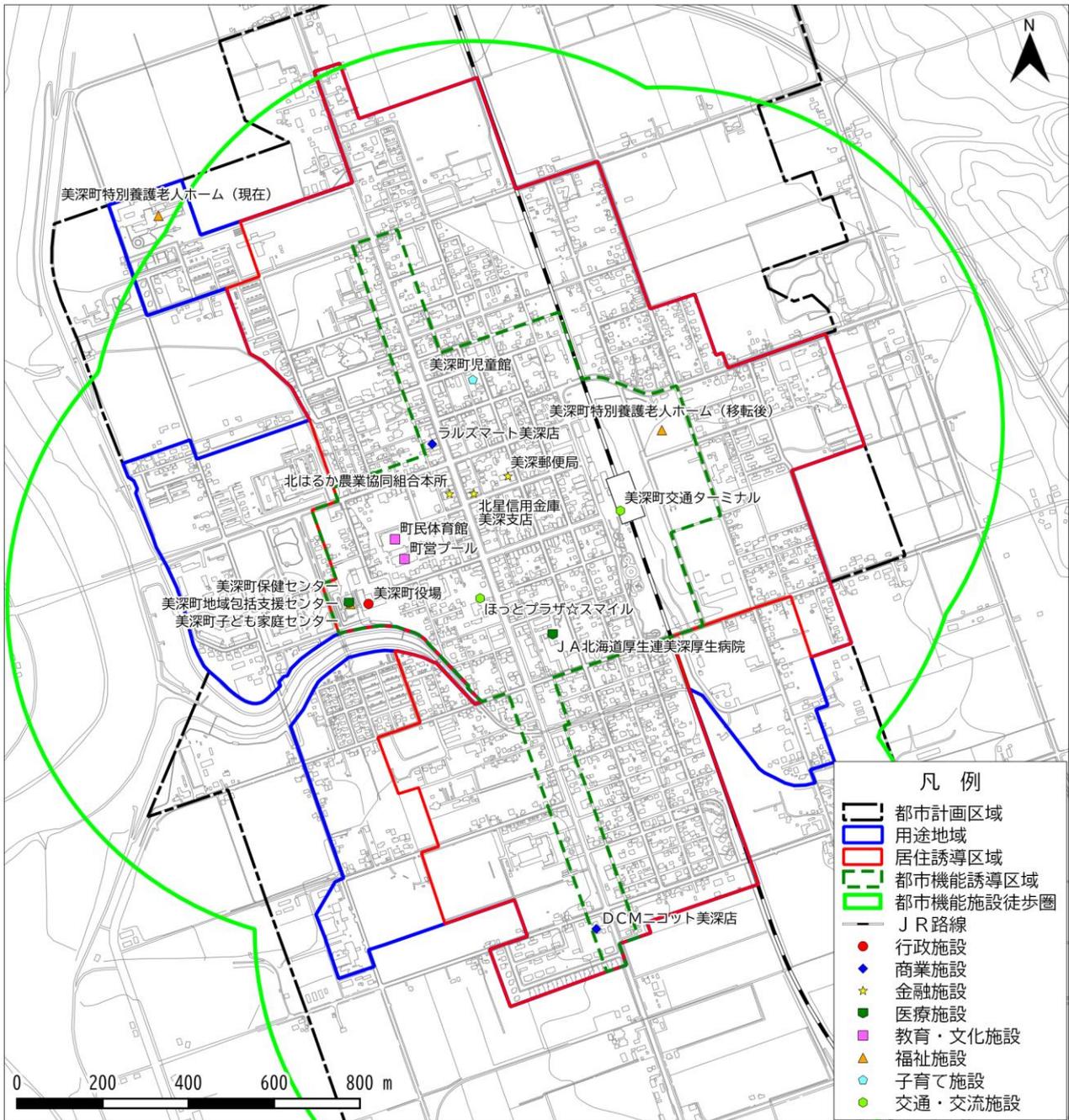


図 7-1 主要な都市機能施設の分布状況

(2) 視点2 工業地の土地利用転換と多様な機能が集積・調和する区域

- ・都市計画マスタープランにおいて、「JR美深駅東側の製材工場跡地について、その一部を道路や緑地の整備、民間事業者による住宅地の造成を誘導することにより、住宅地として土地利用の転換を図る」とされており、そのエリアを「土地利用転換促進区域」に位置付けています。
- ・また、本計画の「5-2 目指すべき都市の骨格構造」において、「中心拠点ゾーン」は「行政機能や商業機能、住機能などの多様な都市機能が集積・調和した土地利用が可能な拠点」として位置付けています。
- ・このため、工業地から住宅地に周辺の土地利用を転換するために新たな都市機能を配置する区域や、「中心拠点」として多様な機能が集積・調和する区域を都市機能誘導区域として設定します。なお、当該土地利用転換促進区域へは、「浸水洪水想定区域内にある福祉施設の移転」を計画するとともに、合わせて「高齢者と地域の人達のふれあいが可能な複合型福祉施設」の設置を計画します。

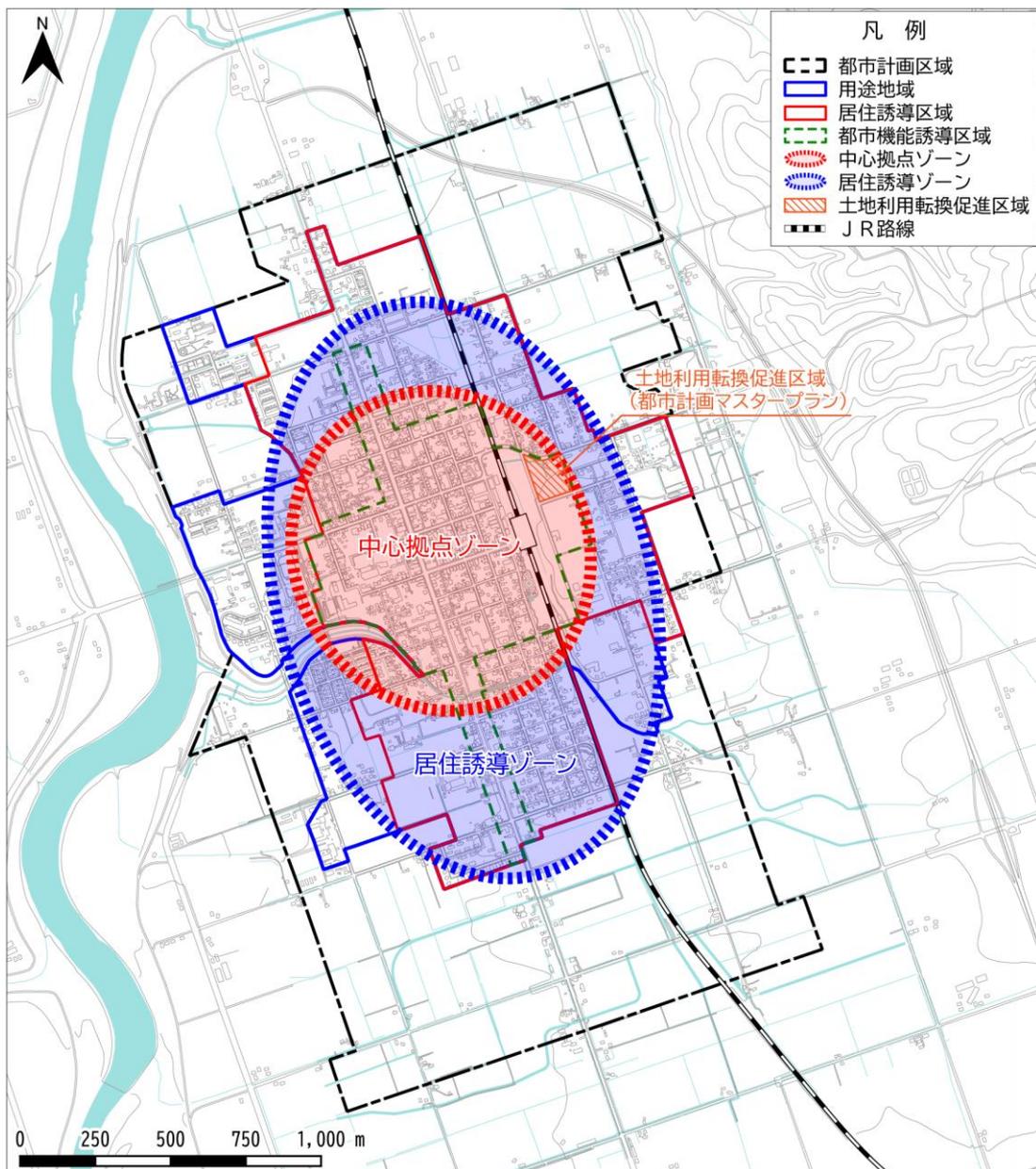


図 7-2 各計画で位置付けられた区域

(3) 都市機能誘導区域の設定

基本的な考え方及び視点1、視点2の中心部の公共・公益施設等の立地、並びに鉄道東側の土地利用転換を促進していく区域を踏まえながら、国道40号沿道の用途地域界を勘案して都市機能誘導区域を設定すると「図7-3 都市機能誘導区域」となり、面積は65.1haとなります。

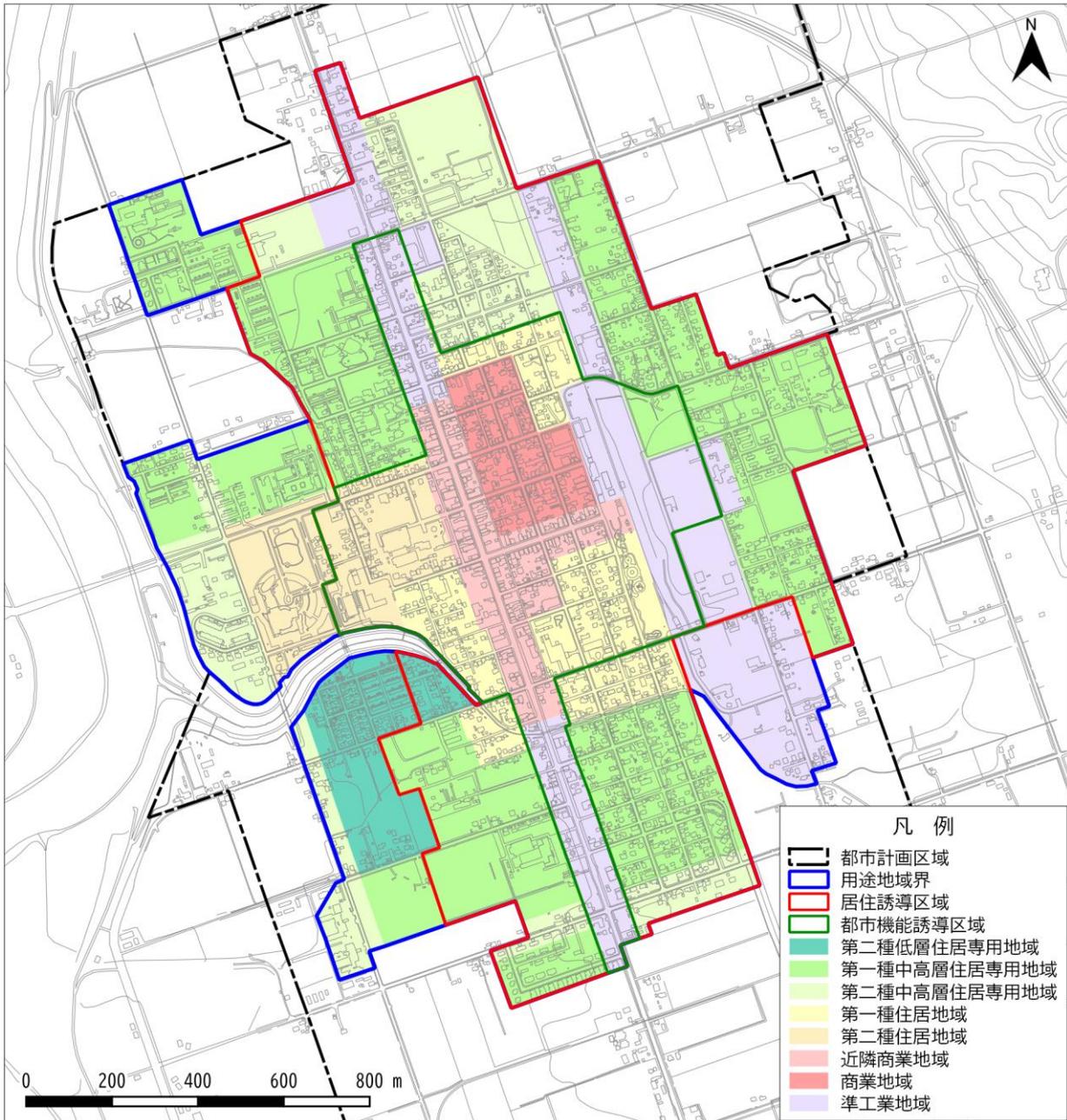


図 7-3 都市機能誘導区域

7-3. 誘導施設の設定

(1) 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、都市機能誘導区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案して定めます。

都市機能増進施設とは、医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいいます。

新たに立地誘導することで生活利便性を向上させるもののほか、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への流出を防ぐためにも設定します。

(2) 誘導施設の設定

美深町における都市機能の立地状況を踏まえ、都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき施設の定義と施設の例を以下のとおり設定します。

表 7-1 誘導施設

都市機能	定義	施設の例	現状と方針
行政	地方自治法第4条第1項	美深町役場	都市機能誘導区域内にあり、今後も行政機能を確保するため、誘導施設に位置付けます。
商業	延床面積500㎡以上の食品スーパー	ラルズマート美深店	都市機能誘導区域内にあり、今後も商業機能を確保するため、誘導施設に位置付けます。
		DCMニコット	
金融	信用金庫法第4条	北星信用金庫美深支店	都市機能誘導区域内にあり、今後も金融機能を確保するため、誘導施設に位置付けます。
	日本郵便株式会社法第2条第4項	美深郵便局	
	農業協働組合法第3条	北はるか農業協同組合本所	
医療	医療法第1条の5	JA北海道厚生連美深厚生病院	都市機能誘導区域内にあり、今後も医療機能を確保するため、誘導施設に位置付けます。
	地域保健法第18条	美深町保健センター	
教育・文化	美深町体育施設条例	町民体育館	都市機能誘導区域内にあり、今後も教育・文化機能を確保するため、誘導施設に位置付けます。
		町営プール	
子育て	児童福祉法第10条の2 母子保健法第22条	美深町こども家庭センター	都市機能誘導区域内にあり、今後も子育て機能を確保するため、誘導施設に位置付けます。
	児童福祉法第40条	美深町児童館	
福祉	老人福祉法第20条の5	美深町特別養護老人ホーム	現状は居住誘導区域及び都市機能誘導区域外にありますが、今後において都市機能誘導区域内に移転を予定しており、福祉機能及び交流機能を有する複合施設化を行うため、移転後の当該施設を誘導施設に位置付けます。
	介護保険法第115条の46	美深町地域包括支援センター	都市機能誘導区域内にあり、今後も福祉機能を確保するため、誘導施設に位置付けます。
交流・交通	美深町交通ターミナル設置及び管理条例	美深町交通ターミナル	都市機能誘導区域内にあり、今後も交流・交通機能を確保するため、誘導施設に位置付けます。
		ほっとプラザ☆スマイル	ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例

第8章. 防災指針

8-1. 防災指針とは

(1) 防災指針の目的

近年、気候変動の影響により自然災害が頻発・激甚化しており、全国各地で発生した土砂災害や河川氾濫、津波等によって、生命や財産、社会経済に多大な被害が生じています。このような状況を踏まえ、令和2年6月に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが規定されました。

また、都市計画運用指針において、「防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものである」と記載されており、災害に強いまちづくりを進めるため、都市計画や防災、治水及び建築等の各分野の総合的な視点から設定するものです。

(2) 防災指針の位置付け

防災指針は、防災分野の関連計画である「美深町地域防災計画」や「美深町地域強靱化計画」等との連携と整合を図るものとします。

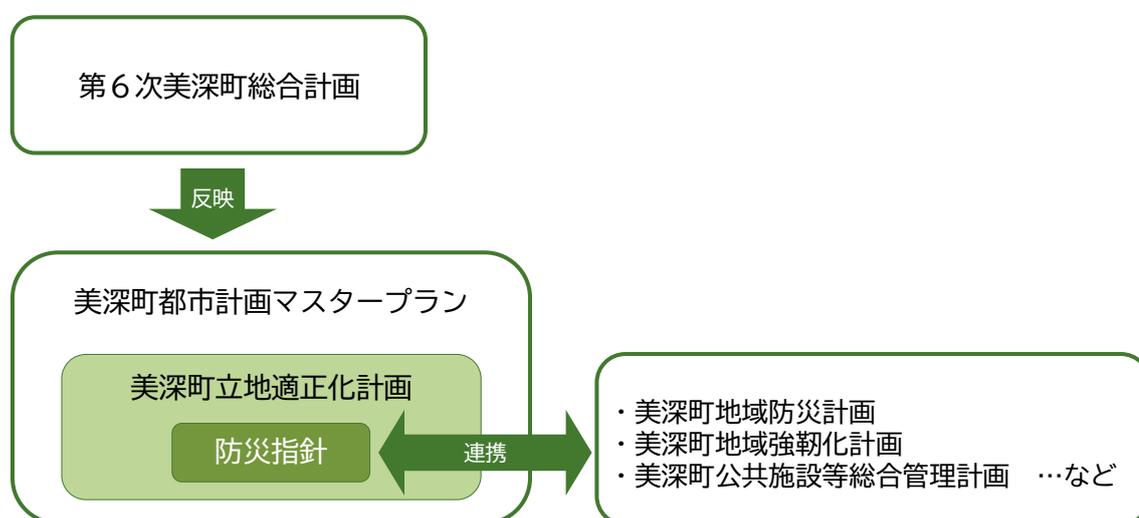


図 8-1 防災指針の位置付け

8-2. 災害リスクの把握

(1) 災害ハザード情報等の収集

本章における災害リスク情報の収集状況を以下に整理します。

表 8-1 ハザード情報の収集状況

No	項目	出典
1	天塩川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	国土交通省
2	天塩川水系美深川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
3	天塩川水系美深五線川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
4	天塩川水系美深六線川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
5	天塩川水系美深パンケ川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
6	天塩川水系新美深川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
7	天塩川水系川西六線川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
8	天塩川水系雄木禽川・十二線川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
9	天塩川水系ペペケナイ川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
10	天塩川水系オグルマナイ川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
11	天塩川水系ペンケニウプ川・ペンケ十号川洪水浸水想定区域(想定最大規模)	北海道
12	天塩川洪水浸水想定区域(浸水想定継続時間)	国土交通省
13	土砂災害警戒区域	北海道
14	土砂災害特別警戒区域	北海道

(2) 洪水災害

① 想定最大規模

本町は、天塩川及び天塩川水系河川沿いに市街地が形成されていることから、広範囲が洪水浸水想定区域に含まれており、災害リスクは高いと考えられます。

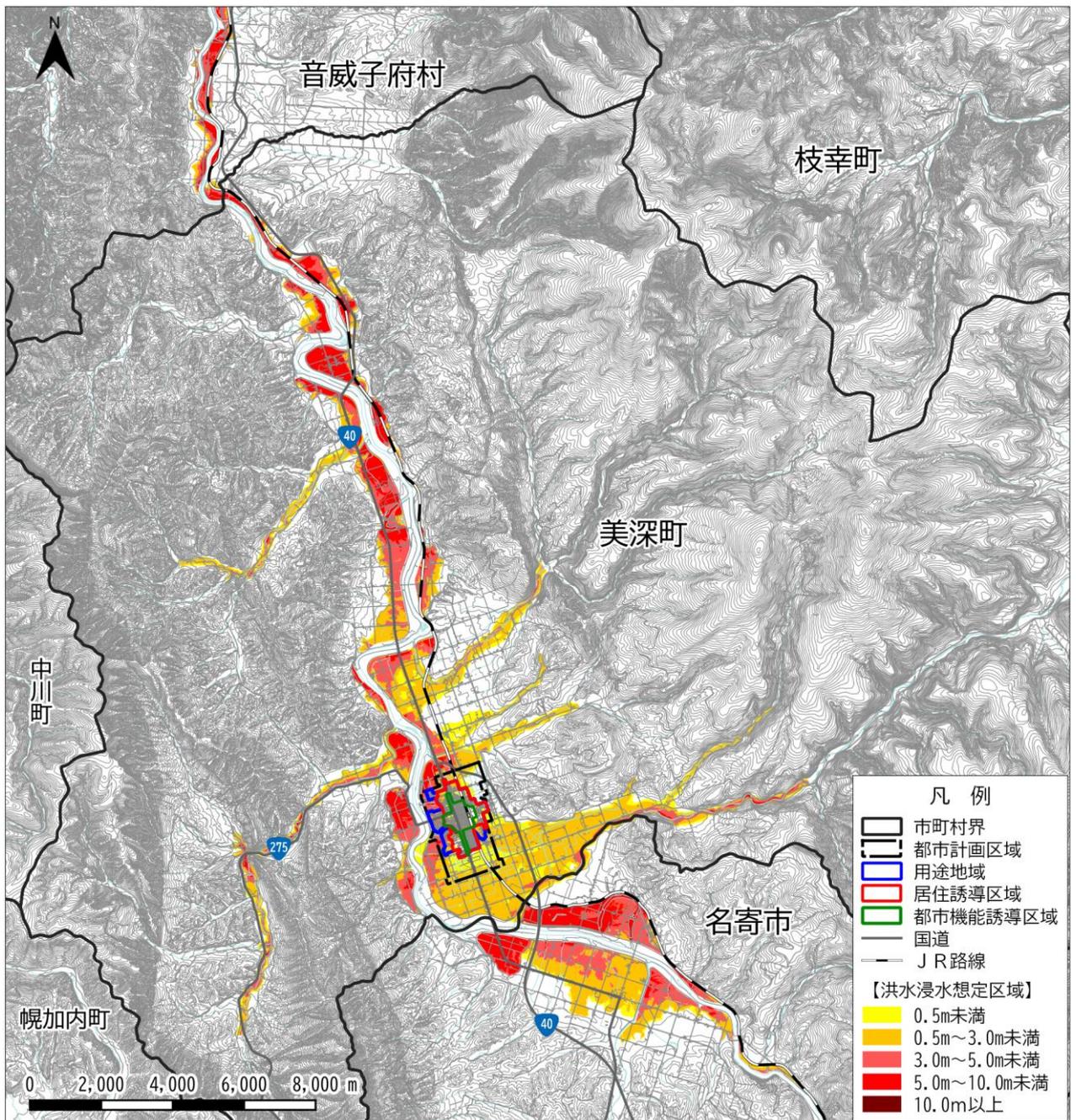


図 8-2 洪水浸水想定区域の分布状況 (全域・天塩川及び天塩川水系河川)

市街地周辺においては、西側の一部区域が「3.0m～5.0m未満」、「5.0m～10.0m未満」となっているほか、大部分の区域が「0.5m～3.0m未満」となっていることから、災害リスクは高いと考えられます。

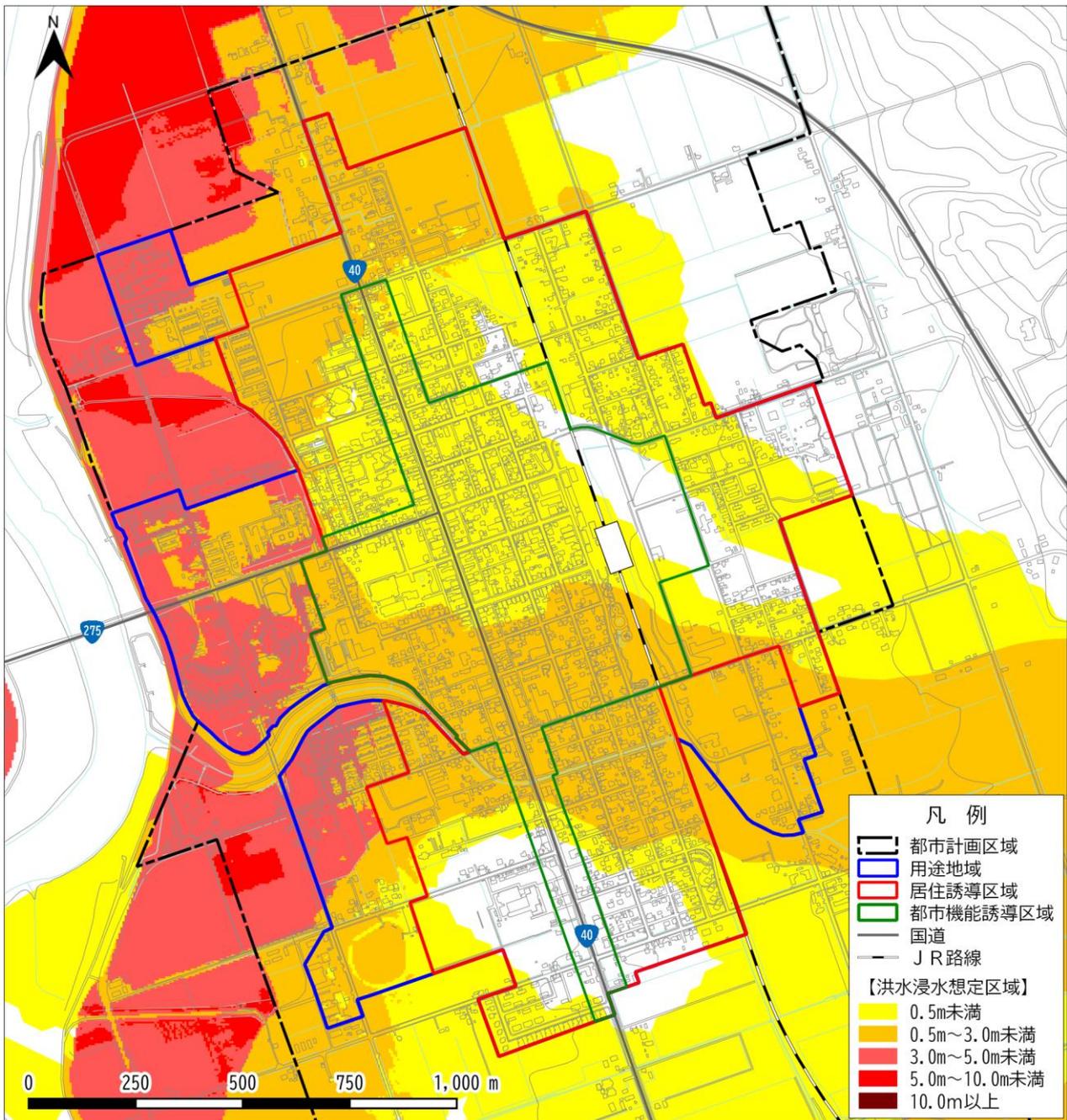


図 8-3 洪水浸水想定区域の分布状況（市街地・天塩川及び天塩川水系河川）

②浸水継続時間

天塩川沿いの広範囲に「24時間以上72時間未満」の区域が分布しています。

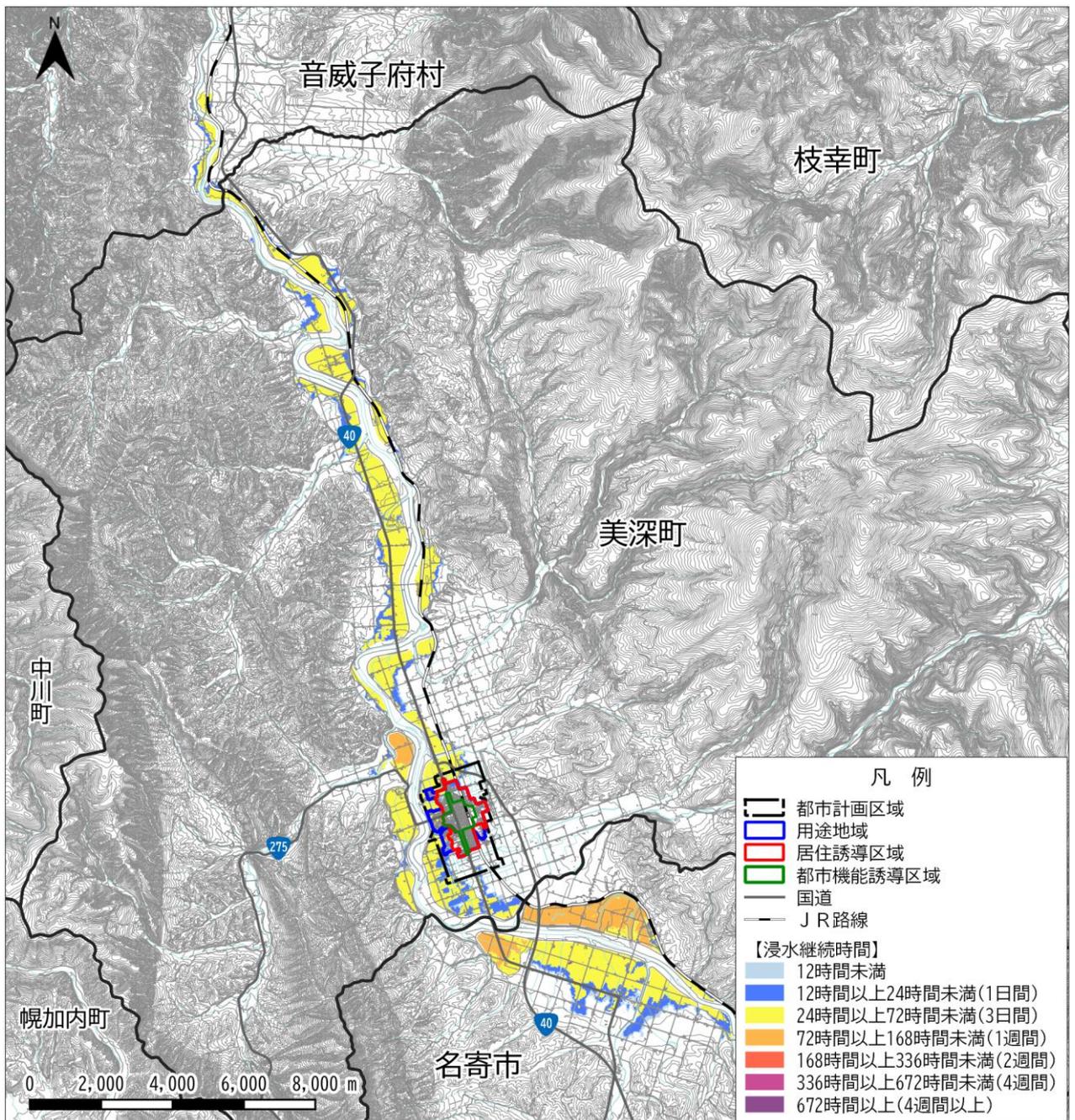


図 8-4 洪水浸水想定区域・浸水継続時間の状況（広域・天塩川）

市街地周辺においては、主に西側が「24時間以上72時間未満」の区域が分布しているほか、国道40号付近の一部においては、「12時間以上24時間未満」の区域が分布しています。

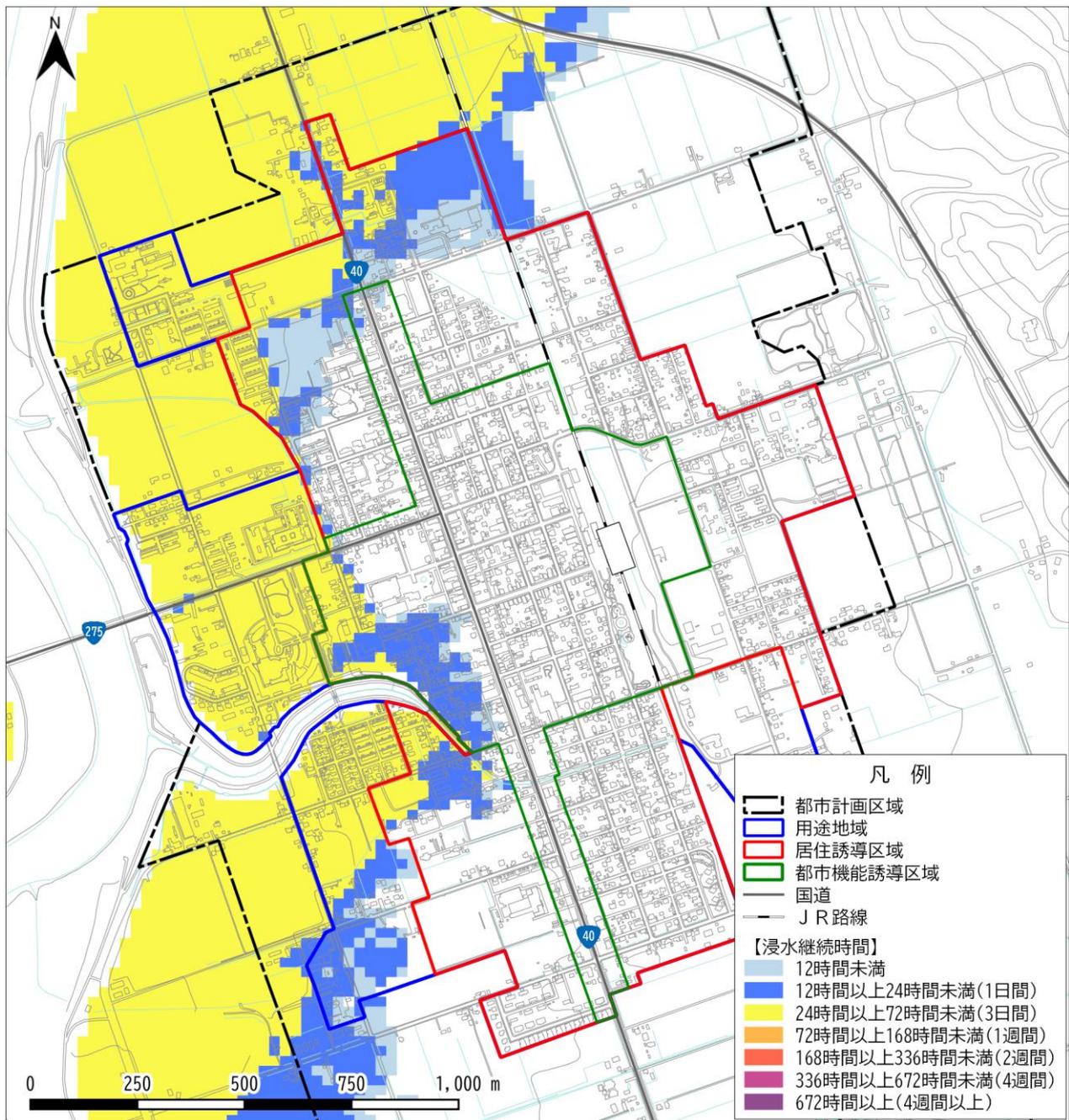


図 8-5 洪水浸水想定区域・浸水継続時間の状況（市街地・天塩川）

(3) 土砂災害

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、地域間道路の沿道に数か所分布しているところもあり、災害時に地域間の移動が遮断されるリスクがあると考えられます。

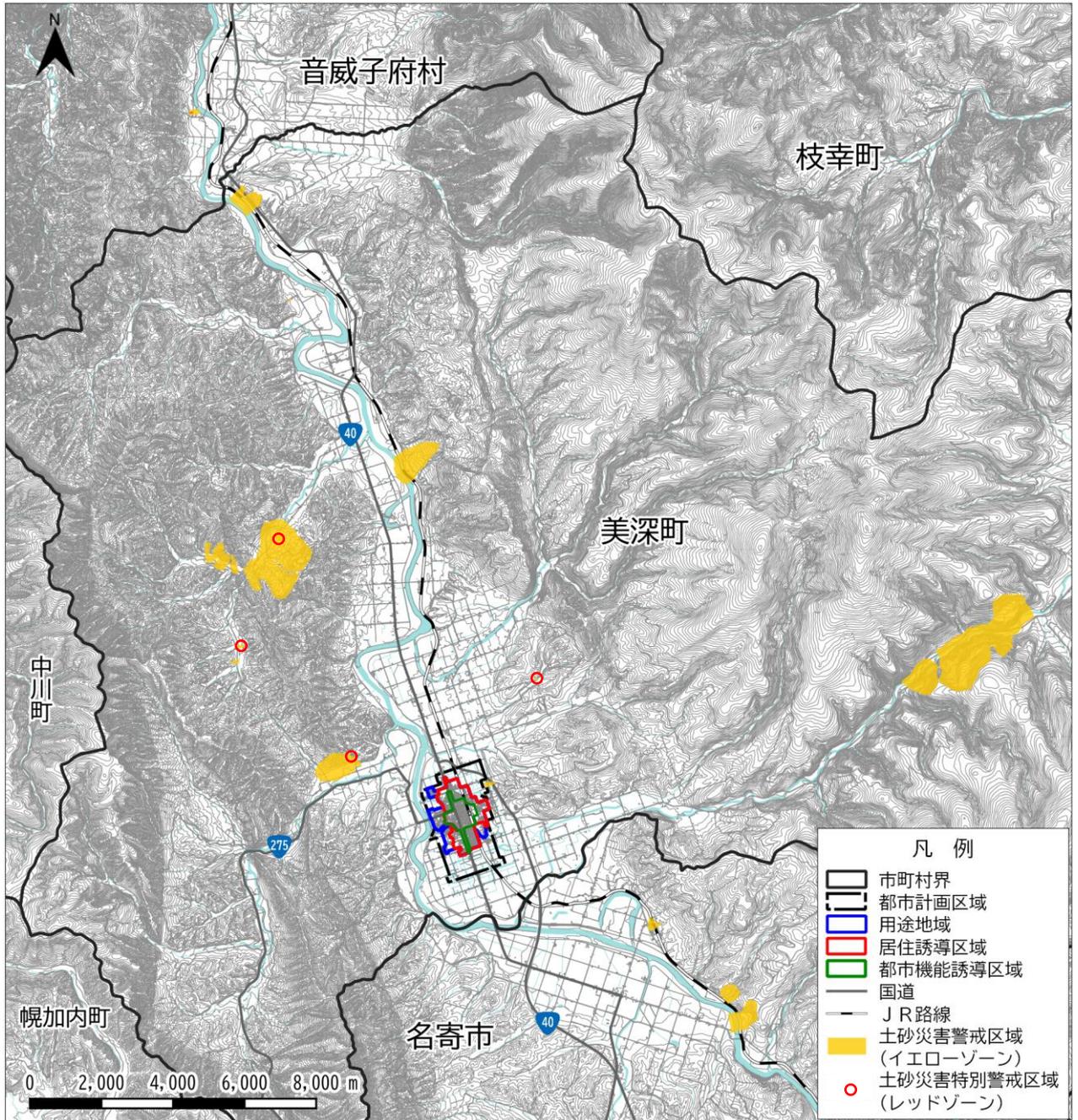


図 8-6 土砂災害警戒区域の分布状況 (広域)

市街地周辺においては、東側の一部(東二号の沢川)に分布しているが、令和2年度から3年度において砂防堰堤工事を実施・完了していることから、災害リスクは低いものと考えられます。

(イエローゾーンは対策を講じてもすぐに除外はされないしくみ)

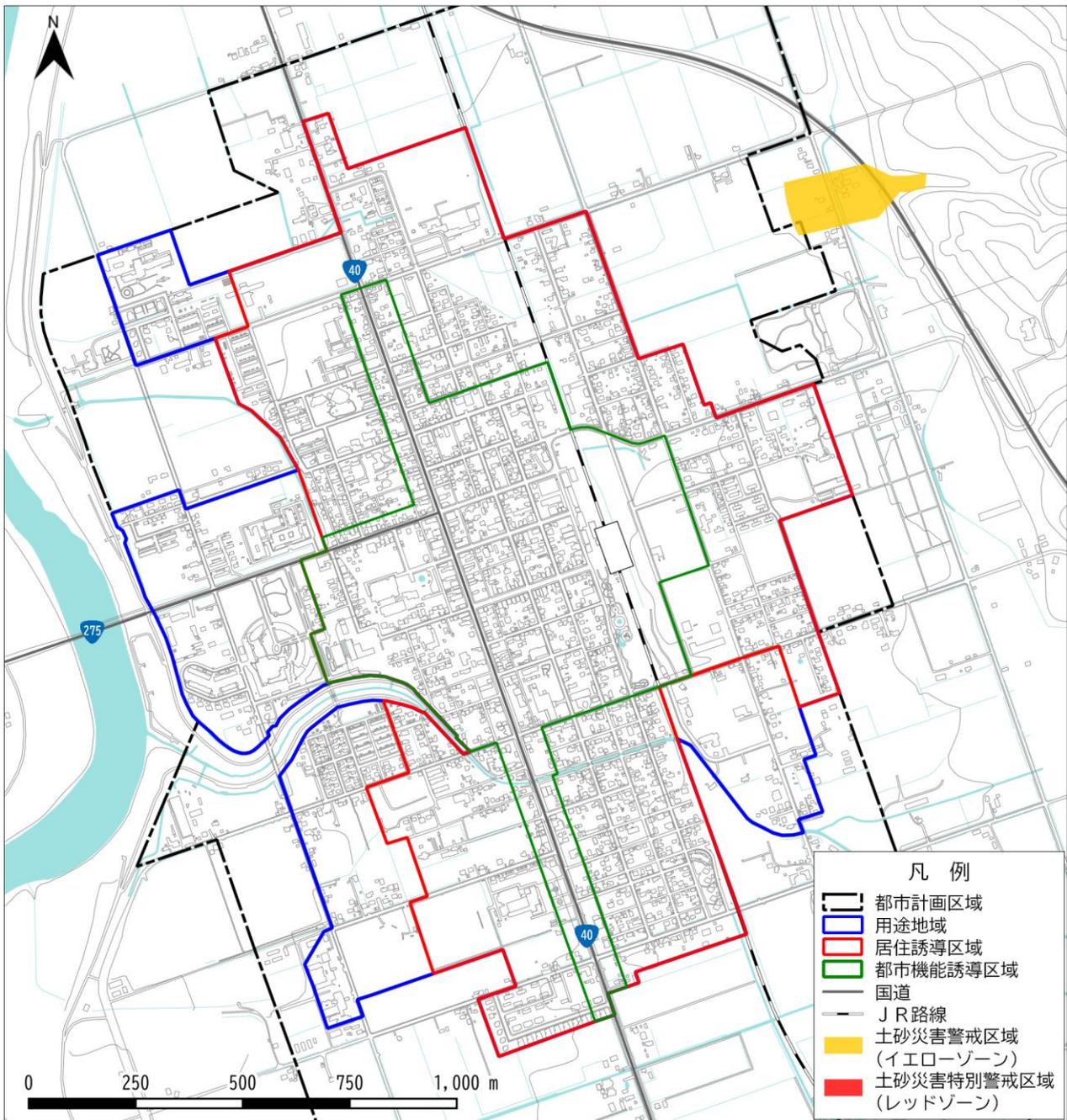


図 8-7 土砂災害警戒区域の分布状況 (市街地)

8 - 3. 災害リスクの課題の抽出

以下に、災害リスクの課題を抽出し整理します。

(1) 洪水災害の課題

- ・天塩川に近接しているため、一部地域(市街地西側)は想定最大規模が3.0m以上の浸水想定区域で、浸水想定時間も最大3日間程度となっているため、垂直避難は困難であると想定される地域がある
- ・市街地の大部分は浸水想定区域の想定最大規模が0.5m以上となっており、特に国道40号西側に集中している
- ・文化会館COM100は想定最大規模が5.0m未満の浸水想定区域にあり、浸水想定時間も最大3日間程度となっているため、屋上を含め垂直避難(2階の階高4.8m)は困難である

(2) 土砂災害の課題

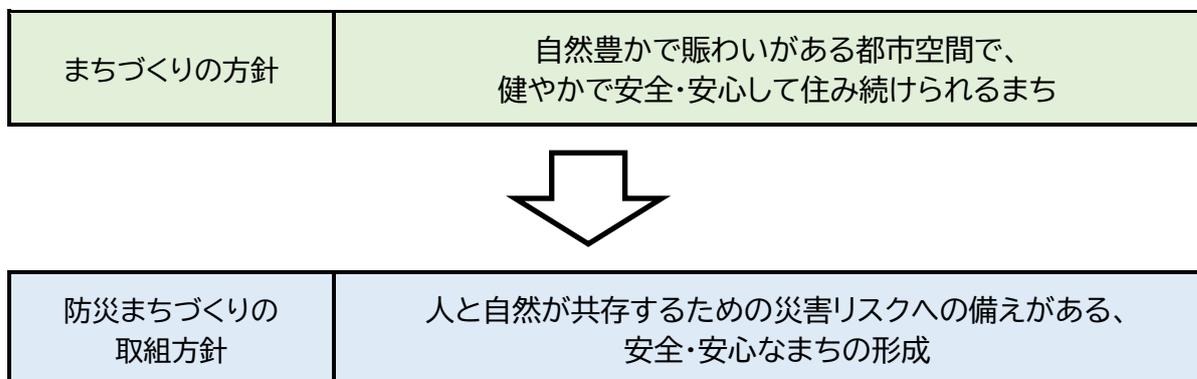
- ・土砂災害警戒区域は、市街地東部の都市計画区域外の一部区域で名寄美深道路に掛かっているものの、既に対策工事がなされているため、交通が制限されるなどの災害のリスクは極めて低い

8 - 4. 防災まちづくりの取組方針

(1) 取組方針

美深町は、市街地西部に天塩川が流れていることから、今後においても洪水浸水の災害リスクを完全に避けることはできません。

そのため、第2章と前項で整理した災害リスクに関する課題から、ハードとソフトの両方からの総合的な対策を図り、災害被害を最小限に抑えるための防災及び減災の考え方を基本とした取組みを行うこととします。



(2) 具体的な取組及び目標

美深町が講じる施策のほか、国や北海道、民間事業者等の他の主体により講じられる対策との連携も視野に入れ、関係部局との連携や調整を図りながら取組むこととします。

表 8-2 具体的な取組と目標

分類	具体的な取組	目標
ハード面	防災拠点となる公共施設等の整備	洪水災害時の避難場所収容人数の確保
	防災拠点としての空き家・空き地の活用	同上
	避難道路や橋梁の維持・補修	避難路の確保
	河川堤防整備、河道掘削等による流下能力の向上	洪水浸水想定区域の縮小
ソフト面	避難体制の見直し・強化	災害時の迅速な避難
	被災後の早期復旧・復興体制の強化	災害からの早期の復旧・復興
	「美深町洪水ハザードマップ」の更新と、地域住民への配布・周知	町民の防災意識の向上
	地域住民への避難訓練や防災グッズ補助等の支援	災害時に町民自らによる備える自助意識の向上

(3) スケジュール

前項で整理した具体的な取組の短期・中期・長期のスケジュールを以下に設定します。

表 8-3 スケジュール

分類	具体的な取組	スケジュール		
		短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
ハード面	防災拠点となる公共施設等の整備	→		
	防災拠点としての空き家・空き地の活用	→		
	避難道路や橋梁の維持・補修	→		
	河川堤防整備、河道掘削等による流下能力の向上	→		
ソフト面	避難体制の見直し・強化	→		
	被災後の早期復旧・復興体制の強化	→		
	「美深町洪水ハザードマップ」の更新と、地域住民への配布・周知	→		
	地域住民への避難訓練や防災グッズ補助等の支援	→		

第9章. 誘導施策・届出制度

9-1. 誘導施策

誘導方針に基づき、居住誘導と都市機能誘導において以下の誘導施策を検討・実施していきます。

表 9-1 誘導施策

誘導方針	分類	誘導施策
①まちなかの活力・賑わいの形成	居住誘導	①空き地・空き家の利活用 「美深町空家等対策計画(仮称)」の策定について検討するとともに、計画に基づいた空き家等の適切な管理を目指します。また、空き地・空き家について、移住者向けの住宅をはじめ、有効活用の方法について検討します。
	都市機能誘導	②まちなかの賑わい創出 行政や地元の事業者の連携により、まちなかの活力や賑わいを創出するため、中心市街地における都市機能の集約や維持に向けた取組等を検討します。 ③行政・公共施設の機能再編・集約 「美深町公共施設等総合管理計画」に基づいた行政施設・公共施設の適正な維持管理・配置を推進することで、町民への行政サービス等の利便性が向上するよう、施設機能の再編や集約を含めた検討を推進します。
②安全・安心で快適に暮らせる拠点の形成	居住誘導	①高齢者や障がい者に配慮した道路空間の整備 高齢者や障がい者等の移動が円滑となり、徒歩での生活を可能とすることを目的に、道路の改良時には歩道のバリアフリー化を推進します。 ②冬季間の除排雪サービスの整備 冬季間において、積雪等による移動の制約が低減するよう、道路の除排雪サービスの維持を図るとともに、ニーズや必要性に応じて除排雪サービスの内容を検討します。 ③災害に向けた対策と居住誘導 洪水浸水等の危険区域に居住している住民への移転を支援する施策を検討するとともに、防災拠点の整備やインフラ改修等を推進します。また、町民の防災意識の醸成のため、避難訓練やハザードマップ配布等の取組を図ります。
	都市機能誘導	④「美深町特別養護老人ホーム」の移転・建替えと複合化 「第9期美深町高齢者保健福祉等計画」に基づき、老朽化した「美深町特別養護老人ホーム」の建替えを図ります。建替えにあたっては、現施設が洪水浸水想定区域にあるため、浸水区域外への移転を行うほか、「美深町特別養護老人ホーム移転新築工事基本設計」に基づき、「高齢者と地域の人達のふれあいが可能な複合型福祉施設」としての整備を図ります。
③持続可能な公共交通ネットワークの形成	居住誘導	①持続可能で利便性の良い公共交通サービスの整備 「美深町地域公共交通計画」に基づいた、交通弱者や利用者のニーズに応じた持続可能な公共交通サービスの確保や見直しを行うほか、コスト削減を見据えた効率化等を目指すとともに、町民の公共交通の利用促進に向けた周知・情報発信を推進します。

9 - 2. 届出制度

(1) 居住誘導区域外における届出・勧告制度

都市再生特別措置法において、居住誘導区域外で表9-2の行為を行う場合は、住宅開発等の動向を把握するため、その行為に着手する30日前までに町長への届出が義務付けられています。

町長は、この届出に関わる行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合には、届出者と協議・調整を行い、必要に応じて勧告等を行うことができます。

表 9-2 届出の対象となる行為（居住誘導区域外）

種類	対象となる行為	
開発行為	届出必要	<ul style="list-style-type: none"> ・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 
		<ul style="list-style-type: none"> ・1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 
	届出不要	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅以外で、人の居住の用に供する建築物（例えば寄宿舍、有料老人ホーム等）として条例で定めたものを建築する目的で行う開発行為 ・規模が800㎡、2戸の開発行為など 
建築等行為	届出必要	<ul style="list-style-type: none"> ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 
	届出不要	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合 ・1戸の住宅を新築しようとする場合 

(2) 都市機能誘導区域外における届出・勧告制度

都市再生特別措置法において、都市機能誘導区域外で表9-3の行為を行う場合は、誘導施設整備等の動向を把握するため、その行為に着手する30日前までに町長への届出が義務付けられています。

町長は、この届出に関わる行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合には、届出者と協議・調整を行い、必要に応じて勧告等を行うことができます。

表 9-3 届出の対象となる行為（都市機能誘導区域外）

種類	対象となる行為
開発行為	・新たに誘導施設を有する開発行為を行おうとする場合
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

(3) 都市機能誘導区域内における届出・勧告制度

都市再生特別措置法において、都市機能誘導区域内で表9-4の行為を行う場合は、既存建物や設備の有効活用等の機能維持に関する機会確保のため、その行為に着手するの30日前までに町長への届出が義務付けられています。

町長は、新たな誘導施設の立地の誘導を図るため、休止または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる場合には、届出者に対し必要に応じて建築物の存置等について助言・勧告を行うことができます。

表 9-4 届出の対象となる行為（都市機能誘導区域内）

種類	対象となる行為
休止又は廃止	・都市機能誘導区域内の既存の誘導施設を休止または廃止しようとする場合

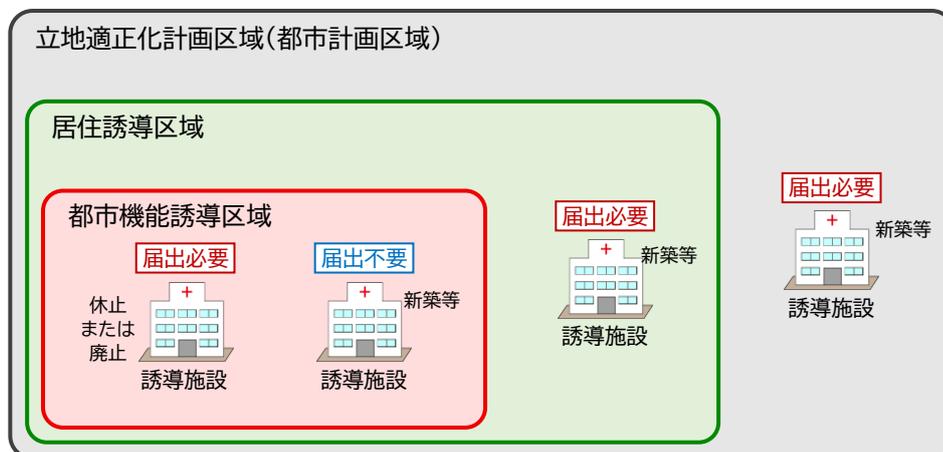


図 9-1 届出の対象となる行為

第10章. 目標の設定と評価方法

10-1. 目標の設定

本計画のまちづくりの方針「自然豊かで賑わいがある都市空間で、健やかで安全・安心して住み続けられるまち」を令和22年までに実現するための、居住誘導区域内の人口密度の目標を以下のとおり設定します。

表 10-1 人口密度の目標

評価指標	現状の用途地域内人口密度 (令和2年)	目標年次の居住誘導区域内人口密度 (令和22年)
人口密度	14.3人/ha	10人/ha以上

また、誘導施策のうち、次の項目について評価指標及び目標値を設定します。

表 10-2 評価指標及び目標値（誘導施策）

誘導方針	誘導施策	評価指標	基準値	目標値
①まちなかの活力・賑わいの形成	①空地・空家の利活用	・美深町空家等対策計画の策定状況	・未策定	・当該計画策定による目標値
	②まちなかの賑わい創出	・高次都市施設として整備する美深町ふれあいセンターの年間利用者数	・913人 ※令和6年度新生コミュニティセンター利用者数	・3,356人 ※徒歩圏内(800m)利用者数に入居者家族及び付添人を含む
	③行政・公共施設の機能再編・集約	・公共建築物の総床面積 ※「美深町公共施設等総合管理計画」より	・102,745㎡ ※H28年現在の公共建築物の総床面積	・88,361㎡ ※20年間(H28年～R17年)の縮減目標14%がR22年まで続くと仮定した場合
②安全・安心で快適に暮らせる拠点の形成	①高齢者や障がい者に配慮した道路空間の整備	・「公共施設等のバリアフリー化」の満足度 ※「美深町立地適正化計画アンケート」より	・37.9% ※「満足」、「やや満足」の回答者の合計	・81.0% ※「どちらでもない」と回答した層が「満足」に転換した場合
	②冬季間の除排雪サービスの整備	・「生活道路及び門口の除排雪」の満足度 ※「美深町立地適正化計画アンケート」より	・47.9% ※「満足」、「やや満足」の回答者の合計	・68.0% ※「どちらでもない」と回答した層が「満足」に転換した場合
	③災害に向けた対策と居住誘導	・災害時に自分が避難する避難所の把握、自宅での備えを持つ人の割合 ※「美深町立地適正化計画アンケート」より	・57.7% ※「防災意識の低さ」についての3つの設問の平均値	・80.0% ※想定される災害状況、危険区域が「わからない」と回答した層が「把握している」に転換した場合
	④「美深町特別養護老人ホーム」の移転・建替えと複合化	・誘導施設として整備する美深町デイサービスセンターの年間利用者数	・2,911人 ※令和6年度実績値	・2,911人 ※65歳以上人口が減少する中でも利用者数を維持
③持続可能な公共交通ネットワークの形成	①持続可能で利便性の良い公共交通サービスの整備	・住民一人当りの行政コスト(地域内公共交通維持費) ※「美深町地域公共交通計画」より	・3,190円/人 ※フレンドバスと仁宇布線デマンドバスの令和4年度町補助金 ※12,410千円÷3,890人	・3,200円/人 ※現状のサービスを維持 ※基準年値レベルの維持費での運営を目指す

10-2. 評価方法

本計画は、目標年次の令和22年を見据えた計画ですが、PDCAサイクルの考え方に基づき、「まちづくりの健康診断」を毎年実施することで、誘導施策の取組状況や目標の指標の分析及び評価を行います。

その結果に基づき、必要に応じて誘導区域、誘導施設、誘導施策等の再検討を含む立地適正化計画の見直しを行い、適切に計画を推進します。

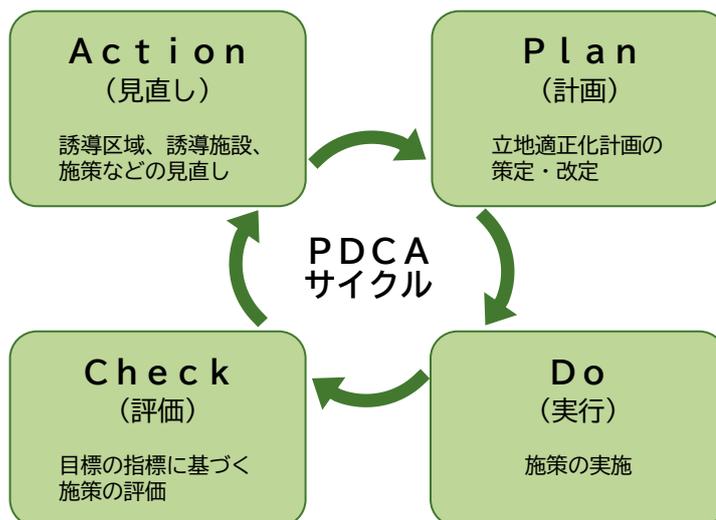


図 10-1 PDCAサイクルのイメージ